

第百八回 参議院農林水産委員会會議録第一号

昭和六十二年三月二十六日(木曜日)  
午前十時開会

委員氏名

委員長 高木 正明君  
理事 北 修二君  
理事 水谷 力君  
理事 宮島 澁君  
理事 稲村 稔夫君  
理事 刈田 貞子君  
理事 青木 幹雄君  
理事 上杉 光弘君  
理事 浦田 勝君  
理事 大塚清次郎君  
理事 川原新次郎君  
理事 熊谷太三郎君  
理事 坂野 重信君  
理事 鈴木 貞敏君  
理事 初村滝一郎君  
理事 本村 和喜君  
理事 上野 雄文君  
理事 菅野 久光君  
理事 村沢 牧君  
理事 及川 順郎君  
理事 下田 京子君  
理事 橋本 敦君  
理事 三治 重信君  
理事 喜屋武眞榮君  
理事 山田耕三郎君

三月十日 諫山 博君  
三月二十四日 吉岡 吉典君  
三月二十四日 諫山 博君  
補欠選任 諫山 博君  
補欠選任 佐藤 昭夫君

出席者は左のとおり。

委員長 高木 正明君  
理事 北 修二君  
理事 水谷 力君  
理事 宮島 澁君  
理事 稲村 稔夫君  
理事 刈田 貞子君  
理事 青木 幹雄君  
理事 上杉 光弘君  
理事 浦田 勝君  
理事 大塚清次郎君  
理事 川原新次郎君  
理事 熊谷太三郎君  
理事 坂野 重信君  
理事 鈴木 貞敏君  
理事 初村滝一郎君  
理事 本村 和喜君  
理事 上野 雄文君  
理事 菅野 久光君  
理事 村沢 牧君  
理事 及川 順郎君  
理事 下田 京子君  
理事 橋本 敦君  
理事 三治 重信君  
理事 喜屋武眞榮君  
理事 山田耕三郎君

委員

委員の異動  
一月二十六日 辞任 橋本 敦君  
補欠選任 諫山 博君  
二月二十六日 辞任 補欠選任 山田耕三郎君

國務大臣

農林水産大臣 加藤 六月君

政府委員

農林水産大臣官房長 磯 滋君

農林水産省農蚕園芸局長 浜口 義廣君

林野庁長官 田中 宏尚君

林野庁次長 松田 堯君

水産庁長官 佐竹 五六君

事務局側

常任委員会専門員 安達 正君

説明員

環境庁自然保護局長 楠木 伸一君

環境庁自然保護局長 佐野 弘君

環境庁生物保護局長 吉池 昭夫君

環境庁水質保全局長 内山 壽紀君

厚生省生活衛生局長 濱田幸一郎君

農林水産省畜産局 濱田幸一郎君

本日の會議に付した案件

○國政調査に関する件

○松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高木正明君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一月二十六日、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として諫山博君が選任されました。

また、去る三月二十四日、諫山博君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

した。

○委員長(高木正明君) 次に、國政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期國會におきましても農林水産政策に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高木正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高木正明君) 次に、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

松くい虫被害対策特別措置法は、松くい虫による異常な被害の終息を図るため、昭和五十二年に五年間の限時法として制定されたものであります。その後、松くい虫の被害が拡大したため、昭和五十七年に、各般の対策を総合的に実施することとした上、その有効期限を五年間延長し、今日に至っております。

この間、政府といたしましては、鋭意松くい虫の防除に努めてきたところであります。この結果、昭和五十六年度に二百七万立方メートルに及んでいた被害量は、昭和六十年年度には百二十六万立方メートルにまで減少し、全体としては、松くい虫の被害の鎮静化に相当の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、被害量は依然として百万立方メートルを超えており、地域によっては被害は拡

大傾向にあるなど、異常な被害が終息する状況には至っておりません。

このため、松くい虫被害対策特別措置法が、本年三月三十一日に失効するに当たり、これまでの防除の経験等を踏まえ、被害の実態に応じた効果的な対策を講ずるため、所要の改正を行うこととして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、松くい虫被害対策特別措置法を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、防除を必要性の高い地域において重点的に実施するため、都道府県知事等が積極的防除を推進する松林の範囲を変更することとしております。

第三に、駆除を効果的に行うため、被害木の伐倒とあわせて破砕、焼却等を行う特別伐倒駆除を命令することができるよう松林の範囲を拡大することとしております。

第四に、松くい虫の羽化直前に被害が発現し、命令の系統をとるといふのが被害木について、的確に駆除を行うため、都道府県知事は、駆除命令にかえて、みずから伐倒して薬剤による防除を行うことができることとしております。

第五に、都道府県知事は、他の樹種等から成る森林への転換を促進するため、対象となる松林を公表し、必要な助言及び指導に努めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(高木正明君) 以上で趣旨説明は終わりました。

次に、補足説明を聴取いたします。田中林野庁長官。

○政府委員(田中宏尚君) 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提

案理由を補足して御説明申し上げます。

本法を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につきまして、若干補足させていただきます。

第一に、松くい虫被害対策特別措置法の有効期限の延長であります。

松くい虫被害対策特別措置法は、本年三月三十一日限りで失効することとされておりますので、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進するため、その有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の範囲の変更であります。

高度公益機能松林は公益的機能が低い松林として、被害拡大防止松林は被害の拡大を防止する上で重要な松林として、それぞれ、都道府県実施計画に基づき、農林水産大臣または都道府県知事が命令等により防除を行う松林であります。最近における被害の状況等にかんがみ、防除を重点的かつ効果的に実施するため、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を、保安林等特に保護すべき松林に限定することとしております。

第三に、特別伐倒駆除を命令することができる要件の変更であります。

被害木の伐倒とあわせて破砕、焼却等を行う特別伐倒駆除の命令につきましては、従来一定の被害率以上の松林を対象としておりましたが、松くい虫の被害が未発生地域等へ拡大するのを防止するため、農林水産大臣または都道府県知事は、被害の程度にかかわらず、必要があるときは、特別伐倒駆除の命令をすることができることとしております。

第四に、緊急伐倒駆除の新設であります。

近年、冬から春にかけて五月雨的に被害が発現するいわゆる年越し枯れが拡大する中で、従来の駆除命令の系統をとっていたのでは、松くい虫の羽化までに的確に駆除を行うことが困難となる場

合が生じております。このため、都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、高度公益機能松林または被害拡大防止松林につき、緊急伐倒駆除として、駆除命令にかえてみずから伐倒駆除を行うことができることとしております。また、これに伴い、緊急伐倒駆除を実施できる期間、実施の系統等に関し必要な規定を設けることとしております。

第五に、樹種転換の推進であります。

都道府県実施計画におきましては、他の樹種等から成る森林への転換に関する事項を定めることとされておりますが、これを積極的に推進していくため、都道府県知事は樹種転換すべき松林を公表し、必要な助言、指導を行うよう努めるものとするとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(高木正明君) それでは、これより質疑を行います。

○上野雄文君 私から質問をしたいと思います。

が、今度この法案を審議するに当たって、私は私なりに現地を見てまいりました。全国的に見て歩くなというところはとてどもありませんので、我が栃木県内を見て歩いたんであります。というの、ちようどうの県あたりが北と南の接点になっておりますし、今まであんまり目立った被害を受けていないというところではなかっただけに代表的な姿を示しているのではないのかなと、こう思っ見て歩いたわけでありました。

それで一番先に気がついたのは、かつて私が県議員をやっておったころ、五十七年に最初の延長になったわけですけれども、そのころはまだまだそれほどひどくなかったんであります。最近では非常に目立ってまいりました。防衛線が約二十五キロから三十キロぐらいい、北へずっと上がら

ざるを得ないという大きな変化が出てまいったわけですね。こういう状況でありますだけに、私も、この松くい虫防除に関して、やはり早急な手を打っていかねばなるまいということを痛切に感じたわけでありました。

そこで、まず最初にお尋ねをしたいと思っておりますのは、山の手入れが悪いというふうな一口に言われるわけですが、これはやはり材価の低迷、林業の経営への意欲の喪失、結局は山に入らないというふうな問題が起ってきたことに最大の原因がありはしないかなと、こう思うんです。

農水省で出しております最近の林産物の輸出入の統計月報によりまして、素材の輸入が減少傾向を示している。この統計でいきますと、去年の十一月までの月別のものが出ておりますが、ごく最近の資料でこういう傾向に変化がないのかどうか、輸入の実態についてちょっと教えてもらいたいなと、こう思うんです。この統計月報でまいりますと、八四年と八五年の対比で、価格で対前年比九一・五。円高の影響もあるかとも思いますが、けれども、その辺のこともひっくるめてひとつ実情をお知らせいただきたいと思っております。

○政府委員(田中宏尚君) 我が国の木材需給の基本的な状況でございますけれども、我が国の木材需要は長期にわたり残念ながら低迷しております。このため、近年におきます木材の供給は、国産材につきましてはトータルで全体として約三千万立米を上回る水準、それから輸入材につきましては六千万立米をやや下回る水準ということで推移してきたわけでございますけれども、去年から若干様相を異にしてまいりました。

その一つは、住宅の着工回復。去年百三十六万戸という着工数字に相なったわけでございます。そういうことから木材の需要というものが相当増加してきたということに加えて、円高という問題で輸入材の価格競争力というものが相当高まってきたということがございまして、外材の輸入量というものがふえてきているわけでございます。



うに考えておられますか。

○政府委員(田中宏尚君) 試験研究の分野でございまして、ゴールをこと決めてかかるということがなかなか難しい性格にあることはひとつ御理解いただきたいと思えますけれども、少なくとも我が試験研究体制におきましては一番の最重点点試験科目ということで、いろいろなジャンルの研究者を結集いたしました取り組んでいるところでございまして、できるだけ早く先生から御指摘ありましたような点を究明し、それからいろいろな研究段階で解明されてきております技術というものを実実の実用に供し得る段階までできるだけ早く高めてまいりたいと思っております。

○上野雄文君　原因が、挙げてマツノザイセンチュウとそれの運び屋マダラカミキリに全部集中しているかもしれませんが、そう言ってみても、山に人手が入らなくなったことが最大の原因ではないか。

私、子供のころ、農家の育ちでありますから、松林に行つて燃料としての松を切つたり、あるいは松葉さらいをやつたり、いろいろなことをやつてまいりました。で、日にちをさかのぼつてみますと、昭和十七年に補助金制度がスタートしたときに、そのころ我々が山に行つてそういう作業をやつておつたところと比べてみますと、やはりそれだけではなくて、冒頭申し上げましたが、人手が山に入らなくなつたということに最大の原因がありはしないか、あるはずだと私は思いたいわけであります。松材の積極的な利用とかなんかという面で人間が山へ入らざるを得ないような仕組みといますか、そういうものについて何か考えていることはありますか。

○政府委員(田中宏尚君) 先生御指摘のとおり、従来は薪炭利用という形で結果的に現在で言います伐倒駆除に相応しますものを、薪炭の利用をするということを通じて行われていたという点もあるわけでございますし、それから甘ですと、少し赤くなりますと人手ですぐ切りまして薪炭に即利用するというようなことで、機動的なそれぞれ

の地元での草木ごとの処理というものも結果的にいろいろとやられていたわけでございます。それが残念ながらこういう燃料革命ということで、松材に対する燃料需要が減退いたしましたして、そういうきめ細やかなくまざる防除というものができなくなってきたという点は確かにあるかと思っております。

そういうこともございますので、やはり何とい  
いまして、こういう病気の対策というものは、  
それぞれの地域の住民の方なりあるいは所有者、  
そういう方々の常日ごろの監視なり努力というこ  
ととが息の長い防除ということにつながるかと思  
っております。それぞれの地域でも被害対策推  
進連絡協議会というような形で多くの関係者に御  
参集いただきまして、いろいろそういうPRなり  
をいたしますとともに、それから仕事の面でも、  
例えば移動チャッパーでありますとか、現在の労働  
力なりいろいろな需給関係からいまして、一々  
木を下まで持つてきて売るといふ形もコスト的に  
問題があったりあるいはかえって病気をばらまく  
というような問題もございますので、山の中でチ  
ャップにできる移動チャッパーというようなものもう  
ちで行っております補助事業の一つのメニューと  
して採択いたしているわけでございます。

そういうようないろんな施策をきめ細やかに積み上げて、何とか少しでも終息に近づくような努力を積み重ねたいと思っております。

○上野雄文君　うちの県のはらを吹くわけではないんですけれども、松くい虫防除へ地域ぐるみで林業事務所が音頭取りで全部集めて、松くい虫はこういうものだという学習会なんか計画して積極的によっているんですね。わけても若い人たち、例の何といいましたかな、林業の関係の青少年の組織がありますね、それを集めたりしてやっているようにすね。だから、こういうことについての積極的な取り組みができるような仕組みと、ものをやはりやってもらいたいなと、こういうふう

実は、今度県の職員と一緒にずっと歩きながら

いろんな雑談をしたわけですが、昭和四十四、五十年代の古いフィルムがあるんです。炭焼き窯の炭焼きの番をしながら、プロパンガスを持ってきてお湯を沸かしてお茶を飲んでいるのが映っている、そういうフィルムがあるんですね。これはエネルギー革命からずっと来た問題ですから、一林野庁あるいは農水省だけで取り組もうといったってなかなか難しいだろうとは思いますが、今度は、角度を変えたそういう住民運動というか地域運動というか、そういうものを盛り上げるようなものをどんどんやってもらいたいな、そういう面にも積極的な金をつけるような仕組みを考え、出したらいいのではないかなと思っていますが、こういうことについての皆さんの方での取り組みで、大変な成果がどこかで上がっているなという事例がありますか。

○政府委員(田中宏尚君) 各地でいろんな知恵を出していただきまして、具体的な優良事例がいろいろ出てきておるようでございますけれども、国としたしまして、ただいま先生からお話がありまして、地域住民の方々がどう認識し、常日ごろの生活の中で松をどう守っていくかということがまさしく一番肝要でございますので、来年度予算におきまして、そういうソフト面といえますか、協議をするなりみんなで雰囲気盛り上げます、こういう面につきまして予算措置等も充実したところでございます。

○上野雄文君 いずれにしても、人手が入らなくなつたというのは大問題だ、こういうふう  
に認識をする必要があるのではないかと、こう  
思ふんです。

さらに、一緒に歩いていて、彼らの悩みは一体何なんだと、こう言ったら、所有者の確認というのが大変な手間なんですわ。今度の特別伐倒、それからさらに緊急伐倒、これはやはり所有者の確認ということはつきまとうわけでしょう。うちの所有する林業事務所でもうどうしようもないから切っちゃったら、おれの木を勝手に切りやがったと言つてどなり込まれてきてえらい目に遭つたとい

う問題なんかも実は起こっているんです。最近  
はうちの県だけではなくて、関東近県そうなん  
でしょうけれども、山が投機の対象になっていま  
すから、どんどん売られていっちゃって、もとの  
ところへ行ってみても今はどうなっているかわ  
からないというような話になりがちなんです。  
この辺の取り組みについて、ひとつ一層の研  
究をお願いしたいということを要望しておき  
たいと思います。

それから、きのうですが、テレビで、何か、山陰地方での伐倒駆除をしている、切つて薬をかけてビニールをかけて、さらにチップにしてお出すというので完全駆除だという、そういう放送があったといふんですね。何人かの方々から私も聞かされたんですが、あれが全部できれば大したものですね。それはやるべくしてやりようもない。ただ、チップにして、材料として引き取つてくれと言つてみてもどうもいい顔をして引き取つてもえなない、この悩みがありますね。ですから、この辺について、先ほどは外国産の物よりも国内のチップの方が安いという話なので、その辺の手の打ち方が何かありやしないかというふうに思うので、それもぜひひとつやつていただきたいなと、こう思っています。

それから、時限立法の問題にも及んでお聞きしたいんでありますけれども、これは先ほど来申し上げておるように、昭和十七年ごろからずっと問題が起こつてきて、このところ十年間時限立法で二回対応してきた、今度さらに五年間延長という話のようですが、いろいろ話を聞いてみますと、それだけでおさまりがつくとは考えられないかと、こう思うんですが、この辺のことについて大臣どういふふうにお考えですかね。

それからもう一つ。今度はちよつと違います  
が、同じ材木のことなものですから。  
こういう材価の低迷で頭を抱えちゃっているの  
が木材業者ですね。きのう宿舎へ行きまして、  
売上税創設反対なんて言つて私のところへダブル  
パンチを受けるような状態になりかねないという

切実な訴えが来ているわけですね。

こういう問題までひっくるめて、大臣ひとつお答えをいただければと思います。

○国務大臣(加藤六月君) 第一点は、恒久法として取り組む考えはないかという御質問のようでございますが、松くい虫被害対策特別措置法は、松くい虫被害の激甚な状況に対処して、被害対策を緊急かつ総合的に推進するための臨時特例的な措置を定め、そして一定の年限内に異常な被害の終息を図ろうとするものでございまして、今回もこうした考え方に立って時限立法としているところでございます。

松くい虫被害については、先ほど来もございしましたが、なおいろいろあります。そして、異常気象の発生等不確定な要因はあるものの、往時に比べて半分に減少してきているところがございます。今後被害の先端地域における対策の強化や保全すべき松林の対策の徹底等を図ることによりましてこの異常な被害をできるだけ早期に鎮静化させまして、経常的な被害状態とするよう全力を挙げたいという意味で時限法で今回もお願いしたいとおるところでございます。

それから第二点の売上税に絡む木材の関係でございますが、私のところへ舞い込んだきたビラには、ことしじゅうに三千万の木材家を建てると百五十万得をするから早く建てなさいというようなビラも来ております。立木に関係した場合は非課税になっておるわけでございますが、木材ということになりますと課税になっておるようございまして、一日も早く国会で十分な御審議をいただきますして、いろいろな御意見等を十分議論していただきたいと思いますところでございます。

○稲村稔夫君 私、きょうは大変短い時間の中で審議をしなければならぬということになりますので、それこそ逐条で問題をいろいろとお聞きをしていく時間がないのは大変残念であります。それだけに考え方、やり方等について伺っていくというふうにしたいと思います。また、私は、この松くい虫問題というのは大変深刻な問題であります

ので、それこそ一日も早くこれを克服していかなければならぬ、そういう観点を基本に踏まえておりますし、それから山の緑、森林、農業というものに極めて大事であるということをお自身はもと本心に思っているつもりであります。そしてなせ農業、山の緑、森林が大切かということになれば、これはまさに人間の生きていくことに基本的にかかわっている大事な問題だからであります。

そういう観点を踏まえていろいろと御質問申し上げたいと存じますし、そしてまた、それこそ林野庁がいろいろの努力をしてこられた点もそれなり評価をしながら、同時にまたいろいろと耳が痛いという形のことになるかもしれませんけれども、それはそういう立場を踏まえているということとをひとつ御理解をいただきたいと思います。

それからまた、そうした時間の足りない中での質疑になりますので、私の方もできるだけ簡潔にしたいというふうに思いますけれども、お答えは、熱意の余り御丁寧過ぎることは必要ありませんので、できるだけわかりやすく簡潔にお答えをいただきます。このように思っております。ただし、今の売上税に対する大臣の答弁のようなことでは承服をいたしかねますので、その点はどうぞひとつしっかりと腹に置いておいていただきたいと思っております。

そこで、最初に私は松くい虫による松の被害対策の経過について若干伺いたいと思っております。上野委員からも少し出ておりましたけれども、

松くい虫の被害として確認されているのは一体いつごろからあるものでありましょうか。そしていわゆる大発生というのはその間に何回ぐらい起こっているのでありましょうか。そしてその大発生というのはどうして起こったのでありましょうか、あるいはそうした過去の大発生と今日の大発生というのについて何か違いがあるんでありましようか、その辺をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(田中宏尚君) マツノザイセンチュウによります被害につきましては、過去の文献によ

りますれば明治三十八、九年ごろに長崎市内で異常発生したという記録が、当時の枯損の態様なりそれから昆虫の描写というものから推測されているわけでございます。

それから、過去におきます被害の大発生の記録をいたしましては、昭和二十一年から二十六年にかけては西日本を中心にピーク時には年間百二十万立米というような被害が発生いたしております。この被害は、その枯損の態様も現在言われておりますマツノザイセンチュウによるものと全く同じでございます。またまたこの当時のマツノマダラカミキリの標本というものが若干残っております。これを分析いたしました結果、その中からマツノザイセンチュウのミイラが発見されたというふうなこともございまして、この二十一年から二十六年にかけての西日本の大発生というのもマツノザイセンチュウが原因であるというふうな言われているわけでございます。

過去の大発生の経過はさういうことでございすけれども、そういう被害型の松くい虫、これにつきましては国立試験場で昭和四十三年から四十六年にかけては松くい虫による松類の枯損防止に関する研究という特別研究を組みまして行ってきたわけでございます。この研究の中で枯損松を取り巻きますような条件について調査検討いたしました。考えられる要因というものを一つずつ消去していった結果、マツノザイセンチュウというものがこの病気の原因であるということが研究結果として確定されたという経緯になっているわけでございます。

○稲村稔夫君 マツノザイセンチュウによる被害というものが確認できるのは昭和二十年代初めの大発生のときからということになりますね、今の御答弁によると。

それで、私が過去のものと違いということを伺いましたのも、私はおたくからいただいた資料を見ていてちょっと奇異に感じているんであります。というのは昭和二十五年以降のグラフにした被害の一覧表がございすね。これを見てまい

りますと、例えば今のお話のありました昭和二十五年からの被害については年々減少を遂げておりました。要するに山のカーブがずうっと下降傾向をとっております。これはそれなりの対策が効いてきたということの意味していると思うんですね。

ところが、今のお話のマツノザイセンチュウの解明がされたのは昭和四十六年ですか、特別防除の実施を決めたのが四十八年、それで松くい虫の防除特別措置法が制定された、つまり今の体制の始まりが五十二年というところでありますけれども、ところがこれが今度五十三年から五十五年まではね上がつてふえているわけでしょう。五十三年から五十四年と今度は同じ水準です。要するに、下がってないで高原で統一しているわけですね。そしてまた延長された五十六年、五十七年にちよっと下がっておりますけれども、そこからまたこうずうっと横ばいになっております。どうも、何か特別防除を実施されたときからはね上がって、しかもそれが下がらないで被害が高原でずうっといつている。これはどう理解をしたらいいんでしょうかね。下がるのが普通です、対策を立てればカーブが緩やかになるか、この効果のほどは別にしましてね。それが実施をされてからずうっと横ばいだというのは、これはどういうわけでしょう。

○政府委員(田中宏尚君) まず、昭和二十一年から二十六年にかけて異常発生いたしました。今、先生御指摘のようになりまして提出しております資料で、その後、病原がまだ確定しないうちにどんどん下がっていったわけでございますけれども、これにつきましては、当時松材というものが非常に貴重な燃料資源でございましたし、それからその他の家具なりあるいは建築用材といったことも現在以上に積極的に利用されていたということ、いわばこういう燃料に利用すること等を通じて意図せざるを伐倒駆除が行われていたわけでございますし、それからそのころは地域単位での伐倒に加えて、剥皮でございすとかあるいは焼却というものもやられていたようござい

ます。

そういうことがございまして幸いにして漸次減つてきたわけでございますけれども、四十六年に材線虫による被害であるということが松くい虫被害の発生機構として解明されたわけでございます。その後、そういう解明につれて法律も出しましてせっかく手当てしたんでございしますが、先生も御承知のとおり、この虫というものは高温少雨のときに異常発生するという形でございまして、そういう気象条件と運悪く重なり合ったというところ、それから一度大発生いたしますとその後終息させるまでに相当の時間がかかるということとでございまして、あれだけの大発生でその後ふえないで横ばいで、それから五十七年からぐんと減らしてこれたというの、いろんな防除体制の成果じゃないかと思っております。

ただ、残念ながら、ただいま御指摘ありましたように、せっかく法律を延長しながらいまだに百万立米を超える被害が発生しているという点につきましては、我々といまして今後新しい法律に従いまして、防除をする際には十分肝に銘じまして真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○稲村稔夫君 本場に時間がすぐ足りなくなつてしましましてあれなんです、私は、効果がすぐ出てこないということについてはその体制に何かいろいろとまだ問題が残っている、こういうことを意味していると思うんですよ。科学的な立場というのを踏まえるとするならば、そういう専門家の皆さんにいろいろと御検討いただくならばまたいろいろな問題が出てくるんじゃないかと思ひます。これでいいのかという疑問を常に持ちながら、どこかに問題点がある、それを解明していくという努力が私はどうしても必要なんだと思うんですよ。その辺のところを単純に、私は、今の高温少雨と燃料革命とかの関係だけで理解をするということにはどうも納得がいきません。むしろそのほかのいろいろな要因がかかわっているというふうに考えていいと思うんです。

そこでもう一つ伺いたいのは、第十三条に森林害虫防除員という制度がありますね。これは内容はどういう仕事をしておられるんでしょうか。そして人数はどのくらいでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 人数は全体で、正確な数字はあれでございすけれども、約四千人おりまして、予察でございすとかいろいろな調査なり現場での資料収集ということに携わっておられるわけでございます。

○稲村稔夫君 私は、これだけの大発生をしているとかかなりの増員をして努力しておられるのじゃないかと思つてゐるんですが、その辺はどうなつてゐるんですか。

○政府委員(田中宏尚君) こういう状況でございすので飛躍的にふえておりませんけれども、ほかの組織と違ひまして若干の人員増はあるようございす、現在資料を手持ちしておりますので恐縮でございすが……。

○稲村稔夫君 人数のことは、その点通告しておりますんでしたからあれですが、私は、今の御答弁を聞いていて、特に先ほどの上野委員の質問等との関連もありまして、やはり人間の目により人間の努力によつて防除をしていくということ、これが今何としても肝要なことなのだろうと思つてゐるんです。それだけに、こういう時期でありますけれどもどういふふうに言われたけれども、まさにこれほどの大発生をしているんですから、それに対して、やはり技術的に育てていくこともなかなか大変でしようけれども、急速にこういう防除員などの体制をつくつていただくことが大事なんではないかというふうに思ひます。時間の関係もありまして、この辺は要望にとどめさせていただきます。

いずれにいたしましても、私の県の佐渡にまで被害が飛びました。佐渡はマダラカミキリはとて飛んでいける距離ではありません。そうすると、なぜこれが起こっているかといへば、言つてみれば人為的にそれが運ばれたというふうにしか考えられないわけでありまして、そうすると人間が運ぶということに対してどういう対応をしておられるのか、この点をひとつはつきりとさせていたいただきたい。

○政府委員(田中宏尚君) 遠隔の地に人間がその罹病木を運搬したり等によりまして間接的に虫運搬の役をしてゐるというふうなことも過去再三指摘をされておりました、そういうことにつきましてもの危険性なり問題というものを十分一般市民にありあるは木材関係業者、こういう方々にもPRする必要があるということで、当方のいろんなPRを使ひましてそういう宣伝をしてゐるわけでございます。しかし、残念ながら一部にはそういう形で流れてゐるようなものもございすので、今後とも、県を指導するなりそれから当方のいろんな広報組織を活用いたしまして、そういう罹病木の搬出なり何かにつきましては厳に戒めましよう十分な指導を今後ともしてまいりたいと思つております。

○稲村稔夫君 薬剤を散布して、そしてその虫を殺して、その後伐倒しないで置いておく、その中に虫が残つてゐるという場合もあり得ます。完全に駆除できていないという場合もあり得ます。そして、そこからまたさらに虫が飛ぶということもあるでしょう。

それからまた、人間が運ぶということについても、これは、私はむしろいろいろと伺つてゐる範囲では、過去の森林病害虫等防除法でその時代の厳しさというのが今はなくなつてきてゐるというふうにも聞くこともあるんです。そうならないければ幸いなんです。要は、私は、薬剤散布ということに伴つて、本来人間がきちっとしておかなければならないというところが手抜きになつては相ならぬ、こういうふうに思ひわけでありまして、その辺を非常に問題認識をしておりますので、その辺のところが大変気になつて今質問をしてゐるわけなんです。ですから、今の人間の対応策というのは、もっと具体的に、そして厳しい体制というものを今後きちんとしていくという意識があるかどうか、その辺をもう一度確認を

したいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) 現在も移動禁止措置を講じてゐる県が二十二府県ほどございすし、それから各県なり市町村段階で松くい虫被害対策推進連絡協議会というふうな形で地域住民なり木材関係者を幅広く結集いたしまして、いろいろな問題点なり対策の協議に加へましてPRということをやつてゐるわけでございますけれども、今後ともこういう体制づくりにつきましては全力を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。

○稲村稔夫君 今の問題はそれだけではどうも納得し切れないものがあります。と言ひますのは、要するに、都道府県の指導とか、都道府県によつて対応が違ふとかなんだということだけでも一つ問題が起こつてくるんではないだろうかというふうに思ひますし、かなりの強制力を持った措置をとつていかなければならぬものがあるんじゃないかというふうなことも考えます。したがひまして、それは一林野庁あるいは農林水産省だけの範囲の中で対応できない部分もかなり出てくるかもしれないけれども、それなりに、これだけの大事な問題なんですから、政府としての全体的な対応というものを考えていくべきのことが必要だというふうに思つてゐます。これは、そのほかの問題等も加えて後の方で私はまたもう一度その辺についての問題の提起をしていきますので、考え方を後で伺ひたいと思ひます。

次へ進ませていただきたいと思ひます。次は、空中散布についてであります。これはカナダのナショナル・リサーチ・カウンスルでフェニトロチオン、つまりスミチオンについて百七十ページにも及ぶ報告書を出してございまして、そしてさらにそのカナダのニューブランズウィック州のスミチオンの空中散布について、らい症候群と関係があるのではないかと疑いの声が上がつて、それに対して正式な委員会を組んで報告書が提出をされております。このそれぞれの報告書の中には、スミチオンの空中散布についていろいろと我々が学ばなければならぬものは我が国と比べ



てどうなのかというような問題点があるわけでありまして、これは資料も差し上げましたし、お読みをいただいていると思うわけでありまして、まず、スミチオンの散布密度について我が国と比べてどうかというふうな考えておられるか。それから安全地帯、これは特に四百メートルという規定をしておりまして、我が国は前回の国会答弁等によって二百メートルという、これも必ずしも義務ではないようでありまして、その辺のところもいろいろと私は問題があるというふうに思いますが、けれども、安全地帯についての考え方をどういうふうにお持ちになっているか。あるいはカーバート系の農業、つまりNACに対する見解というのもこれに載っておりますけれども、そういうことについてどう評価をしておられるか、これをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(浜口義晴君) ただいま先生のお話のカナダのニューブランズウィックにおきますスミチオンの空中散布の問題、それに関連いたしまして、らい症候群との関連があるのではないかと、いう検討が行われたということについて、先生御指摘の資料が私読ませていただきましたし、この点についての概要は承知をしております。

その点につきましては、概略的なことを申し上げますと、ニューブランズウィックの報告の中では勧告等種々の提言がなされているわけですが、スミチオンとの因果関係というものがつきまして、その他の箇所等について私が読ませていただきましたところ、スミチオンとの因果関係は必ずしも認められないという結論になっているというふうに私理解しているところがございます。

現実には、カナダにおきましてはその後におきましても空中散布が行われているようでございますので、そういうことでスミチオンの因果関係につきましては、今申し上げましたように両者の関係は必ずしも認められないという結果になっているというふうに私も読ませていただいているところでございます。

○稲村稔夫君 私の聞いたことをどう聞いていたんですか。私は、この中で今こういう提起が行われている、散布密度についてだとか、それから安全地帯についてだとか、それからNACに対する見解とかが出ていたと言ったんですよ。らい症候群とかかわりについて、これは確かにその因果関係はわからぬと言っているんです。それはそれでいいんですよ。だけれども、スミチオンの空中散布について問題が提起されているが、それに対してどう考えているかという聞いています。

○政府委員(田中宏尚君) 安全地帯の点につきましては、現実には散布をいたしている当方の問題でございますので、私の方から答えさせていただきます。

特別防除につきましては、先生御承知のとおり、農林水産大臣が定めております基本方針で学校、病院等の周辺の松林等につきましては適切な防除措置が講じられなければならない松林等についてのみ防除を行うというところで、原則として除外するという形をとっているわけでございます。具体的なところの程度散布の際に距離を離せばいいということについては、実はいろいろと問題なり検討すべき点があるわけでございますけれども、散布方法などそれから散布する立地、そのときの気象条件等々によりまして非常に異なっておりますので、一律に何メートルというふうにはなかなか決めがたい話でございますが、実施に当たりましては、いづれにいたしましても風向きなり地形に十分配慮いたしまして少なくとも危被害が及ぶようなことのないように、散布を行います際にはそれぞれの地域での推進本部でいろいろそういう点を総合判断いたしましてするという体制もとっておりますので、その場で十分な間隔を保持して散布するよう生活環境の保全等には万全を期しているところでございます。今後とも期してまいりたいというふうに考えております。

○稲村稔夫君 その点、長官の答弁だと、前の審議のときよりも少し後退しているんじゃないですか。というのは、前のときは大体二百メートルぐらい――衆議院の委員会では、土井議員の質問に対して、大体二百メートルぐらいが適当と思うというふうな御返事があったというふうに私は承知をしておりますけれども、今のあれだったら、場合によって二百メートルなくなっていくというところになるんじゃないですか。

○政府委員(田中宏尚君) 過去に一応のめどといたしまして二百メートルと答弁させていただいたことがございますけれども、今具体的な四百メートルなりというふうなああいう調査報告との関連でございまして、画一的に決められないという点を申し上げたわけでございます。めどとしては別段変わっておりません。

○稲村稔夫君 この報告書でいきますと、今の安全地帯の考え方というのが私は問題がいろいろとあると思うんです。報告と我が国の状態を比べていきましたときにね。言ってみれば、どんな場合でもこの安全地帯の四百メートルというのはカナダの場合はほぼ確保しろという意味のことを言っていると思えます。カナダのように広いところをさえないんです。我が国のようになかく条件がうんと少ないところであるという規定をしたら、それこそまぐさなところがあるやうな心配もされるんじゃないかと勘ぐりたくなるわけでありまして、この安全地帯というのはいずれにいたしましても、この安全地帯というのはいずれにいたしましても、ただかなきゃならないというふうに思っております。

それで、NACの使用というのについて疑問を提起しておりますけれども、この点についてはどうなんですか。

○政府委員(浜口義晴君) 現在のこのNACの毒性についての考え方でございますが、これは、私どもの考え方といたしましては、これまでいろいろな経緯がございましたけれども、FAOあるいはWHO等々におきましての一つの方向がこれま

問題の上で考えていくべきであらうというふうに考えるところでございます。

○稲村稔夫君 多分そう答えられるだろうと思っただけです。FAOだとかWHOだとかというところでやられると思ったんでありますけれども、しかしそのことにいろいろとまた問題がありますのでこれから伺っていきたく思いますが、どうもね。

そうすると、農業の安全性のチェックというのは実際にはどうなっておりますか。これは、例えば地上散布の場合と空中散布の場合、あるいは農業一般というものの散布とそれから大量散布をするとき、同じ薬剤であっても問題がいろいろと違ってくる、こういうような場合もありませんか、そういう点についてどういうふうにチェックをしておられるのか。

それから、スミチオンとNACについて、空中散布に今林野庁が使っているのはこの二種類ですね。そうすると、これが空中散布に適しているというふうな判断をされたその理由は、やっぱりWHOとFAOで言っているからこれでいいんだ、こういうことなんですか。

○政府委員(浜口義晴君) 先生既に御案内のとおりでございますが、農業の登録の問題でございますが、簡単に申し上げますと、現在の毒性学の水準に應じてまして、各種の毒性試験成績及び残留試験成績をもとに、農業検査所で検査をいたしまして、そして農業資材審議会における学識経験者による評価を経ましてその農業の安全性を確認するという仕組みをとっておりますわけでございます。

ただいま先生のお話のNAC及びスミチオンの関係でございますが、これは、FAO及びWHOという国際的な場において、各国の毒性学等の専門家によりましてその安全性が確認をされております。現在アメリカ合衆国あるいはカナダ、欧州等において使用されておるものでありまして、その安全性について問題がないという考え方に立ちまして現在この農業の登録というものを続けているわけでございます。

ただ、先生のお話のように、空中散布等々、そのいろいろな使用の方法についてどうか、こうい

う御質問でございます。これにつきましては、私どもの具体的な対応といたしましては、それぞれの使用方法についての規制というものをやっておりまして、そういったようなものについてのやり方というものを登録の農業についてそれぞれ記載して、表示しておきます。そういうような形の中でそれぞれの態様に応じて、先ほどのWHOあるいはFAOの許容範囲というようなものについての態様に応じたさせ方をしている、こういうことでございます。

○稲村稔夫君 私、後でまたこれはいろいろと議論をしながらなりたいと思いますので、これ以上の突っ込んだ聞き方を今のこの質問ではいたしませんけれども、ただWHOとかFAOとか、そういう国際機関で認定をされているからそれで大丈夫なんだ、こういう考え方自身に問題があるというだけでは私はよく主張をしておきたいと思うんですね。ということは、そこでもって大丈夫だと言っていたものがだめになったものだって幾つもあるんですよ。後でもって中止をしなきゃならぬということになってきているものがあるんですよ。そういうことを考えていったときに、言われているから大丈夫だというふうに常に考えること自身に私は問題がある、こう思うんです。この辺は構えておいていただきたいというふうに思います。

そこで、これも植防の方には先にあれを差し上げておきましたけれども、このNACつまりカーバメート系の農薬というのが動物によってかなりいろいろと影響が違ふということ、これが論文としてアメリカのプランチとかヤクーツという二人の医学者によって発表されているものがあります。これは動物によってかなり違いがあるということでもあります。ということになりますと、これは空中散布ということによって家畜にもいろいろな影響があらわれてくるのではないだろうか、こんなことが心配をされるわけでありまして、そこで、畜産局おいでになっていきますね。――家畜について、空中散布をされた後どんなふうな

状況かということはお調べになったことはあります。

○説明員(濱田幸一郎君) 農薬につきましては、ただいまお話しございましたように、農薬取締法に基づきまして薬効、薬害、毒性及び残留性の観点から種々の検討が行われまして登録されたものでなければ販売してはならないというふうになっておるわけでございます。しかも使用方法等が定められておりまして、人畜に対する安全性の確保が図られているということになっております。

家畜の疾病及び損耗につきましては、その原因のいかんにかかわらず、私どもの方では地域の家畜保健衛生所が、各種のいろいろな事業があるわけでございますが、その事業を通じて情報収集を図っておりますが、現在までのところ農薬の空中散布が家畜に悪影響を及ぼしているという事例についての報告は受けておりません。

○稲村稔夫君 それは今度少し勉強していただきたいと思うんですよ。というのは、今こちらの植物防疫課に差し上げた論文の中では、例えばラットとモルモット、あるいは豚、犬、牛、それぞれが反応の仕方にかなりの違いがあるんです。そして、これが散布をされたときに畜舎の中に入っているからといって安心できません、霧になって入ったといういろいろなところからありますから、ということになってくれば、家畜の健康ということとを考えると、畜産を振興するのがあるが、あなたの方の役割でしょう。畜産を振興するという立場からいって、家畜の健康を守ることについては私は殊のほか注意をしなければならぬと思っております。そういうところはもともと勉強してもらわなきゃならぬと思っております。いかがですか。

○説明員(濱田幸一郎君) 家畜の疾病、損耗につきましては、先ほど申しましたように、現在、地域の家畜保健衛生所が中心になりまして情報収集、指導を行っているわけでございますが、今後とも農薬を使用する側との連携を密にいたしまして、

散布後の家畜の健康、さらには畜産物の安全性等につきましても、これは重要な問題でございますので、影響について注視してまいりたいと思っております。

また、仮に被害が認められたというようなことがございまして、具体的な事例に即しまして速やかに対処するよう県を指導してまいりまして、さらに農薬による被害だというようなことが仮にありますれば、畜産局といたしましては畜産振興の観点から関係当局にいろいろと申し入れをしてまいりたいと思っております。

○稲村稔夫君 これからの問題として積極的に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、家畜の健康といっても、これは後で問題にしますけれども、遺伝性の物質にも変わっていくものがあるんですよ。人間は口で痛いとかなんとかいろいろと訴えますけれども、家畜は訴えないわけですからね。それだけに、いろいろと真剣に調査をしなきゃならぬということになります。

畜産振興という立場から、私は今の畜産行政にいろいろ疑問があるわけでありまして、こういう健康の方にせめて留意していれば、それでも随分違うと思うんですけれども、その辺のところは非常に消極的なので私は大変残念であります。特に、畜産については管野委員の方から関連で出していたございまして、こんなことで畜産振興になるのかなというところをこれからもうちょっと聞いて確認をしたいというふうに思います。

○管野久光君 松くい虫の空散の問題について、先ほど稲村委員の御質問に、学校とか病院は一応原則除外というふうなことで対応しているようなお話がありました。以前は校庭のそばの松に空散をするというふうな状況がありました。

私は、あの薬害の問題については、許容量許容量と言いますが、しかしそのものだけじゃないので、いろいろ複合されることでいろんな影響をもたらすのではないかと、ただ単に林野庁だけの問題ではないというふうに私は思います。そこで、畜産の問題でちょっとだけ。ちょうど

は、よほどこの点に留意をしていただきたいというふうに思います。これは答弁は要りません。

今、稲村委員の方から、こういうような空中散布の問題について畜産とかかわりはないかというお話がありました。例えば薬害が出ないにしても、そういうふうな地域で何か問題があったということを全然聞いておりませんか。

○説明員(濱田幸一郎君) 私ども、実は、情報といたしまして、静岡県、静岡県、静岡県におきまして空中散布の結果、肉用牛の雄の精子に異常が発生をしているというふうなことを肉牛の飼養者が申し立てているという情報を耳にしたことがござい

ます。これについて申し上げますと、昭和六十年当時、当該地域におきまして雄牛の飼養業者がございまして、その飼養している牛の頭にそのような事実があったというふうな話が当事者からございまして、六十一年に県の家畜保健衛生所によりまして種畜検査を行ったわけですが、その結果によりまして当該牛の精子に異常は認められなかったという回答を得ているわけでございます。

なお、その詳細な事実関係につきましては、さらに静岡県に対して早急に十分調査するよう依頼をしております。ただいまの結論では、異常はなかったということになっております。

○管野久光君 そのほか、直接的な形では出ないにしても、私どもの党で調査をしたところ、除草剤を空散したところの沢から出る水を牛が飲まな。動物というのは、そういう自分の体にいいか悪いかというのは直観的に感ずるわけですね。そういうふうな状況等もありまして、薬剤の散布ということについては非常に問題があるというふうなことは受けとめております。畜産にとってもこの問題はやはり重要な関心を持って取り組まなければならない問題ではないか、ただ単に林野庁だけの問題ではないというふうに私は思います。そこで、畜産の問題でちょっとだけ。ちょうど



きょう畜産振興審議会の酪農部が開かれていたわけであり、松くい虫であります、最近私は牛の虫が大部分はびこってきたのではないかと、ふうに思わざるを得ません。私もきのう、おとつ北海道をずっと回りました。牛を飼っている畜舎、あの古い畜舎が朽ちて倒れかかっている。そこにサイロだけが、あれはブロックでつくってあるものですから、ちゃんと建っている。何とも言えない格好で、ちやんと建っている。何となくぼつんぼつんと枯れた木があるように、原野一面にそういうのがぼつんぼつんと建っている。あるところは最近の近代的なサイロやあるいは畜舎が建っている。そういうような状況がありまして、松くい虫の方も大事だが、今畜産物の自由化とか枠拡大とか、あるのは円高とか農業不要論とか、あるいは後継者問題とか、牛を食っていくというふうないろいろな要素がある中で、きょうは酪農部会が持たれるということで、新聞等でも加工原料乳保証価格など価格の全面下げ、限度数量の削減、こういったようなことが諮問されるやに聞いておりますが、その概略だけちょっとお話しできますか。

○説明員(濱田幸一郎君) 御案内のことだと思いますが、畜産物の価格につきましては、特に加工原料乳につきましては加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づきまして加工原料乳の保証価格をそれぞれ会計年度ごとに決定することになっているわけでございます。その手順といたしましては、当該年度の開始前に農林水産大臣が畜産振興審議会の意見を聞いて決定をするということになっております。本日、畜産振興審議会の酪農部会にお諮りをしたわけでございます。

なお、食肉につきましては、昨日、食肉部会にお諮りをいたしました。御答申をいただいたということになっております。

それで、本日諮問をしております内容でございますが、決定いたしますのは保証価格、それから指定乳製品、バター、脱脂粉乳等の安定指標価格、それから基準取引価格、限度数量、こういう

ふうな項目になるわけでございますが、順次申し上げますと、保証価格につきましては前年度に比べまして五円減の七十九円六十銭ということで諮問をしております。それから安定指標価格につきましては、バターが千五百円、これは一〇・二％減でございます。これはキログラム当たりでございます。脱脂粉乳は一万三千八百八十円、これは二十五キログラム当たりでございます。これは二・七％減。それから全脂加糖練乳八千三百六十円、これは二十四・五キログラム当たりでございます。六・六％減。それから脱脂加糖練乳七千五百円、これは二十五・五キログラム当たりでございます。五・八％減。それから基準取引価格でございますが、これは乳脂率三・五％ということで、これは従来、昨までは三・二％でございましたが、三・五％で六十七円六十七銭で二・七％減。それから限度数量につきましては二百五十万トン、こういう形で諮問をいたしております。

○菅野久光君 本来ならば時間をかけてずっとやらなきゃならないわけでありまして、きょうはこういう今の畜産と農業とかのかわりを含めた関連質問ということでありますので、時間を私は余計はかけませんけれども、いずれにしろ畜産の問題というのは今大変な状況で、農水省の畜産局幹部は生産者の所得の分まで削ろうとしているのでは毛頭ない、コストが下がったのだから下げましようという自然体だ、そういうことを言っているんです。

そこで、農家にしてみれば、お金を借りるときには資金計画というものをきちっと立てる。そのときには乳価がわずかなずついても上がっていくあるいは乳量もそれに付れて出荷量も上げていく、そういうことで資金計画というのは立てていくわけですし、立ててきた。それも農林水産省の指導があつて、そういう形で大量の資金を借り入れてやってきているわけですね。ところが、こんな形で所得だけを下げられない、コストが下がったのだからいろいろな価格について下げるのは自然体だというふうなことで言っておりますが、今までの指

導の中では搾乳率というところでうんと搾乳してきたわけですよ。今度は余り搾たら困るから生産調整だということ、なるべく抑える抑えるというところになってきているわけですね。そういう中では資金計画なんというものは成っていないんじゃないですか、出荷量が下がるわけですから。だから、価格を上げるときにはなかなか決りながら、下げるときにはばつと下げていく、これは経営というものは成り立っていないのはこれの目にも明らかであります。

そこで、全国統計では六十一年度で約百二十八万七千頭ですか、乳牛の頭数。それから戸数としては七万八千五百戸、これが六十一年度の統計ですね。年々四、五千戸ずつ酪農経営農家というのは減ってきているわけです。

それで統計なんですけれども、一戸当たり何ぼ、一頭当たり何ぼといういろいろな経営状況の統計は出ておりますが、規模別の統計というのはこれは出ないんですか、出さないんですか。これは統計情報部が来ないというふうな思ふんですけれども、その辺、なぜ規模別の経営状況というのが出ないのか、そのことをおわかりでしたらちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

○説明員(濱田幸一郎君) お答えいたします。前に、最初御説明いたしました諮問の中で保証価格につきましてはあるいは不明確な感じをお受けになったかと思ひますので訂正させていただきます。保証価格につきましては従来乳脂率三・二％でございましてこれを三・五％換算にいたしております。八十二円七十五銭というものが諮問価格でございます。この点を申し上げさせていただきます。

それから経営問題でございますが、農家の中におきましては最近急速な規模拡大を実施してまいっております中で、生産資材費等の変動に加えて生産性の向上等のおくれによりまして負債が固定化をし、借金の償還が困難になっているというふうな状況もあるわけでございます。一部そう

いう農家も見られます。このため、対策でございますが、我々いろいろな手を打ってまいりましたが、償還期限の延長等の緩和措置と相ましまして、五十六年度から五十九年度で酪農負債整理資金の貸し付けを行ひまして手を打っているということと同時に、農家みずからの経営、家計全般にわたる合理化、経営努力と、それから関係団体により経営指導を通じて経営の改善向上に努めておるところでございます。

なお、現在の酪農経営につきましては、規模が大きくなると取り扱います資金量がかなり大きくなっているというところがございます。このため一部におきまして固定化負債が発生するというところがあるわけでございますが、基本的には生産技術の未熟さあるいは資金管理等の財務管理上の問題もあるという面も見逃せないわけでございます。

したがって、今後の対応策といたしましては、従来に増しまして農業改良普及員、農協の営農指導員等関係者と一体となりまして営農指導や経営管理指導の強化を図ってまいることが必要であらうというふうな考えているわけでございます。

そのようなことをいたしまして飼料自給率の向上、それから乳質の向上、それから飼養管理技術の向上、さらには乳肉複合経営の一層の推進等によりまして、積極的に諸般の施策と組み合わせて経営体質の改善に努力していく必要があるというふうな考えておるわけでございます。

○菅野久光君 規模別の経営状況というのがこの間いただいた酪農関係資料でも出てないんですよ。規模別の経営状況。

○説明員(濱田幸一郎君) 六十年度の数字で申し上げますと、一人当たり家族労働報酬で申し上げますと……

○菅野久光君 いや、細かい一頭当たりとか一戸当たりというやつは出ていないけれども、規模別、一頭から何頭、何頭から何頭までという規模別の経営状況というやつがこれには出ていないのです。これは後からいいです、今時間がありませんから。ぜひ、これは今後別な機会に、農家の負

債対策の問題、それから酪農をこれから日本国内でやる場合に一体その規模としてはどのくらい、そして飼養頭数としてはどのくらいであれば国内で十分にやっていると、それ以上になると過剰生産だとかいろいろな問題が起きてくるということ、それを大まかな日本全体の問題として示して、それにどう国内の酪農状況というものを合わせていくのか。そうでもしなければこれは大変な負債になっていくんじゃないか、まだまだ先ほど申し上げましたような牛の虫の状況があらわに出てくるんじゃないか、そして始末にも困ってしまうというようなことになるのではないかと、いうふうに思いますので、それはまた後からやります。

それから、先ほど、きょうの審議会にかけられました問題の中で、政府では一月から売上税を導入するということが今提案しております。この部分についてはコストの問題をどのように考えられて審議会に諮っているのか、そのところだけちょっと聞いておきたいと思えます。

○説明員(濱田幸一郎君) 売上税の問題につきましては、まだ国会で御審議中でございますので、今回も国会提案中の問題でございますので、今回の試算の中には織り込んでおりません。

○菅野久光君 それじゃ売上税が通ったときには価格についてはどのようになさるおつもりか、お伺いしたいと思います。

○説明員(濱田幸一郎君) 政府の原案によりまして、それは一月からの実施ということになっておりまして、その時点で状況に応じて考えてまいりたいと思えます。

○稲村稔夫君 今の回答を聞いても、私は今の畜産振興というのについて、例えばEC並みという目標を一応立てておられたこともある、今はもうどうなっておるかかわからぬけれども、本当にEC並みになれるのかどうかということと、大きな問題だと思ふんですね、今の状況の中で、しかも、負債の問題やいろいろなあります。それだけに、これで畜産振興が本当にできるんだらうかという疑義を持っているところ

に、心配をしているところに、今のような薬剤の影響などがあつて家畜の健康を害するなどということがあるたら大変だと、こういうふうにもなるわけなんでありまして、特にこれから質問をしていくことについては畜産局長もよく聞いておいてもらいたいと思う、ほかのところは今伺いますからね。そしてこれからの対策というものを真剣に考えていただきたいというふうに思います。

そこで、林野庁とそれから環境庁はお見えになってますね。伺いたいと思えますが、これは内容を詳しく御説明いただく必要はありません。実際にやっておられるかどうか、そしてそこで一番のポイントになってくるものは何かということだけお答えをいただきたいと思えます。

空中散布をやった結果のフィールド調査を含めまして、自然環境に対する調査をやっておられますか。

それから、国会の前の審議の中でも随分問題になりましたが、生活環境に配慮しろということになってはいますが、生活環境についての調査を具体的に何かやっておられますか。

○説明員(鈴木伸一君) まず、自然環境の点について申し上げます。

私も昭和五十八年度から四カ年の計画をもちまして「松くい虫被害対策として実施される特別防除が自然生態系に与える影響評価に関する研究」というものをやっております。これは松くい虫による松枯れ現象と松林の自然環境の保全の問題を長い目で考えていくため、松林生態系の基礎的な情報を整備するために進んでいるものでございます。目下取りまとめの段階でございますけれども、検討会がございまして、そこを通じて承知しておるところでは、明らかに薬剤の影響と思われる生物相の変化は指摘されております。ただ、自然生態系は大変複雑でございますので、また農業は一時的にせよ害虫以外の生物にとりまして何ら影響がないとは言えないというように指摘されておりますので、薬剤の空中散布については安全サイドに立つてなお慎重に対応すべきものと考

えております。

○政府委員(田中宏尚君) 林野庁といたしましては、自然環境、生活環境、これは両方をひっくり返して環境全体についての影響についてできるだけ精査すること、昭和五十二年年度から薬剤防除安全確認調査というものを進めてきておりました。それで特別防除の実施に伴います植生、鳥類、昆虫類それから土壌、水質、こういうものについての影響について調査しておるところでございます。

調査結果はいろいろ多岐にわたっておりますけれども、例えば昆虫類の生息数等について見ますと、その散布後は生息数が減少いたしますけれども、約一カ月後にはほぼ原状に回復するという状況にございまして、全体的に自然環境等に大きな影響があつたという調査結果は得られていないところでございます。

○稲村稔夫君 今それぞれ自然環境について出ました。

まず、その自然環境について伺いますけれども、そうすると、これは昆虫とか鳥類とかというのが今名前が挙がってまいりましたが、哺乳類については調査をしておりますか。

○政府委員(田中宏尚君) 哺乳類についての直接的な調査はいたしておりません。

○稲村稔夫君 環境庁はどうですか。

○説明員(鈴木伸一君) 一般に、松林は哺乳類にとりまして水に恵まれないことなど植生が単純で食べ物も十分でないということなどもございまして、松林特有の哺乳類はいないというふうに私どもの調査では指摘されております。

○稲村稔夫君 松林特有の哺乳類はいないと言つたので、松林に入ります哺乳類はいっぱいいるんですよ。そういうものをどうして調査しないんですか。

○説明員(鈴木伸一君) 今回の私どもの調査の直接的な内容でございまして、たまたまそういうところに触れたところがあるということを紹介したわけでございます。

○稲村稔夫君 言いわけをしなければいいんですよ。今のうちに松林にいる哺乳類はなんというところを言わなきゃいけないで、やってなかったらやらないと、こう答えてくたさればそれでいいんですよ。というのは、そういう考え方でもしやらないかというのを伺わなきゃならぬことにならないうから、少し丁寧なつもりで答えたいだいたんだと思うけれども、余分なお答えをいたしたいような気がいたします。

生活環境調査についてはどうですか、これは環境庁やっておられますか、林野庁やっておられますか。

○政府委員(田中宏尚君) 生活環境というのが、どういう内容で調査すれば生活環境かということはいろいろと判断としても難しい問題がございまして、当方といたしましては自然・生活を含めまして全体の環境の変遷というものをとらえるというところで、先ほど申し上げましたように植生、鳥類、昆虫類あるいは土壌、水質というものを調査しているわけでございますけれども、この中で一般的に生活といいますが、人間にかかわりの非常に強い要素といたしまして土壌でございますとか水質、こういうものについては生活そのものに密接な関連があるかと思つております。

○稲村稔夫君 環境庁はやってるのですか、やっていないのですか。

○説明員(吉池昭夫君) 生活環境に対する直接的な影響についての調査でございまして、直接的にはやっております。

○稲村稔夫君 私は、最初にお断りしておきましたように、農業と林業が非常に大事だ、それはやっぱり人間が生きていく命とかかわりを大事に考えるからだというふうに申し上げましたが、生活環境調査は今のうちに全体を含めるとおっしゃられるけれども、人間の命に一番関係があると

思われる哺乳類は全然はつたらかして、その環境調査の中では調査の対象にしていなかったんですよ。そういう意味でいけば、それはどうしても私は納得がいかないんです。

それから、命とかかわりで生活環境が大事だというふうな提起をしているわけですから、それは生活環境の範囲をどういうふうにするかとかいふところがあると思いますけれども、そういう中で具体的な調査をいろいろとさせていただきたいわけです。このことはやってもらえないわけですから、お答えをいただいても同じところを繰り返すばかりですから、時間をもつたいたいと思っておりますので、私はこれからこのこととして要望として今申し上げておきます。

そこで、続きまして農薬関係について、特に農薬というよりも薬品、化学物質ということで厚生省にお伺いをしたいというふうに思います。

これは必ずしも農薬とは限りませんが、化学物質の人体に対する影響について、何か人体に影響が起った場合に厚生省としてはこれに対応する場所があるんですか、どう対応されるんでしょうか。

○説明員(内山壽紀君) いわゆる農薬の関係につきましては、厚生省としましては毒物及び劇物取締法に基づきまして業務上の貯蔵、運搬、譲渡手続等について規制をしております。また食品衛生法に基づきまして主食品中の残留基準を定めまして食品の安全確保を図っております。

それから、今先生が言われました化学物質につきましては、化学物質審査規制法という法律がございます。通産省と共管しております。その部分において難分解性それから蓄積性を有する化学物質については規制をしているところでございます。

○稲村稔夫君 そういたしますと、今の農薬の例でございます、先ほど私どもが伺っていたときにおいでになっていたかどうかと私も確認ができておりませんから、もし聞いておられればその辺も御判断いただきたいというふうに思います。

けれども、例えばNACというカーバメート系の農薬が人体に重大な影響を与えるというようなことがわかったとしたら、その場合は厚生省としてはどういう対応の仕方がありますか。

○説明員(内山壽紀君) 農薬のNACというもののについては、私どもの方としましては昭和四十年代にいわゆる食品の残留農薬基準というものを定めておまして、それぞれの野菜それから果実等についてはどれだけ残留していればいいのかという点について定めてございます。もしこういう点について問題がございすれば、私どもの方とすればこの基準をより一層厳しくするというような方途はございます。

○稲村稔夫君 食品、食べ物ということであれば残留農薬の関係でというのはいわゆる下をすところとかというふうなことが起こるわけですが、これは人間の健康にとっても大きな問題ですね。こういう問題が仮に起こったときには、厚生省は受け皿はどこでやられますか。

○説明員(内山壽紀君) 先ほど申し上げましたように、現在厚生省が農薬という関係でかわりを持つておりますものにつきましては毒物及び劇物取締法とそれから食品衛生法がございせんものでございまして、それについて規制をしているということでございます。先生が今言われたような問題については今これに直接かわりを持つていうような形にはなっていないとさせていただきます。

○稲村稔夫君 ちょっとよくわからないんですが、そうしますと、質問を少し変えていきますが、NACについて、これは環境の中でNニトロソカルバールという発がん物質に変わる、こういうことが世界の各地の研究で発表になっているということは厚生省は御存じですか。

○説明員(内山壽紀君) それは実は昨日先生からお教えいただきました……。

○稲村稔夫君 植物防疫課の方はどうですか。

○政府委員(浜口義晴君) この点に関連いたしますのは、私どもの考え方はFAOあるいはWHO

とかかわり合いということに関連しましては先ほど申し上げたとおりでございます。

先生のお話しの、カルバールは言われているほど安全かと題する資料等につきまして、先ほど申し上げましたように私も読ませていただきました。この点については、既にこの議論につきまして植物防疫関係も存じております。

この点に関連いたしました一言申し上げますれば、この点についての考え方は、いわゆるブラント博士の問題でございまして、私が読ませていただいておりますところでは、この論文については新たな実験結果ということとございせん。例え一九八三年までにいろいろ報告された論文のレビューだというふうな我々は受け取っているところでございます。

○稲村稔夫君 だから問題にしているんですよね。それだからわざわざあなたに差し上げたんでね。

論文のレビューということとは、論文にいろいろとあるというところでしょう。ブラント博士の研究そのものではなくても、ブラント博士がいろいろ論文を集めてきたらそれだけの問題がいろいろあるということなんですよ。そうすると、それをいろいろとやっぱ検証しなければならぬ問題が人間の命の問題として提起をされているということになるんじゃないですか。

実は、これは「サイエンス」という日本でもこの手に入る雑誌ですよ。「サイエンス」の別冊「がん」ですが、これの中で、例え一九七九年の論文です。既に大分前になりますよ。ここでR・ドゥボレという人がかなり専門的な見地で書かれています。今、我々は今まで体験したことがないほどたくさんの化学物質にずっと取り囲まれている。その化学物質の複合したいろいろな形で影響というものは極めて重大になってきている。このことを、今までの動物実験とかなんとかだけではとてもじゃないけれども確かめていくのにはもう間に合わない状況になっている。しかし、とにかくそれだけたくさんのものがあるから、例えば今のバイオテクノロジーの発達などでDNAを傷つけるかどうかということで因果関係がある程度の確に調べることはできる、そういうようなことに積極的に取り組んでいくべきであるというふうなことが提起されてきているんです。

そして、言ってみれば、今の化学物質というのはすべて疑って見る必要があるという意味合いのこととが、この中で専門的な見地からいろいろと書かれています。

少なくとも人間の命とかかわりを持つようなところのセクションで仕事をしておられる方は、この論文を読めば必ずしも私は言いませんけれども、これに類したそういう立場というものはいろいろと出ているんですよ。ですからそれなりに学習をしていただいて、それこそいろいろと国際的に提起をされている問題に対しては重大な関心を持って調べてみるという責任と義務があると思うんです。それを、今私の方から差し上げるまで例えはその論文についてのことは知らなかったというお話でありまして、さらにそれはただ単なるレビューであるというふうな評価のされ方というのとは、私は本当にこれだいいのだからかという感じがするんですよ。レビューであるだけに、それぞれみんな調べていたかなきゃならない、こういうことになるんじゃないでしょうかと私は思うんです。

実は、こういうことがあるものですから、私の知り合いの大学の先生に、今その先生のところでわかるだけでそれだけのものがあるかどうかと調べていただきました。そうしたら、私の手元に出されてきたものがこれだけで二十論文あります。NACに關してのことだけでですよ。人体とかかわりの問題だけで二十もあるんです。

その中から紹介をしていきますと、例えばアメリカのオークリッジ国立研究所のR・エレンスブル、R・K・ライジンスキーという二人の方の研究の結果として、NACと亜硝酸とが環境の中で一緒になるとNニトロソカルバールになるという論文があります。これを初めといたしまして、N

A Cと亜硝酸とが結びつくNニトロソカルバリルになるという論文が六つありました。一つの論文の中に複数になって二つの課題が入っている場合もありますが、こういうものが六つあります。

それから今度はドイツのC・ジャンゾウスキーあるいはR・クライン、R・プレウスマンという人たちが研究をしたものとして大気中にある窒素酸化物、つまり排気ガスなんかみならず、その窒素酸化物とこのNACとが結合するとか、Nニトロソカルバリルになるということが証明された、こういう論文があります。

あるいはグダニク大学やワルシャワの醸造工業研究所のS・J・クバッキとG・クプリスゼウスキーという人たちの研究では、人間の胃の中でこのニトロソカルバリルが形成されるという危険性があるということを指摘している、そういう論文が二つもあります。

さらに、このNニトロソカルバリルというのは強力な突然変異を引き起こす物質であるということが証明された、こういう論文がD・シーベルト、G・アイゼンブランドというドイツが研究センターやハイデルベルクの人たちの研究を初めとして七論文あります。

それからさらに、このニトロソカルバリルというのが強い発がん性を持つことも証明された、こういうのが今のドイツの人たちの研究、さらにアメリカの研究、その他を含まして七論文あります。そしてその中でも特に注目しているのは、R・プロイスマンとかG・アイゼンブランド、D・シュマールというドイツが研究センターの学者が出した論文の中には、一日の摂取許容量というものを国際的に決めなきゃならない段階に来ているというようにことが指摘されているんですよ。

さらに、J・D・レーガンとか、R・B・セツトロフとかいう人たちの研究によると、遺伝子を傷つけるということがはっきりした、こういうのが二論文あるんですよ。

さらに、フランスのポール・サバチー大学の研

究者によると、ニトロソカルバリルというのは肝臓のがんを起こす、肝臓の酵素を阻害するというようなことを指摘しております。

ですから、先ほど私が申し上げたのは、こういういろいろな論文がある中のレビニューで、私があるものを全部調べたわけじゃない。今手元にあるものを調べてもらっただけでこれだけあるんです。これだけのものが国際的にもう知見になって出てきているんですよ。私がさっきWHOだとかFAOが安全だからといってそれだけでいいんですかという提起をしたのはこなんですよ。厚生省にもこれはぜひ聞いておいていただきたいんですよ。厚生省自身はこういうことを御存じだったんですか。もしこういうふうなことが出てきたとしたら、積極的に前向きにこういう研究というものを調査をし、我が国における体制というものを考えてみる必要があると両省ではお思いになりますか、その点をお伺いをしたいと思います。

○説明員(内山壽紀君) 先生が言われましたように、ニトロソカルバリルが発がん性物質であるということについては私も当然承知してございます。それからいろいろ食品を介しましての化学物質についての発がん性問題ということにつきましては私も積極的に取り組んでおるわけでありまして、ただ、先生が言われましたようなNACについてそのようなあれがあることについて学問的に不勉強で知らなかったということでございます。

○政府委員(浜口義廣君) 稲村先生がおっしゃるように、食べ物あるいは人体、そういうものの尊厳性といったようなことにつきまして私どもが毫も疑いを入れてないことは事実でございます。安全な食物というものを提供していくということとは極めて重要だということについて私ども何ら異論がありません、もとよりそういう考え方に立つべきだということも考えております。

ただ、今先生がおっしゃったように、各農薬ももちろん人間が発明して、いろいろな状況等に対

しての自然の克服あるいは自然のいろいろなマイナスイメージを少なくしていくという一つの営為、試みだと思えますが、そういうものの対する評価の問題につきましては、私は先ほどからWHOあるいはFAOについてのいろいろなそういう知見があるというふうなことを申し上げました。これは、そういう意味ではそれぞれの分野あるいは私どもの農水省におきまして審議会におきましても、ごらんのとおり毒性学、防疫の専門家の方がいっぱいいらっしゃるわけですから、そういう方がかなり大きな分野を占めていらっしゃるわけでございます。まして、当然その方々は、例えばFAOの問題あるいはWHOの問題というところでも御議論なさっておられるでしょうし、今先生御指摘の中のスベトというふうな私は申し上げませんけれども、そういう問題についてやはり十分認識をしておられるというふうな我々理解しております。

そういう意味で、具体的なこの問題につきましては、FAOあるいはWHOのいろいろなこれまでの経過等におきましても十分議論をされておりますし、例えば一日当たりの許容量といったものを大あるいは人間の健康というところから減らしてきている、こういう状況でございます。

私どもは先生の御注意になられました点について重々服膺いたしまして、私どもでもできる限り情報を集め、そういうふうなものである中でそういう反映をしていきたい、そういう努力を費やしていきたいというふうに考えるものであります。

○稲村稔夫君 今の前向きに一生懸命やっていきたいというそのお答えはそれで私も評価をしますが、しかし今までの経過からいって、例えばDDTがそうでしょう。BHCあるいは近頃はダイオキシン、これは何で皆さんのところから問題が提起をされないで、外国の方で結論が全部決まっちゃったと我が国がということになったんですか。

○政府委員(浜口義廣君) 先生御指摘のようにDDTの問題あるいはBHCの問題でございますが、御案内のとおり、この問題につきましては農水

省といたしましては昭和四十六年の公害国会におきましてそれに対します農薬取締法の改正等々の提起を行って、当時におきまして知見等に依拠いたしまして、例えばBHCもごらんのとおりでございますが、世界で一番厳しい規制を行ったというふうな我々は考えておるところであります。

○稲村稔夫君 事後の処理がよかつたかどうかというのを今伺ったのではないんです。それはそれなりに事後の処理としては評価すべき側面もあるでしょう。しかし、人間の命にかかわる問題というのは、よそがどうなつたからどうということではないでしょう。むしろ積極的に、自分たちの方から問題を解明していくという努力が必要なんじゃないですか。そういう努力が不足をいたしましたからというのはいさ言ひ方がよくないかもしれないけれども、やはり外国で方向が決まってきたから我が国が、第三者の目から見れば、やっとならぬことを上げたとか映らないという形になってきたというのを今反省をしないやうにしないと知見が今出てきているわけじゃないですか。

そうすると、今お話があったその審議会のメンバーにその道の毒物の権威の方がおられるというなら、その点は積極的にあなたの方からも問題を持ち込んで議論をしていただくということが必要だと思ひます。

〔委員長退席、理事宮島潤君着席〕  
それから、先ほど私はそのメンバーを資料としていただきました。いただきましたが、しかしこの中でちょっと気になりますのは、例えば公衆衛生の専門の方々とあるいは疫学関係の専門の方々と、毒物学の範疇とみながら絡み合っている部分はあるけれども、しかしそれはそれなりのその専門家、いろいろな分野の者が幅広く結果をされるという形のものか私はいいいのではないかと、うふうに思ふんです。今の知識というのはいいいの分野だけではなかなかいいいわけでありまして、そういう意味で言つたら、やはりもっとこ

はメンバーを幅広く強化をされることが必要なんではないかと思ひますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(浜口義晴君) 先生おっしゃる通りに、現実におきましていろいろの科学の進歩あるいは生活の多様性といったようなことから、私の考え方でありまして、現在の科学は総合的、多様なあるいはいわゆる学際的と言われているような状況で進んでいるというふうな我々は理解しております。そういう意味において、先生の御指摘は極めて重要な問題だというふうな我々は理解しております。

今の審議会のメンバーでございますが、先ほどお手元にお届けしたとおりでございます。これにつきましてはもちろん公衆衛生の問題あるいは代議の専門家の方々等々を含めまして、直接的専門家の方に二十名の中で六名入っていただいております。そういう意味ではそういう毒物的な専門の方にも十分入っていただいているというふうな考えです。さらにまた、医学の面につきましても、一人の方をお呼びいたしますと、例えば農村において著名なる(佐久病院)と呼ぶ者あり)そういう方にも入っていただいておりますし、我々の中でのいろいろな経験の人たちも、女性の方でございますが入っていただいているというふうなことでございまして、私もこの審議会の中に、今、先生御指摘のようないろいろな方々に入っていただいているような状況でございます。そういう思想で今後ともやらしていただきたいというふうな考えております。

○稲村穂夫君 伺いながら私はますますこの法案に対しても疑問が出てくるんです。と言いますのは、松枯れを克服するぞということの中でこれはいいんだらうかと、正直なところそういう感じがするわけでありまして。

〔理事宮島清君退席、委員長着席〕  
大臣、随分長い時間お待たせをして申しわけありませんが、最後のところで大臣のお考えを聞きたいというふうに思っております。

私は、いずれにいたしましても、例えば空中散布についての生活環境に対する調査というものについてはだれにでもわかるような、これが生活環境の調査でこういうふうなございました、だから全然問題がございませんとするような形で説明ができる調査というのが現実になっていないというふうな思ひます。そういう調査も十分なものがございます。しかもまかれる農薬についてはスミチオンはスミチオンなりにまいたいろいろの問題が、ありますけれども、それはいろいろと今後にまだ課題を残しております。きょうはNACに集中した形になります。NACについてはいろいろと持っている問題点、特に大気中、環境中で発がん物質に転化するというそういう論文等々についても必ずしも十分に御承知になっていなかった。これは厚生省の方も御承知になっていなかったし、植物防疫の方も十分に御承知になっていなかった。こういうことになるわけでありまして、要するに調査も十分ではない上に、安全であるかどうかという点についての問題点も必ずしも十分には明らかにされてはいない。

こういう形の中で、そしてしかも人間によってこれを監視していく、対応していくというための森林害虫防除員の方も若干ふえていますという程度のことで、言ってみれば、対応していくための人間が今度は移動することに對するいろいろなチェック措置というふうなことにしても極めて不十分だ。こういう状況の中で、空散ということについてはそのことだけが何か効果的に聞こえるような、見られるようなことについては、私はやっぱりどうしても納得をしきれないわけでありまして。

そこで、そのところはそうだとしても、そうしたら今いろいろと問題点を出しているわけでありまして、しかもそれは人間の命にかかわってくる。例えば植物防疫の体制の問題だけではないんです。人間の命についてはもちろん厚生省も大事な役割を担っています。環境庁だって重大な役割を担っているはずであります。言ってみれば、

こういうそれぞれ役割を超えた体制で新しいものに対応していくというのをやらなければ、ここで今毒物に、化学物質に取り囲まれていてもう大変ですよ、何とかしなければなりませんよ、こういう提起がされているようなことに対応することはできないと思ひます。

そういう意味から、私は、カナダではまたまたらい症候群という訴えがあった、訴えがあったことに対してそういう幅広いメンバーを加えての、特に疫学者や医者が中心で多いのですけれども、そういう人々を集めていろいろと正式な検討をいたしました。そしてその公表をきちっとしてあります。こういう形をとっておるわけでありまして、カナダでもスミチオンの散布については百七十ページにわたるような報告書が提出をされている。こういうような形になるわけでありまして、言ってみれば、こういう専門家の知恵をずらっと集めて、そして今までの受け身受け身、外国でそうだったから、こうなつたからと、こういうことだけで対応せざるを得なかつた体制から、むしろ積極的にこちらから人間の命の問題についてはこういうふうにしていきましよう、そしてそのときに空中散布については特にこういう点ではこういうふうな基準が、私は人間の命という観点からいって極めて不明確な点がいっぱいあるから今こういう問題が起きていると思ひます。

そういうことをやるような体制というものをぜひ考える必要があるんじゃないか、専門家の英知をもつともっと幅広く結果していくことが必要なんじゃないだろうか、こんなふうに思ひます。この法律が、たとえ賛成、反対というものがきょうもし決まるとしたら、少なくともそういうことこの体制ぐらいいは大臣考えてもらいたいと思ひます。ですが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(加藤六月君) 稲村委員のいろいろな御意見あるいは御質問を通じての研究あるいは憂慮、そういう問題を十分に承りました。おっしゃいましたように、特別防除いわゆる空

散の生活環境に及ぼす問題と散布農薬の残留性あるいは毒性という問題等であつたと思ひます。我々はこの自然を守り、そして日本人の心と文化と生活に大変密着しております松というものは守らなくちゃならない。しかし一方我々人間というものもこういう自然の中に生きていっておるわけでございます。生態系におけるいろいろな問題というものは当然この地球上に展開している。また繰り広げてきておるわけでございます。そういう中で我が日本人の生活というものの、緑を守るといふ環境保全の一つの目標を達成していくためにこの松の防除をやり撲滅を期していく。それが逆の効果があるようなことであつては大変なことでございます。今後実施するに当たり、あるいはまた基本方針を策定し実施していくに当たりましては、各界、各方面の御意見を十分に聞きながらデメリットがないような方法に万全を期してまいりたい、こう考えておるところでございます。

○委員長(高木正明君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。午後零時十一分休憩

午後一時一分開会  
○委員長(高木正明君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○及川順郎君 まず初めに、本法改正案の提出の経緯に関する視点から、二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

これまで、林政関係の重要な事項を審議する機関として林政審議会と中央森林審議会が設置されておりました。そこで重要な案件については御審議をいただくというふうな認識をしておったんですが、この点に対する認識につ



いてはいかがですか。

○政府委員(田中宏尚君) たい、まあ話ありましたように、林政審議会、中央森林審議会等いろんな審議会が当方にあるわけでございますけれども、松くい虫対策につきましては非常に専門技術的な点も、例えば農業の関係でございますとかいゝるような関係でございますので、正式の審議会とは別に、懇談会という形で松くい虫対策懇談会というものを設置いたしまして、林業、自然保護、環境問題、それから地方自治等各界にわたります学識経験者に御参集いただきまして、ここで精密な御検討をいただき、その検討結果を適宜中央森林審議会等に報告しながら案をまとめてきたという経緯になっております。

○及川郎郎君 懇談会の状況についてはわかりましたけれども、中央森林審議会の中に松くい虫部部会が設置されておりますけれども、ここ数年で同部部会が行った審議事項、その内容について明らかかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) 松くい対策につきましては、毎年いろんな安全確認でございしますとか、トレースを続けているわけでございますけれども、これにつきまして松くい部に報告し御審議をいただいておりますのでございます。

○及川順郎君 前回の五十七年の法改正の際ですが、三月の三十一日に国会審議が終つた後の四月六日に、たしか「松くい虫防除基本方針の策定について」という答申を中央森林審議会より出されている、このように理解をしておるわけですが、この審議会で出された答申というもののが、どのような形で諸施策に反映をされたか、この辺のところを御説明いただきたい。

○政府委員(田中宏尚君) 現行の特別措置法の第三條第一項で基本方針を定めることになっておりまして、この基本方針につきましてはただいま御指摘ございましたように中央森林審議会に意見を聞くという形で、五年前に法律成立直後にこの審議会に基本方針を御諮問申し上げまして、そこで御賛成の意見を得まして現在の基本方針を樹立し

ていという形に相なっております。

○及川順郎君 審議会の答申というのはむしろ立法されたものをどう具体化していくか、その具体的な実行過程における意見がどうしてもやっぱりこういう印象が通った後ということになりますと、そういう印象を強く受けるわけでございますけれども、この点についての理解は大体そういう内容の方向で来ているんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 議論の過程では、法案体系自体に対していろいろ今後見直すべき点であるとかいうことがもちろん出ておりますけれども、審議会の基本的な審議事項といたしましては基本方針についての諸問、答申という形に相なっているわけでございます。

○及川順郎君 普通、政策決定、立法の過程ということから考えますと、やはりこの審議会の性格から考えまして、立法をするに当たって前の議論というものは極めて大事じゃないか。中央森林審議会ではいろんな問題点を討議し、そしてそれをもとに改正案の立法措置をきちんとして、それを国会で審議をしていただく、そしてそれで最終的に詰まっても決まったものを、さらに具体化していく上においてまた意見を聞く、普通こういう考え方が順当ではないかと思うんですけども、この改正案ができる前にそういう措置がなされていない、答申もそういう意味で出していたかどうかという点、そういう検討の措置がなされていないということに何か理由があるのか、それとも通常活動の中でそれはやっているからという方向の中で意見を聴取しているのか、この点を伺いたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 松くい虫被害状況なり対策につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に専門技術的な点もあるということ、総議会というところであらかじめ専門家の中で精練な御検討をいただきまして、そこから出ました報告なり意見につきましてはそのたびごとに中央森林審議会に経過報告という形で提出いたしましたので、それで中央森林審議会の御意見も踏まえて法案を従来からずっと検討してきたわけでございます。

す。その結果出ました成案につきましては、本年の一月に法律改正案ということで御意見を中央森林審議会に問うたわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますのは厳密な意味での法律に基づく諮問、答申というようなことは、新しい法律をつくる際にそういう手続関係は法制度上踏んではおりませんけれども、実質上それと同じような審議を丁寧にやっていただいてきているというところが経緯になっております。

○及川順郎君 松くい虫に対するそういう性格を踏まえまして懇談会を設けるということに対して私は異議を持っているわけではありませんですけれども、やはり松くい虫部会がある中央森林審議会のような正式機関があるわけですから、やはりここにきちつと政策決定の位置づけを明確にすべきではないか。そして、そこで審議されたものをもとにして、その決定に基づいて改正案の案文をつくっていく過程においてそれを尊重するという形をやはりとった方がいいんじゃないかという感じが私は強くするわけです。

と申しますのは、ここ数年、審議会のあり方、それから諮問機関の乱用ということである意味では国民からとかくの批判が出ている時期でございますから、そういう状況から考えましてもやはりその点に留意すべきではないかという感じを強くするわけです。特に松くい虫被害対策というのは国民の権利義務に直接関係する法律であると思ふわけでございまして、やはりこの種の論議というものは、もともとものと公的な性格を持つ審議会、討議を優先して諸懸案を検討すべきではないか、今御説明をいただきましたも私はまだそういう気持ち強く持つておるわけでございますが、この辺の考え方をもう一回確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) 御指摘のように、国民の権利なり財産あるいは健康にかかわる重要な仕事でございますので、できるだけ幅広い御意見を聞きながら法律案やなんかをつくることは必要と思っておりますので、今後とも中央森林審議会の

いろいろな意見を反映させながら仕事をやってまいりたいと思っております。

○及川順郎君　それでは次に、松くい虫の被害対策のあり方に対して、午前中もいろいろと議論が出ておりましたが、関連する部分もあると思いますけれども、この点について見解を求めたいと思っております。

つております。

まず、本法改正案の提出の趣旨を考えますとかなり歴史的な経緯がございまして、今手元の資料を見ますと、政府が明治三十年に森林法の中に森林病虫害防除の規定を定めてから今日までさまざまな処置をとつてきておる、こういうことが記載されておるわけでございます。特に松くい虫防除につきましては昭和十七年、午前中にもちょっと触れられておりましたけれども、国庫補助の実施がなされている。その後二十五年、二十七年、そして四十二年、そして五十二年、五十七年、法改正をもつて松くい虫の被害対策の強化に努めてきておるわけですね。

今回の提案理由の説明の中で「全体としては、松くい虫の被害の鎮静化に相当の成果を挙げたところ」と、こういうぐあいに記載されておるわけですが、果たしてそうだったのかなど。むしろその後の状況を見ましても、東北や北陸・東山地方においての被害は逆にふえているというこういう状況があるわけございまして、従来の防除対策から見た場合このような地域的な被害増加をどのようにとらえているのか、少なくともこの半世紀に及ぶイタチごっこのように被害対策のあり方、こういうものをどのように認識をされているのか、この点につきましては担当省庁の加藤大臣からぜひその辺の御所見を感想も含めてお願いしたいと思います。

○国務大臣(加藤六月君) 松くい虫被害対策につきましては、各種対策の総合的な推進に努めてまいりました結果、ピーク時の五十四年度に比べ現在被害量が半分程度にまで減少してきたところでございます。被害の鎮静化に相当の成果を上げてきたものと考えております。



しかしながら、御指摘のように地域によっては被害は拡大傾向にあり、また寒冷地域においては年越し枯れなどの従来とは異なる被害態様が見られてきておるところでございます。

今後につきましては、このような状況に対応した防除対策が必要であると考えております。今回、所要の改善を加え改正法案を提出しておるところでございます。提案理由にも申し上げましたが、激甚な災害を経常な被害にとどめるように何としてもやっつけていかなくてはならない、こう思っております。

○及川順郎君 ただいまのことに関連しまして、この激甚な被害状況をおおむね終息の方向へ持っていくという努力を今更ですと積み上げてこられておられるわけですが、長官としては今日までの努力に対する評価、また今までの対策に対する認識はどのようにお持ちなんですか。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま大臣からお話がありましたように、相当の成果というものは上げてきておられるわけですが、残念ながらそのピーク時のまだ半減、しかもその実量にいたしまして百万立米を超えるという状況になっていることは我々もいたしまして非常に残念な事態と認識しております。

我々もいたしましては、過去にも一度法律を延ばしまして、それまでの経験に即して伐倒駆除関係を大幅に取り入れるとかいろいろ総合的な対策をしてきたわけですが、ただいま大臣からこの問題といたしましては、ただいま大臣からお話ありましたように、被害が未被害地域にも拡大していったという問題もございまして、そういう先端地域においてより効果的な防除方法というものをこれからとっていくかなければなりませんし、それから激甚な被害ににつきましては従来以上に徹底した防除ということにつきましまして官民挙げての体制づくりということが必要にならうかと思っております。

○及川順郎君 先ほどお話がございましたが、この激甚な被害を絶つためにということで五十二

年に五年間の限時法としてこれは制定されておるわけですが、それから五年たちまして、そして五十七年に総合的な見直しを行って。その際、特別防除のほかに特別伐倒駆除、樹種転換等を含めた総合対策、こういう状況でこれを三月まで期限を延期しているわけですが、その際にもやはりこの五年間で終息をさせたい、こう言っているわけですね。しかし、現実には終息どころか、高率の被害状況がずっと続いている。これは防除の難しさということもさることながら、現在の防除方法に問題があるのではないかと、こういう意見が非常に強く聞かれるわけですが、なぜこのように、もう一生懸命やっているのだけれども繰り返すような事態を招いてしまっているのか、この点について、どういふことですけれども重ねて御答弁をお願いいたします。

○政府委員(田中宏尚君) こういう被害の性格からいまして残念ながらその根絶ということとは難しいわけですが、できるだけ通常の被害まで戻すというところに向けて全力の努力を傾注してきているわけですが、やはり一番の問題は、先ほど申し上げましたようにその地域が拡大してきているということ、それから激甚な被害におきましてまだに終息を見えないという点でございます。これ以上被害が新しいところと及ぶことを何とか最前線で防ぎたいということ、今回お願いしております法律の中にもそういう方向に沿った改正案というものをいろいろお願いしているわけでございます。こういう先端地域における防除の徹底と、それから既往地区における今までの深みのある防除ということとを兼ね合わせまして、何とか通常被害への復帰ということをこれから五年の間に意図してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○及川順郎君 この五年間ということで、また五年前の繰り返しになるかもしれませんが、どうでしょうか、終息できるという見通し、もう五年先のときにまたこのような改定をして限時法

として持続させる必要がない、そこまでこの五年間で努力をできる、その確信のほどはいかがですか。

○政府委員(田中宏尚君) そういう先生の御心配のないように、何とか全力を挙げてまいりたいと思っております。

○及川順郎君 ぜひ、いろいろと問題をやらんで難しい状況もございしますが、五年たちましたときにまた同じような繰り返しのないように御努力をお願いしたいと思っております。

現在の防除事業の主なもの、先ほど来出ておりますけれども特別防除、地上散布それから伐倒駆除、特別伐倒駆除等が挙げられておられるわけですが、その中で最も政府が力を入れて取り組んでいる特別防除すなわちヘリコプターによる薬剤の空中散布のやり方、その効果、そしてその被害等を含めまして、これにつきましては今賛否両論があるわけですが、人畜に対する被害等を含めまして午前でもかなり突っ込んだ議論がされておりますけれども、私も現地でのいろいろ聞く中で一部には、薬剤を使うために法律をつくらなければならないかというふうな極めて耳ざわりの御指摘さえも聞きます状況があるわけ

です。そこで、この点に対し地方公共団体等が窓口で前線に対処している状況の中で、現実には空中散布をやった場合に、現地から空中散布はやらないでもらいたいということと要望を提出する、こういうことで都道府県ではある程度意見を聴取しているんじゃないか、実態を調査しているんじゃないかと、こんなぐあいに思っております。また、地方自治体から当庁としてこの件に対する実態はまとめておられるでしょうか。もしまとめておりましたら、今日までの被害件数、あるいはまた被害金額、どういふものに被害を及ぼしているかというふうな状況をできるだけ詳しく説明をしていただければと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 特別防除の実施に当たりましては、その松林の周辺のいろいろな環境の保

全に努めますとともに、今先生からいろいろ御心配ございました。農業なり漁業なり、その他のものもこのことに関係します被害をできるだけ及ぼしませんよう必要な処置というものを事前にできるだけ十分講じて実施しているつもりでございますけれども、ただいまお話をいたしましたように地域によりましては若干被害というものが出ておりまして、その報告も当方で集計しているわけでございます。

昭和五十二年度からこれまで十一年におきます被害の発生状況というものをその被害が出ております養蚕、養蜂、農作物等ということで県からの報告を集計してみますと、この十年間の前半でございまして五十二年から五十六年度までの間に百二件ございました。これが五十七年度から六十一年度というところでは三十二件ということで、初期に比べて相当減ってきているわけですが、減ったからいいということじゃございせん、この根絶を期しましてこれから一層の努力を傾注してまいりたいと思っております。

○及川順郎君 金額についてはどうですか。

○政府委員(田中宏尚君) 被害が発生いたしました際にその散布受託者等が自主的に補償等を行っているわけですが、この補償を行っている金額が一応その被害に見合うということで答弁させていただきますと、五十二年から五十六年度までの間で六千四百万円、それから五十七年度から六十一年度までで約三分の一に減りまして、この五十九年度で二千二百万円というものが被害に対する補償等という形で支払われているわけでございます。

○及川順郎君 今申されました金額それから件数から見ますと、安全性に対して努力をしている効果があらわれているかなという感じもするわけですが、ぜひこの点は今後とも格段のやっばり注意を払って、二次被害的な薬剤の被害等にさらされることのないように配慮をお願いしたい、午前中も出ておりましたが、私は重ねてこの

ことを強く御要望をしたいと思います。

次に、松くい虫の被害の原因でございますけれども、マツノマダラカミキリ及びマツノザイセンチュウが異常気象や保育作業の不備によって被害を大きくしている、こういう指摘もございまして、まあそれが主たる原因だということと見えてまいりますと、その観点からずと焦点を当てまして、もう長い間やはりそういう原因論に基づいて今日まで対策を講じてきておるわけですね。

そういうことから考えますと、もっと被害はこれは減つてもいいんじゃないかという感じがするわけですが、この点の因果関係に対する認識はどういうぐあいに受けとめていらつしやいますか。

○政府委員(田中宏尚君) 現在問題になっておりますいわゆる被害型の松枯れの原因につきましては、先生御承知のとおり、当方の国立試験場で昭和四十二年から四十六年にかけて相当精密な調査研究というものを行いまして、一応予想されるいろんな原因というものを検証して除去してまいりまして、それで最後に残りましたのがマツノマダラカミキリを媒介といたしますマツノザイセンチュウによる病気ということが確定いたしました、それに基づく防除体制というものをその後とってきているわけでございます。

もちろん、大気汚染でございますとかあるいは森林の手入れ不足、こういうような環境悪化というふうなものも間接的に影響しているという場合も全く否定はできないわけでございますけれども、地域なり立地条件あるいは林齢、こういうものについて一切かわらずに広範に発生している現在の状況というものをから見まして、先に説明が済んでおりますマツノザイセンチュウによる直接的な原因というふうな我々としては認識しているわけでございます。

○及川順郎君 今出ておりましたマツノザイセンチュウ、マダラカミキリに対する対応として、先ほど安全性ということで話題にいたしましたヘリ

コプターによるスミチオンの空中散布が、正常な森林の生態を破壊し、天敵までも消滅させていると。この指摘に対しては今までどのような認識を持ち、どのような研究をされ、そして対策を立ててこられたか、この点をまず伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) 空中散布で用いていま農業につきましては、農薬取締法の正規の手続によりましてきちんと検証され、登録を受けました基準に従つて使つておるわけでございますけれども、基本的な安全と認識しているわけでございますけれども、ただ生態系でございますとかいふ点に及んで、当方といたしましてそういう御指摘がございまして、明らかになつて安心して散布ができるという体制がしかれることにいたしました。この点につきましては、昭和五十二年度からその特別防除の実施に伴います影響、植生でございますとか鳥類、昆虫類の生存状況、それからさらには土壌、水質、こういうものに対する影響について十府県において調査を願つておるところでございます。

この調査結果によりまして、例えば昆虫類の生息数というものは一時的には減少いたしましたけれども、一カ月でほぼ原状に復帰するというような調査結果が出ておりますし、その他の事項につきましても自然環境等に大きな影響を及ぼすというふうな調査結果は現在のところ得られていない次第でございます。

○及川順郎君 一カ月でもとへ戻るといふこの同じ原理がマダラカミキリにも適用されるという考え方は、これは研究したデータがございしますか。

○政府委員(田中宏尚君) マツノマダラカミキリの羽化なりあるいは飛しょうの期間、こういうことからいいますと、一般の年じゅう同じ状態で生息しているその他の昆虫類と違ひまして、羽化直前に防除をして死滅させますと、その後同種のものも再発生というふうな形にはフィールドの面でも検証されてないようでございます。

○及川順郎君 今出たのは、松枯れの原因というものが主としてマダラカミキリとマツノザイセンチュウの生態メカニズムにあるという論拠に立っているわけですね。ここからすべて出発している。マツノザイセンチュウが松を枯らすというこの生態について、具体的な学理データ等をきつとまとめられておればまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) マツノザイセンチュウが分泌します液によりまして松に病気を起こすという現象をあれしているわけでございますけれども、その発病に至る生理的な因果関係なり要因ということにつきましては現在まだ技術的な説明が完了しておりませんで、その点については現在試験場段階においてさらに病理学的な面においての検討を深めておる段階でございます。

○及川順郎君 松くい虫の状況が生まれてからも久しいわけでございますが、この年月でマツノザイセンチュウが松を枯らしていくメカニズムが解明されなかつた、されるに至らなかつたその理由は何だつたか。やはり私は取り組み方に問題があるのではないかと感じをどうしてもぬぐい去れないんですけれども、この点に關してはいかがですか。

○政府委員(田中宏尚君) 国の試験研究機関におきましては、樹病科なりあるいは昆虫科、こういうこれにかかわります関係の研究組織というものを総動員いたしました最緊急研究チームというところと取り組んでおるわけでございますけれども、残念ながら、先ほどお話ししましたように、マツノザイセンチュウが侵入いたしました毒性物質を発生し、これが松樹体の生理学的な反応を引き起こすというところまでは幸いにして判明しているわけでございますけれども、この毒性物質というものがどのように病気に関連しているかという点につきましては現在まだ試験研究過程でございますので、できるだけ総力を挙げましてそういう病

理過程の解明に努めたいと思つております。

○及川順郎君 松枯れの原因について、これは学者の一つの試験データから見ますと、材線虫だけじゃなくて青変菌とか黒変菌とか、こういう十、七、八種に上る菌が抽出されたというふうな研究データも過去には出ておりますし、特にこうした菌による樹幹内のやわらかい細胞の変質に伴う樹脂の停止、こういうものを指摘する学説もあるんですね。当局としてその学説というものを今まで具体的に研究の中に取り入れてその因果論を突き詰めたということがあるのか、そしてまた、もし取り組んでいたとしたらそれによつて得られたデータがあればお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま御指摘ございましたように、いろんなほかの要因があるんじゃないかというところは過去にも再三議論がなされて、当方の試験研究機関におきましてもマツノザイセンチュウに確定いたしました過程においてたくさんの方の因子について検証し、それぞれ除去していった結果、マツノザイセンチュウということに帰着したわけでございます。

その中で、特に今先生から御指摘ございました黒変菌なりあるいは青変菌、これにつきましても議論がございまして、国立林業試験場というものがこれについての調査研究というものをいたしましたわけでございますが、この調査研究におきまして健全な松への接種実験というものをやってみましたが、松の枯死に直接結びつくような強力な病原性を持った菌ではないということが試験研究結果としても検証されておりますし、その他のいろいろな線虫の性格でございますとかこういうものにつきましても、いろんな学説があるたにそれに対応した試験研究というものを過去積み重ねておりますけれども、現時点でやはり被害型の一般にこのところの問題になっている松枯れの原因というものはマツノザイセンチュウという以外にあり得ないんじゃないかというふうに試験研究としても認識しているわけでございます。

○及川順郎君 それでは、マツノザイセンチュウが主たる原因、こういう観点でちょっと論を進めさせていだきたいと思うんですが、当初私も山梨県内で被害の現地調査と、それからこのマダラカミキリと材線虫の生態メカニズムを専門家の方から承ったことがございます。いろいろとそのやり取りの中で、当初は南の方に多かったものですが、このマダラカミキリ、材線虫の生息というものは低温に弱いんじゃないか、こういう考え方もあった。この点については研究されたことがございますか。

○政府委員(田中宏尚君) 松枯れの分布状況からいいますと、御指摘のとおり暖かいところの方が今まで多かったわけではございまして、東北等の寒冷地帯についてはほとんどなかったわけではございます。ただ、このところ東北等につきましても徐々に広がってきておるわけではございます。

それで、その際の発病現象を見てもみますと、年越し枯れでございまして、か部分枯れでございまして、従来の繁茂しておりました地域に比べますと非常に違う発現状況というものが多く見られるわけではございます。これから見ましても、暖かいところとそれから寒いところでは病気の状況は違うというところは若干從來もわかっていたわけではございますけれども、当方の研究によりまして、特に年越し枯れ、年を越して枯れる東北地帯の寒冷地帯の松枯れ病につきましても、これはやはり病気が温度に弱いといえますか、温度が低ければ力を発揮するスピードが弱いということでは年を越して発病してきているというふうに試験研究としては出ておるところではございます。

○及川順郎君 この松枯れの北上で、その最前線のところがやはり東北から遅かれ早かれ北海道もその被害の地域になってくる、こういうような状況で今懸念されている中で、この温度との因果関係について、今後、私はもっともやはり実験データをもとに研究し対処する必要があると思っているわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) マツノザイセンチュウの生活史といえますか、卵から成長いたしまして親となり、それから卵を産み始めるというこういう全期間というものと温度との相関というものは過去検証されているわけではございます。例えば、三十度Cでございまして三日間がその全生活史になるわけではございますが、逆に十五度というところになりましてその四倍の十二日間を要するというところで、こういう温度が下がることによって生活史が極端に長くなるということが年越し枯れというところの原因にもなっているということは現時点でも究明されているわけではございますけれども、なお一層研究については意を用いてまいりたいと思っております。

○及川順郎君 今とっておりますマツノザイセンチュウが主たる原因ということに対してまだ異論を唱える学者もいるわけではあります。そういう状況の中で、逆説的になるかもしれませんが、そういう状況の中で、一つの試みとして、実験林をつくって隔離をしましてそのところにマツノザイセンチュウとマダラカミキリを生息させて、そして松が枯れていく生態を逆さまにきちんと実験データに刻み込んでやるというふうなこういう試みは今まで考えられたことではございますか。

○政府委員(田中宏尚君) 実験林という全くオープンなところではマツノマダラカミキリの飛しょうというふうな問題もございましてなかなかそういう実験は無理でございまして、現在もいろんな試験研究というものは試験場における苗木でございまして、そういうものを使っていますので、屋外での実験というものを当然やっておりますわけではございますので、そういう実験を通じて研究成果というものは積み重なっていくものと思っております。

○及川順郎君 僕は実験林という表現を使いたけれども、被害の実験というところで、私は、やはりその辺の松枯れの原因論に対してまだまだ徹底した論究をする必要が残っているんじゃないか、こういう感じがするわけではございますが、今後この原因論に対する対応を、確認のためにもう一度伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(田中宏尚君) 先ほども申し上げましたように、林野関係の被害の最たるものでございまして、影響の大ききからいまして研究テーマの最重点課題といたしまして通常の試験研究等々を通じてともに、それから国と地方公共団体の試験研究機関等との連携も図りながら今後とも試験研究については全力を注いでまいりたいと思っております。

○及川順郎君 原因を究明するというのは、人間が病気になるようにそれを治すためには、やはりその原因、病原体を死滅させるためにはどうするか、この原因究明が先行する。予防ということもございまして、できていく状況に対してはそういう取り組みが基本的なパターンになるわけではございまして、やはりそういう立場からこの松枯れに対する対応というものを抜本的に組み立てていく必要があるんじゃないか。

あわせて私は、先ほど来いろいろ問題提起をされておりますこの空中散布につきましても、人畜に被害のない、例えば伐倒駆除によってこれを排除するということがもう人手やその他の物理的に難しいという山林、山奥のそういう森林に限定するとかあるいはまたそういう人畜に影響のない限定地域指定を明確にするとか、やはりこういう形でこの点の一般の人たちから見られる被害に対する心配点というものを排除する努力もひとつとやはりしておく必要があるんじゃないか。原因論とあわせてこの点のことを強く要望を申し上げたいと思うんです。

それから、緊急伐倒駆除につきましても問題点をちょっと私は提起をしておきたいと思うんですが、今回のこの改正案では、松くい虫が羽化する時期から見てこの命令で対応しがたい場合、駆除命令にかえて知事がみずから伐倒駆除を直接実施できる方法を導入すること、こういうぐあいにしておるわけではございますが、これは見方を変えますと、山林等の公共性のある松林とかそういう

状況ならばこれは結構でございますが、非常に難しいのは庭園木、まあ天然記念物的な価値を持っているそういう松、それから個人が所有しております庭園の松を、松枯れが始まったから、これは松くい虫の影響が出てきたからということで切ってしまうということですね。これは、ある意味では、私有財産を本人の嫌だという意思を乗り越えた上で伐倒することができるといふ状況が考えられるわけではございます。この点については、この立法の過程において問題点として御検討したんでしょうか。もししたとすればその経緯、そしてそれに対する所見を承りたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 実は、まさしくその点がこの立法過程で一番議論が聞かれた点でございまして。このところ、先ほど来話が出ておりますように、東北等で五月雨的に被害が出てきていて適期防除を逸するといふようなことが出てきておるわけではございます。それから一方、所有者といふものも非常に散在しておりまして、正規の手続きをとっておりますとなかなか適期にできないという悩みもあるわけではございます。そういう中で、今回新しく緊急伐倒駆除というものを制度化させていただきたいと思っているわけではございますけれども、その際にやはり今先生からお話ありましたように、私有財産権との調整ということが頭の痛い問題だったわけではございます。

それで、議論の経過をいたしまして、まとめたその案では、まず基本的に申し上げまして、その対象となる松というものは既に枯死しているといふことで立っている状態でも切られた状態でも経済的価値というものは変わらない、切ったからといって経済的価値が減価するものではないといふことが一つあるかと思っております。ただ、減価しないといふにしても、私有財産でございしますので念には念をといたこともございまして、一つは、その実施の要件というものを必要最小限度なものに法律上も限定しております。その一つは、高度公益機能松林なり被害拡大防止松林という公共的に緊急にやる必要のあるもの

に限定しております。それでたまたま先生からお話ありました個人の庭園松でございますとか、こういうようなものはこのいすれの範疇にも恐らく属さないと思っております。そういうものについては国なり県が出張して伐倒するということ形にはならないかと思っております。それからそういう対象松でございますけれども、その駆除命令でございますとかほかの通常の手段では的確な駆除が困難であるということがはつきりしているものに限定する。それからその時期といたしまして、松くい虫の羽化脱出前の一定期間に限るといふことに限定いたしております。それからさらに、そういう要件の限定に加えて手続関係も厳正にしたいということで、緊急伐倒駆除を実施する期間につきましては都道府県の実施計画でもってきちんと定める。

【理事北修一君退席、委員長着席】

それから実際に実施する区域なり期間につきましては事前に公表する。それと同時に、松林の所有者等からの不服申し出の機会というものをきちんと与える。そういう厳正な手続をとった上で伐採した後は松林の所有者等に切りましたよというきちんとした報告、通知をするというような厳正な手続を踏ましているわけでございます。

こういう権利保護にも十分配慮しておりますので、いわゆる私有財産の不当な制限というふうなものには当たらず、公益と私益というものが調和のとれた形で制度化ができたんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○及川順郎君 それでは樹種転換の問題点に移りたいと思いますが、今回の改正案では、これまでの規定に加えて都道府県実施計画の対象となる松林、すなわち今出ておりました高度公益機能松林または被害拡大防止松林、これにつきましても樹種転換を推進するための措置を設ける、このように言っておるわけでございますが、都道府県知事が樹種転換を促進すべき松林を選定してこれを公表するとともに、施策等に関する助言及び指導に努める、こういう新しい規定がございます。この

指導助言の具体的内容についてはどういふことを想定なさっているのか、お伺いしたいと思えます。

○政府委員(田中宏尚君) 樹種転換すべき松林というものを公表しただけではなかなか所有者の方が相協力してくれないという場面も考えられますので、知事がいろいろな手段を使いまして助言指導することを予定しているわけでございますけれども、具体的には、一つは樹種の問題として、どういふ樹種に転換することがその地域として立地条件上合っているかという御相談にあずかるあるいは助言するという場合もあると思えます。それから転換するとなるとそれなりの経費なり手間というものがかかってまいりますので、幸いにしているような助成制度というものが補助それから融資含めましてございますので、こういう制度を使つてやれば負担も軽く済みますからどうぞ御利用くださいというようなきめ細やかな指導というものをさせていただきますと思っております。

○及川順郎君 松林の所有者がほかの樹種つまり杉やヒノキ等の転換を図る際には、その樹種を購入する費用、そのほかにこれを植栽するための労働、またそれを育てていくためのいろいろな負担が生じてくるわけでございまして、その場合に、国や地方公共団体、森林組合等が樹種転換のためにさまざまな助成措置を講じなければなかなか樹種転換というのは現実には円滑に進まないんじゃないか、こういう心配が出てくるわけですね。こういう問題に対してどのような対応策をお考えになつておられるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 樹種転換を推進するためにはいろいろな助成手段があるわけでございまして、具体的には若干御説明いたしますと、一つは、松くい虫被害地等緊急造林事業ということで、これは造林事業とはほぼ同じでございますけれども、造林補助事業の一環として人工造林等を重点的に実施

するといふ内容でございます。これにつきましては、若干技術的なことになりましたけれども、従来の査定計数というものを六十二年度予算で引き上げるといふような手厚い保護というものもいたしております。

それから、樹種転換いたす際に感染源除去促進対策特別事業というものが別途ございまして、このうちで単に感染源を除去するだけじゃなくて、そういう樹種転換を特別に推進するということで、これまた六十二年度から新しい項目として感染源除去促進対策特別事業の中に樹種転換円滑化特別対策というものを構築しているわけでございます。

それからさらに、こういう樹種転換等というところになりますと、その山まで入って行って手当てをするということで林道なり作業道というものの整備というものが重要になってくるわけでございまして、これも六十二年度の新しい予算といたしまして松くい虫対策の森林造成林道整備事業というものを新しく予算化したしております。そのほか、あと農林漁業金融公庫資金で林業基盤整備資金というのがございますけれども、これにつきましても今回対象になります林齢等についての緩和処置というものをいたしまして、できるだけ樹種転換というものが円滑にできるような補助金それから融資含めまして万全の体制をとっている次第でございます。

○及川順郎君 現行法では、都道府県知事が直接実施する特別防除及び特別伐倒駆除命令を出した場合は損失補償または代執行の費用等については国が補助する、こういうふうになっておられるわけですが、今回の改正案では、これに加えて緊急伐倒駆除を実施した場合、実施する費用について国が補助する、こういうふうになっておられるわけですね。この場合、緊急伐倒を行う場合これであつて十分かどうかという心配が出てくるわけでございまして、防除予算が不足した場合には補正予算等で対応する予定、そこまで考えて対応策を考へていらっしゃるのかどうか、この点を確認をしたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(田中宏尚君) 防除関係の予算につきましては、全体厳しい中ではございますけれども、それぞれ新しい法律に基づく新しい光を当てました事業につきましては予算額をふやしているわけでございまして、何とかその範囲内で適正な実施というものは図れると思つておりますけれども、それ以上の事業量という段階になりますればその段階においてまた考えさせていただきますと思ひます。

○及川順郎君 最後に、私は、今回のこの改正案、いろいろな心配点がございます。特にやっぱ空中散布による地域を限定するとかあるいはこの被害等を絶対絶滅する方向への努力とか、こういうものを附帯条件として私たちもつけたいと思ひますし、加えて今回の改正案を五年たちましてもう一回また延ばします、こういうことのないように、今回の改正案をもつて少なくとも激甚な被害は終息させた、あとは本法をもつて森林全般に対する病害虫に対する対応で十分対応できる、こまめでのところへ持ち込んでいただきたいと思いますし、そういう状況ができれば今回の薬剤散布等による人畜に対する被害とかあるいは発がん性に対する心配とか、こういうさまざまな問題点が一つ一つ山をクリアして行くわけでございまして、ぜひそういう努力をしていただきたい。その点に対するこの五年間の取り組みに対する決意のほどを最後に大臣に伺ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(加藤六月君) 今回こういう延長改正案を出させていただき五年間延長させていただきたいというその裏には、今先生がおっしゃいました何としてもこの異常災害、激甚災害を防止したいという意欲のあらわれがあるわけでございます。一生懸命やりまして御期待に沿うようにさせていただきますと考えておるところでございます。

○下田京子君 まず最初に明らかにしたいのは、五十七年の法改正のときに特別防除に加えて特別伐倒駆除、樹種転換、こういうものを入れて総合的な松くい虫被害対策をやらうじゃないかというふうになつたわけですね。しかし、依然として百

万立米を超える被害があった、東北地方ではむしろふえているような状況もある、この反省に立つて今回の法改正になったわけですが、はっきり申し上げると、つまり特別防除中心の対策ではなくて、松林の機能や被害の状況に応じたより総合的な対策が必要だということをこの五年間教えてくれて、それを取り入れて今回の法改正になったというふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(田中宏尚君) 御指摘のとおり、特別防除を含めまして全体の防除手段というものを総合してやるということがこの五年間の反省の上に立つて方向づけられたというふうに理解しております。

○下田京子君 まだちょっと不明なんです。明確にもう一回。従来のような特別防除中心の防除だけではだめだ、だから伐倒駆除や特別伐倒駆除なんかの一層の拡大をやって、もって先端地域に見合った防除体制や樹種転換なんかというふうなものをやっていかなきゃならないんだ、そこなんです。再度確認していただきたい。

○政府委員(田中宏尚君) 中心という概念がどういうものかちょっとあれでございすけれども、我々としてはしても別段あれが中心ということでは從來固持したわけでもないで、あれを全体の防除体系の有効な一つのワン・オブ・ゼムとして、ああいうものを含めて全体として何とか防除の万全を期したいという姿勢でございす。

○下田京子君 予算の推移を見るとわかるんですよ。特別防除がやっぱり中心に予算が多く配分されていて、なかなか特別伐倒駆除なんかでございす。樹種転換も進んでなかったし、またそういう方向で予算がついてなかった、行政がなされてなかったと、これははっきりしているんです。ですから、そここの認識をはっきり変えないとまた同じようなことになりすよという意味で私は指摘しているんです。

そこで、総合的にやる際に大事なことでございすけれども、一つ今回の反省の中で教訓として学ばれたのが特別伐倒駆除を命令する際の変更に

だと思ふんです。過去五年は、一定被害率ということで条件をつけていました。その要件を変更して特別伐倒駆除がもっと今日の被害に合った形でやれるようにというふうに取り込んできたんだと思ふんです。そうですね。

○政府委員(田中宏尚君) 御指摘のとおりでございまして、先ほど先生からもお話がありましたように、東北まで広がっていつているというふうなことで、最先端地帯で何とか防除の徹底を図りたいということもございまして、被害率の要件というものを今回外させていたでいてるわけでございます。

○下田京子君 つまり逆に言うと、この特別伐倒駆除というのが非常に効果的だという御認識に立たれたというふうに思います。

大臣、そうしますと、実際にこの特別伐倒駆除を推進するためには一体何が必要なのか、どういう手当てをしなければならぬのかということなんです。私は思うに、やはり補助率のアップあるいは冬季間の雇用対策というふうな形でもって仕組んで人とお金を手当てしていかなければならぬかな。これはできないのではないだろうか。その辺の御認識をちょっとお聞かせいただきたい。

○政府委員(田中宏尚君) 特別伐倒駆除につきましまして、先生からお話ありましたように、当然金をかけて人手を使うという点があるわけでございますけれども、その金の面につきましては、例えば六十二年予算では前年に比しまして、こういう厳しい中でございすけれども一二三%の予算というものを組んでございすし、それから人という点では、確かに最近の山村における人の問題というものは我々にとりましても頭の痛い問題でございすけれども、森林組合の作業班でございすとかあるいは森林のいろんな仕事の受託をやっていたでいておます事業体、こういうところの作業員の方々にも御協力、御尽力いただきまして、山全体として山を守るということに努めてきておられますし、これからのそういう方向で円滑な事業の実施を図ってまいりたいと思っております。

す。

○下田京子君 精神はいいんですよ、食い違っていないです。要は具体的な予算と人なんです。現実はどうなっているかということなんです。が、ちょっと大臣。(資料を手渡す)

福島県の場合には東北の中でも急激に被害が広がっている市町村が目立つわけですね。そのうち、私が今大臣のところに持ち出したのは四号線沿いで須賀川市というところ、人口六万人ほどなんですけれども、これが五十七年時点では四百七十七立方だったのが六十年には千五百九十立方という格好でふえているんです。実際にその須賀川市の松くい虫の対策費の予算がどうなのかというものを示しているんです。ちょっとごらんください。

五十七年度では、事業費全体が七百八十五万五千七百六十六円でした。うち市の持ち出し分というものは五十七万六千六百円だった。右の端を見てください。国庫補助が約九三%で地元持ち出しは七%であった。それが六十年を見てください。六十年の事業費の総額が五千四百七十七万七千七百円と、実にこの五年間で約六・五倍に膨れ上がっております。で、負担区分を見てください。そのうち補助額が二千四百六十五万三千二百五十円。それに対して市費の持ち出しが二千六百四十九万三千八百二十七円。五十七年当時の市の持ち出し分に比しましてざっと四十六倍というふうな膨大なことになってございまして、また右端を全部見てください。国庫補助が四八%、そして市の持ち出しが事業費全体のうちの五二%というふうな相なっているわけなんです。こういう状況をどこまで国がつかんでいるかということなんです。

特に、この中で問題なのは幾つかありますけれども、私は今、事細かく申し上げるつもりはありますが、もう一つ、これは調べておいていただくことで林野庁を通して県を通して調べていただいたからおわかりのはずだと思ふんですけれども、今の同じ須賀川市の場合に特別防除を約八十ヘクタールやっております。その金額、事業費

が六百二十七万円となっております。しかし、国費は幾らかというところ、その国費補助は九十二万円しかなかったんです。玉川村という場合には、五十ヘクタールの特別防除をやりましたが、事業費が二百四十万円かかっております。国の補助金はといたらゼロなんです。つまりこれで言いたいことは、県事業にのせてそれでもって市町村の責任で県と協議をしてやったという事業の分野があるということが一つなんです。

それからもう一つ申し上げたいのは、実は五十九年、高率補助金カットということで、大臣、施行令を見ますと、この防除についての薬品は三分の二の補助と、こういうふうになっているわけですね。それが六十年には十分の六に削られ、六十年には十分の五・五に削られ、今またそのまま削られつぱなしと。六十二年との比較でその影響額がどのくらいなのかということ、さっきちょっと調べてくれたらいいから、概算だけでもそれは五億六千万円にもなると言っている。

特別伐倒駆除の問題で、確かに六十二年度の予算はふやしたと言っています。しかし減っているんです。トータルを見てください。過去から見ていって、過去最高のときよりは減っているんです。六十年に比べてふやしたというだけでしかないんです。そういうことも考えますと、本当に効果あらしめるためにはやはり予算とそれから人なんです。特に今農村の不況は大変です。冬場になると仕事がないんです。ですから、その雇用対策というふうな形でもひとつこれは研究してみてくれませんか、大臣。

○国務大臣(加藤六月君) ただいま須賀川市の松くい虫対策費の五十七年から六十年までのいろいろな数字をいただきました。五十七年から六十二年に至る我が農林水産省の予算を考えますと、毎年千数百億円ずつ予算が減ってきておるわけがあります。そういう中で何とか松くい虫は防除しなくてはならないということで一生懸命頑張ってきた成果がこの数字にあらわれておるのではないかと。もちろん被害面積もふえてきております



けれども、昭和五十七年の補助金七百二十七万九千七百七十六円から昭和六十一年だけを例にとりましても二千四百六十五万三千二百五十円ということとで、三・数倍補助金がふえておるといふこの事実をひとつよく考えたいだきまして認識していただきたいということでございます。

なお、もちろん雇用の関係もございしますが、またある面で申し上げますと、農林水産省の予算はこの数年毎年千人前後ずつ削減を食ってきておるわけでございますから、予算といふ人といふ大変厳しい中にあるわけで、昭和六十一年度予算は、先ほど長官が答え申し上げましたように、何としても松くい虫を退治したいということで大変苦しい厳しい中にも予算をふやしたという点は御理解いただきたい、こう思うわけでございます。

○下田京子君 数字に強いでしよう、大臣。五十七年の法改正のときには、松くい虫の防除予算は全体額で七十一億八千三百万円だったんです。それで六十一年は六十億四千二百万円。トータルで数字で六十二年度は五十九億五千八百万円。減らしているんです。ですから、これじゃ頑張って減らしたという数字でしょう。

○国務大臣(加藤六月君) 他の農林水産省の全体の予算の中から見ていただきますと、削減のぐあいが非常に少ないということを御認識いただきたいと思ひます。

○下田京子君 こういう予算で本当に終息させていくような見通しというのは立つのかどうかなんです。だから大臣、かたくなにならないように。では私申し上げますが、これで決して十分だとは思っていらっしゃるんじゃないでしょう。

○国務大臣(加藤六月君) 金も人も十分欲しいとは思ひますけれども、制約された中で私たちは一生懸命努力していかなくてはならない、こう考えておるところでございます。

○下田京子君 制約された中でいろいろ考えるというそつちの方はいいんです。ただ、これで十分だというふうには、これは大臣だっと思っていらっしゃるんじゃない。だから、お答えは避けて今のよう

な答弁になったんだと思うんです。問題は、地域ぐるみというふうにおっしゃりながら、現実にはこうやって自治体の持ち出しが相当部分ふえてくる中で国の努力というのとはどうなのかということとを厳しく問いただしていらっしゃるのではないしょうか。提起しておきますので、大臣その辺を踏まえて対応いただきたいと思ひます。

次に基本方針の問題なんです。今回のこの特別措置法第三条の規定に基づいて農林水産大臣は基本方針を定めるわけですから、当然基本方針そのものも変わっていくだろうと思ひます。どういふところが変わるのか。まず確認したい点は、現在の基本方針を見ますと、被害地域区分を被害、中害、微害の三区に分けられておられますが、今回の法改正に伴って先端地域、既往地域というふうに分けて森林の機能に合わせた、大臣がしきりに言っている限られた中でも効果ある総合対策をしていこう、こういう方向で基本方針も変えられるんだというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣(加藤六月君) この法案が通過、成立させていただきまされたならば、お説のとおり基本方針を決定しなくてはなりません。基本方針の策定、変更に当たりましては中央森林審議会の意見を聞くことにしておりますが、そういう皆さん方の意見を承り、またもろもろの関係行政機関とも協議しまして策定をしていきたいと考えております。

○下田京子君 内容がそういうふうに変わるという、その答弁だけちょっとはつきりしてください。

○政府委員(田中宏尚君) 法律が成立しました段階で内容を考えたいと思っておりますけれども、両院のいろいろな審議の経過等を踏まえまして新しい基本方針の内容は確定したいと思っております。

○下田京子君 私が考え方として指摘したのは間違いないですね。

○政府委員(田中宏尚君) 先生が御指摘なさいましたように、先端地域なりあるいは既往地域とい

うふうに分別いたしましたして、それぞれについての指針というところを書こうという点においては御指摘のとおりでございます。

○下田京子君 そういう形で各方面から聞いて基本方針を立てる、その基本方針に基づいて県の基本計画あるいは実施計画というものが定められることになるわけでしょう。

私、実は五十七年の法改正の際に、その県の基本計画あるいは実施計画をつくる際に森林審議会のメンバーの中に自然環境保護団体の皆さんを加えてはどうかと、こういうふうな申し上げました。そのときには四県にしかなかったわけですが、当時の田澤大臣は当初検討すると言っていたんですが、わかりました、指導しますと、こういうふうな約束されたわけです。実際に今、自然環境保護関係の皆さん方が森林審議会のメンバーに入っている都道府県の数は幾らになったでしょう

か。

○政府委員(田中宏尚君) 先生の御要望もございまして、その構成員につきましてはできるだけ配慮するようという指導通達も出してきたところでございまして、現時点では二十二の県におきまして環境保全関係の委員というものが参加する形に相なっております。

○下田京子君 五年間で四県から二十二県にふえたという点で一定の努力はありますが、四十五県が県の実施計画をお持ちになっている中で、いまだやっぱり自然環境保護団体関係の方というのは審議会のメンバーにも入っていないというふうなことを逆に示しているのじゃないかと思ひます。これはやっぱり一つ問題だと思ひますよ。

環境庁に伺いたいんですけれども、環境庁が五十二年、五十三年と二年間にわたりまして調査して、五十四年に「森林における農薬空中散布の鳥類及びその生息環境に及ぼす影響調査報告書」というものをまとめていると思ひます。これは委託調査で山階鳥類研究所から出ています。その調査報告書を受けて環境庁は林野庁と話し合いを進めてきたと思ひますけれども、その進めてきた

結果、五十八年度から実際にそれらが取り入れられた形で生かされているというふうな聞いております。林野庁と話し合つて、特別防除をする際にこれは対象としませんよというふうにしたところの名前を具体的に挙げてくださいます。

○説明員(佐野弘君) お答えします。

ただいまお話しがありました調査は五十二年、五十三年両年度にわたりまして私どもが実施したものでございまして、調査の目的は、松くい虫防除のための農薬の空中散布が生物等に及ぼす影響について調べるということとでございます。調査項目の主な内容は、植生への影響、それから昆虫相への影響、それから、最大の問題で私どもとしては関心の深い鳥類への影響、この三つでございます。

調査期間が非常に短いということもございまして十分な結論を得たわけではございませんが、昆虫相につきましては、やはり当然殺虫剤を散布するわけでございますので変化が見られるというふうなことも踏まえまして、とりあえず私どもとして林野庁さんの方に自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域の中の野生動物植物保護地区、それから私も特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律という法律がございまして、それに基づきまして貴重な鳥を特殊鳥類として指定しておりますが、その特殊鳥類の生息地、それから国立公園、国定公園の特別保護地区、さらに鳥獣保護地区の特別保護区、こういったところにつきましては特別防除の対象としないように私どもとしてはお願い申し上げた次第でございます。

○下田京子君 今言われた四点ですね、それが原則としては特別防除の対象となっていないというふうな私の方に報告が来ているわけですね。

それで、実際にその第三条に基づく基本方針の中身にどう生かされているかということを見ましたら、これがわかるように明記されてないんですね、私今読みませんけれども。だから一つは、もう少しわかるように明記しない、いかがですかということですが、長官。



○政府委員(田中宏尚君) 文章の書き方の問題でございまして、考え方としてはただいま来御指摘があった方向に沿って基本方針が書かれていたわけでございますので、基本方針を今度新たに樹立いたします際にその辺の文章を再度見直してみたいと思っております。

○下田京子君 今の答弁大事です。だったら、そういうふうな基本方針にもう少しわかる文言で書く、それだけにとめないで、大事なことはその基本方針にもう定まっていますからいいです。ではなくて、県がつくるこの実施計画の中にきちっとわかるように書きましょと、都道府県は四十五都道府県で実施計画を持っているわけですが、被害市町村全部がみずから計画をつくるということでもないですから、こういうのに基づいてやるわけです。

私、念のためにこれは林野庁からいただいたんですが、鳥獣の捕獲の実施計画の中身を見ましたら、今のようなくだりが明記されていないんですね。明記するだけでなくて、問題は書いてあるかどうかだけでなくて、そういうものをきちっと対象地域から外して、トラブルを起こさないでやるというのほうも大前提ですから、周知徹底させるという方向で御指導をお願いしたいと思えます。大臣よろしいですね。

○政府委員(田中宏尚君) 都道府県が自主的に定めております実施計画でございますが、当然国の基本方針に書かれております方向に沿って実施計画が立てられるということは国としてもいい望んでいることでございますので、そういう方向が実現するよう願っております。

○下田京子君 大臣、指導分野にかかわることはお答えください。

環境庁にさらにお尋ねしたいんですけれども、五十八年から六十一年の間にも財団法人日本自然保護協会において調査をしておると思うんです。その調査は「松くい虫被害対策として実施される特別防除が自然生態系に与える影響評価に関する研究」で、その中間報告が出て私のところにも届

けていたございまして、つぶさに読みました。その報告を見ますと、ここは私の方で確認させていただきま。

薬剤の生物群集に及ぼす影響関係なんですが、いろいろと茨城、岡山両県を調査した内容があります。結論として、農業は害虫を駆除して人間の生活を守る有益な働きがある一方で、一時的にせよ害虫以外にとつて何ら影響がないとは言えないので慎重に取り扱う必要があるとの指摘が行われることとなるんでないかという推測での環境庁からの考えをいただいているんです。なるんでないかというだけでなくて、私もこのメンバーである林野庁の懇談会のメンバーにもお入りになっている東北大学の農学部西口先生に直接お話しも伺いました。レポートも読ましていただいたんですが、そういう方向で書かれております。これを踏まえて環境庁としては林野庁に次のような意見を今述べていると、こう言っています。

①特別防除を検討するに当たっては、貴重な野生動物の生育状況について、あらかじめ実態の把握に努めること。

②自然環境保全地域の野生動物保護地区、鳥獣保護地区の特別保護地区、国立・国定公園の特別保護地区、特殊鳥類等貴重な野生動物の生育地等は原則として特別防除の対象としないこと。

これ間違いないと思えますね。

○説明員(橋本伸一君) 今回の法律改正に当たりましてそのような申し入れをいたしております。

○下田京子君 そういう環境庁からの申し入れを受けて、林野庁としては今どういうお考えなのか。

○政府委員(田中宏尚君) 法律作成の過程で関係省庁と協議なり重ねてきましたことにつきましては、十分その方向に沿いました法律の運用に当たってまいりたいと思っております。

○下田京子君 そういう方向でいけば、私が申し上げたいのは自然環境保全審議会の皆さんからも

当然きちんと意見を聞いたらどうなのかということとを申し上げたいんです。

これは環境庁にちよつと確認したいんですけれども、自然環境保全法、この法律に基づいて第三三条では自然環境保全審議会が中央に設置されておりますね。それで地方には都道府県自然環境保全審議会、これは法律五十一條に基づいて設置されるようになっておりますね。私は、さつき環境庁が提言されている二つのうちの一つ「特別防除を検討するに当たっては、貴重な野生動物の生育状況について、あらかじめ実態の把握に努めること」というこの提言を具体化していく上では、都道府県の方々の役割というものは大変重要ではないかというふうに私理解しているんですが、間違いないでしょうか。

○説明員(橋本伸一君) 法律の規定にそのような条文のあることは確かでございます。環境庁といましては、その中に関係行政機関と協議するという規定があるわけでございますが、関係行政機関として基本方針に基づいて協議を受けました場合には必要な情報収集にも努めまして、環境保全の立場から十分検討いたしまして適切に対処したいと考えております。

○下田京子君 大臣、お答えをいただきたいと思えます。今聞いていてわかるように、関係機関から意見を求められるとそういう対応ができるような体制になっているわけですね。自然保護・環境の問題でいろいろと今までも問題が報告されてまいりました。そういう中で、私は、森林審議会の意見を聞くことはもとより、そしてまたそのメンバーに関係者が入っていくことも大いに結構なんです。法律に基づいて設置されている重要な役割を担っている自然環境保全審議会の皆さんの意見を聞くということはむしろ結構なこと

で、聞かないということについて何か支障があるんだらうかというふうに思いたくなくらいなんです。そういう点で大臣のお考えを聞かしていただきたいと思っております。

○国務大臣(加藤六月君) 先ほど基本方針の策定に当たったのは変更には当たった私の考え

方は申さしていただきましたが、まず中央森林審議会の意見を聞くことにいたしました。その委員の中には環境問題についての学識経験者を含めております。また、きょうも出席していただいておりますが、環境庁等関係行政機関とも協議することについていたしております。このことから環境保全の面からの意見は適切に反映させることができると考えております。

したがって、ただいまの御意見のように、さらに自然環境保全審議会の意見を聞くことは殊さらには必要はないのではないかと考えております。

○下田京子君 大臣、話を聞いていました。都道府県に行きますと反映される仕組みになつていないから、そつちの方の話を言ったんです。

○国務大臣(加藤六月君) 都道府県知事が都道府県の実施計画を策定、変更する場合についても環境保全関係の経験者、さらに有識者の意見は当然今後聞いていくだろうと考えております。

○下田京子君 当然聞いていくだろうと考えるか考えないかは大臣の全く個人的な意思であつて、法律体系上、今の体系では関係者の意見を聞く、特に森林審議会の意見を聞くことになっている。ところが、その森林審議会のメンバーの中に自然環境保全関係の方が入っていない、入っているのは二十二県だけだというふうに明らかになつたわけですね。ですから、法的にもきちっと聞けるように、そういう整備をやつたり地域的にやろうというんだつたら、考えていつていけるべきじゃないだろうか。そこはひとつ今後実態を聞いて検討してみてください。

○国務大臣(加藤六月君) 十分検討してまいります。

○下田京子君 その検討が検討に終わります。私のところの修正案では、一つに、ちゃんと今問題になっているこの自然環境保全審議会の皆さんの意見を聞くようにしなさいと、というふう

に提起しているんです。大臣それがわかっていてかたくなに拒否なさったのかとも思わぬでもないですが、しかしこれからやっています、検討もしようと、こうおっしゃっていますから、それがぜひ突るように見守っていきます。見守るって、ただ見ているだけじゃないですよ。今後必ずと対応を迫りたいと思います。

それでは、私がなぜ自然環境保護関係のことを言うかという、何も私だけじゃないわけですよ。特別防除の見直しということは、他の委員からも繰り返し繰り返し言われている、そしてまた法案の審議のたびにいろいろ指摘もされている、各研究者からも言われているんです。だからなんです。

そこで、私、一つ大変これはおかしいなと思うのがわかったんですけれども、さっき申しました基本方針の中に人間に関する問題についての明記があいまいなんです。原則的には禁止というふうに述べておられます。いいですか、このところは読ましてもらいます。お持ちになっていますでしょう。「特別防除は、次に掲げる松林については実施しない」と、こうなっているんです。その中でイのところですね、一、家庭、学校、病院、水道、井戸、水源並びに鉄道、道路等の交通機関、公園地区等の利用者が集合する場所等の周辺の松林その他その所在地等からみて薬剤の飛散・流入により周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれがある松林」は除くと、こうなっているんです。ところがしり抜けになっている。括弧書きで「(2)に掲げる事項に即して適切な措置を講ずることのできるものを除く」と、こうなっています。結果としてはここが大きなトラブルになっているんです。しかし、この基本方針の読み方からいって原則禁止なんです。違いますか。

○政府委員(田中宏尚君) 例外が括弧書きになっておりまして、基本的な考え方というのが表に書かれておりますので、原則禁止と名づけることはそれなりに名づけようもあるかと思っております。

○下田京子君 その原則禁止の姿勢を貫くべきだと私は申し上げたい。

実際にこれにかかわっての調査がなされていないというのがまた不思議なんです。どうして今言った人家や学校や病院や人間に焦点を当てた調査というものがなされないのかということなんです。さっき申し上げました西口先生もこの点では不思議だということをおっしゃっています。それから、いろいろな関係する優秀な方がおられるわけですから、そこに視点を当てた調査というものはおやりいただきたい、よろしいですね。

○政府委員(田中宏尚君) こういう人の集まるところ等への散布については細心の注意を払う必要がもちろんございますので、そういう悪影響を及ぼしている例というものは皆無と信じております。したがって、従来調査結果として集計等とはなされていないわけでございますけれども、今後とも十分に見守ってまいりたいと思っております。

○下田京子君 被害がないと信じているとなると、これはもう神代の世界の話だものね。信じていないんじゃないものじゃなくて、現実がどうかというところを見ないのね。今法律の議論をやっているんです。実際に行政の責任は何かということをやっているんです。信じているのなら具体的なデータがなければならぬわけなんです。ですから調査をなさい。よろしいですね。

○政府委員(田中宏尚君) 常日ごろいろいろな形で特別防除の実績なりは把握してきておりますけれども、そういう今までに悪影響を及ぼしているという事例には県の報告から接しておりませんけれども、今後ともそういうことにつきましては厳正に対処してまいりたいと思っております。

○下田京子君 厳正に対処していただくということと調査するかどうかというのを同じように見ていいんですか。

と云いますのは、いいですか長官、そういう事例がある、ないの話をしていくとやっぱり大変なんです。県を通してあるかないかは別にして、いろいろ問題になっているじゃないですか。福島県だって、あの福島市の信夫山周辺のことです。随分反対の運動なんかもあって、いろいろ見直してきたじゃないですか。被害が起きているかどうかという影響の話になれば、実際にそこに焦点を当ててやらないんです。出てこないといえどもそれまでですよ。しかし、皆さん方が委託をしております農林水産航空協会、この定款に基づいていろいろ実施する際の注意事項なんかも出ておられるわけですから、他の委員からも問題になっている例えはセビモール、NACの話ですね。これはどういう有効成分があるのか、あるいはどういう阻害が出るのかというのは、これは言うまでもなくわかると思うんですが、あえて申し上げますと、これは神経伝達に關与する酵素、コリンエステラーゼの活性化を阻害する作用があるということなんです。

ですから、散布の仕方によっては影響が出るんです。だから、全くないということにならないわけなんです。だからその散布の仕方がいろいろ問題になってくるわけなんです。だから、本当に適切な散布がされているかどうかというところの後追いの調査を行行政はきちっとしなければならぬ責任があるだろうというところを言っているんです。ちゃんとこの航空協会がいろいろやっています。そして散布の際のことなんかも書いております。どういうふうにあれかというところでも、このセビモールの場合ですとミツバチに対しては毒性がきつとある、あるいは水源池や養魚池や田んぼ、これは飛散・流入してはいけない。だから散布の際にはマスク、手袋など散布液を吸い込んだり浴びたりしないように注意しろ、作業後は直ちに顔、手など皮膚の露出部を石けんでよく洗うがいをするんだと、こう言っているんです。まさ方によって飛散はどうするかということとはわからないわけですから、風向きや何か出てくるわけなんです。ないにこしたことはないわけですね、そういう毒性を持っているわけですから。一般毒物だということ、散布の仕方によって影響が全くないという

ことを信じているんじゃないという言い方じゃだめです、それは。どうだったかということで、ひとつ今度はどこか絞ってでもいいですから、ぜひ後追いの調査をやしてほしい。

○政府委員(田中宏尚君) 信じていると申しましたのは事故が出ていないということについてでございます。飛散そのものについては少し舌足らずであつたかと思っております。

飛散の調査そのものにつきましては、実はどういう技術的な手法でちゃんと科学的に調査をするかという点につきましては必ずしも公的に確立した手法というのはいまありません、それからたまたま先生からもお話ありましたように、風向きでありますとかいろいろなことでその調査の方法なり実態等が変わってまいりますという非常に難しい技術的な問題はございますけれども、そういう技術的な問題も含めましてこれから十分に検討させていただきたいと思っております。

○下田京子君 前向きな答弁だというふうに受けとめさせていただきます。

環境庁に聞きたいんですが、さっきの調査は今集約中でございますけれども、その集約過程の中で既に今のよう形での意見も出ているんです。西口先生は、提出してあるからその論文を使っても結構ですよと言われたから申し上げますと、ここまで言っているんです。既に被害地では重要松林——高度公益機能松林——を重点的に守るといって、松がなくても機能が維持できる林では、空散してまで松枯れを防ぐ必要はない。たとえば、水源かん養林は松が枯れて広葉樹林になってもさしつかえはない。場合によっては松枯れはそのまま進行させて、広葉樹林にかえたほうがよい。こう考えると薬剤を空散しなければならぬ。松林は限られてくる。んだと、こういうふうなことも言われております。さっきの中間報告をずっと読んでまいりますと、やはり将来的には本来に日本の里山管理のあるべき姿という恒久対策の方向に向かいつつやってくるかなかならない、また引き続いてそういう影響調査なんかはやらなけ

ればならないというのが各所に見られるんです。環境庁としては、今私が申し上げているような人間の生活に焦点を当てた形で調査のようなものを今後検討していくお考えがあるかどうか。これは私、通告しなかったから課長さん御答弁いただけるかどうかはあれなんです、先生方はそういう提言をされていますから、とりあえず先生方の御意見を聞いてみていただけないか。

○説明員(鈴木伸一君) 林野庁におきます「薬剤防除安全確認調査」の結果等を見ながら農林水産省や関係地方自治体とも十分協議し、必要に応じ環境庁といたしまして調査について検討してまいりたいと思います。

○下田京子君 これは調査すべきだと思いますね。

それで、あと特別防除の見直しの問題では、政府の資料を見ましても一%以下に終息をしないんだというふうにおっしゃって、五十二年から定点をとってずっとやっておられます。その調査の仕方がどうかというところまできょうは申し上げるほど私も現地の実態を踏まえていませんが、しかし逆に、皆さん方がまとめたこの資料だけを見ましても、五十一年からずっと十年間やってきて被害木の数が十年にしてようやく一%というふうな状況に相なっていますね。途中これは確かに減ったりしていますが、逆にふえているときもございいますね。ですから、特別防除だけに頼るといふのは松くい虫の対策上どうかという点での問題提起を林野庁みずからが示したいたではないというふうに思います。別に否定はなさらないでしょう。

○政府委員(田中宏尚君) 残念ながら防除全体として終息型の体系に至っていないという点は事実でございます。

○下田京子君 防除全体でない、これは特別防除の効果に関する調査結果でこうなっているわけですからね。そういうことだと思えます。

それで、これは大臣に検討いただきたいんですけれども、金目の問題から見ましてもどうかの

という提起をしたいんです。実は、これは今までの林試なんかで研究なされてきた結果、樹幹注入剤が実用段階に入っているというふうな報告を受けました。その中でネマノイン注入剤、これの場合ですと立方当たり四、五千円でやれるというふうな聞いております。こういった形でやはり特別防除より樹幹注入剤の方の適用であるとか、あるいはもつと総合的な対策の方向にお金を使うとか、大臣がおっしゃっているように限られた予算の中でより効果的な対策のあり方というものをぜひ御検討いただきたいと思うんです。

○政府委員(田中宏尚君) 樹幹注入剤につきましては、幸いにして実用段階ということにきているわけでございますけれども、その薬効期間でございますとかあるいはこれを処理いたします際の専門的な技術の有無、それからさらに、安くなってきたとは申しまして三センチメートル程度の直径の木一本当たり安いものでも五、六千円かかるというふうな問題がございましてなかなか全体の広域にわたって使うという形には現時点ではなっていないわけでございますけれども、当方におきまして、松くい虫被害対策促進事業の中では、その地域の特名勝でございますとかあるいは境内の松というふうなものにつきましてはこういうものの活用も現在認めているわけでございます。これからの方向として、やはりコストの引き下げとそれからできるだけ労力が少なく済むような新しい技術の開発ということにつきまして、なお一層努力してまいりたいと思っております。

○国務大臣(加藤六月君) 私も、林野庁並びに関係者に、神社仏閣あるいは個人の家の松の木あるいは由緒のある松等について、そういう注入剤の安くて効果のあるものを一日も早く仕上げるように、自分のこととしていろいろ指導をいたしておるところでございます。

○下田京子君 ところで、それにかかわる研究の問題なんです。環境庁さん何度も恐縮なんですけれども、五十八年から六十一年度の「松くい虫被害対策として実施される特別防除が自然生態系に与

える影響評価に関する研究」、この中でこういう指摘が出ていますね。「どうしてマツノザイセンチュウは樹体内に多く生息する穿孔性甲虫類のなかからマツノマダラカミキリを唯一の伝搬者として選ぶのであろうか。」この点は未解明です、こういうふうに言っているんです。これはさつきも確認されたような感じがしますけれども、その未解明部分についての今後の研究見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) ただいまお話ありましたようにマツノザイセンチュウがどうしてマツノマダラカミキリに乗り移るか、それから離脱してああいふ伝播をするかということにつきまして、は、現時点では生態学的なメカニズムというものは解明されていないことは事実でございます、現在研究が緒にいたばかりでございます、できただけ早くそういうメカニズムの解明に努めたいと思っております。

○下田京子君 もう一つ、これもその中に書いてあるんですけども、「マツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリの親和性」ということで「マツノマダラカミキリが後食したマツノマダラカミキリがすべて発病するかといふことは事実上ではない」というくだりがあるんです。これは通告しなかったからわかるかどうかなんですが、ただ読んでおいてくださいと言ったからお説みになっていると思うんですが、「マツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリ」というのがあるんですね。そういうことで、逆に言うと「マツノザイセンチュウとマツノザイセンチュウでは寄生マツノマダラカミキリから発せられる異なった刺激を乗り移りの合図に使っていることが想像される」というふうなこの研究をしている先生方は言っているんです。その辺の研究は林試ではどういう状態なんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 現在のところ、林試の試験研究の結果としましては、マツノザイセンチュウにつきまして病原菌は少なくとも現段階では発見されていないというふうに聞いております。

○下田京子君 いずれにしても、そういうことで研究はやっている。マツノザイセンチュウが出す毒性が何かというのは、すべては解明されなかつたけれども一部だけは解明されているというふうな何っているんですが、その辺の解明されたポイントと、それから今後の課題で天敵の微生物利用は可能なかどうか、誘引剤の開発は可能なかどうか、それからさつき申し上げました樹幹注入剤の低コスト開発というのは可能なかどうか、その辺の見通しをちょっとお知らせください。

○政府委員(田中宏尚君) まず、マツノザイセンチュウの病原としての解明でございますけれども、現在の研究成果といたしましては、マツノザイセンチュウの侵入に伴いまして一定の毒性物質を発生する、そしてこれが松樹体の生理学的反応を引き起こすというこまでは判明しているわけでございますけれども、この毒性物質と思われるものがどのような病原に関連しているのかという点が実はわかっていないわけでございます。したがって、この点を中心といたしまして現在生理学的な検討というものを深めておる段階でございます。

次に、その天敵でございますけれども、やはり天敵の利用ということが今後の防除の一つの大きな方向であることは確かでございます、試験研究機関におきましてもいろんな試験研究が取り進められてきております。例えばボーベリアバッシアーナでございますとかメタリジウムアノソプリアエでございますとか、実験室内ではそういう微生物を使つての防除ということが相当効果を發揮してきておりますけれども、現時点では野外実験というふうな形ではまだ効果が出ていないというところでございますが、原理的なことは相当解明されてきておりますので、これから実用化の研究でございますが、現在の研究成果から分析いたしますと実用化の段階に到達するまでは相当手間暇がかかるんじゃないかという感じがいたしております。

【委員長退席、理事水谷力君着席】

○下田京子君 メカニズムそのものが今まで解明されないで、それを解明するのは相当手間暇がかかるんじゃないかという一方で五年で終息させるといふのは、これは何か一見矛盾している部分もあるんですよ。研究というものは、それは一晩で漬物みたいに仕上がるものじゃないんですよ。

特に、今後の研究の方向というところで、例えば微生物の問題にしても、今後はバイオテクノロジー技術の利用などによって環境条件に左右されにくい菌の作出に取り組んでいこうと。そういうことになる、天敵でも、微生物という点は非常にその可能性があるとというふうに伺っているんです。毒性の一部についてもセルロースとかといっているんです。

問題は、私前回指摘したんですけれども、この辺は大臣、少ない予算でも効果的になんということじゃなくて、いやもうすごいんですよ、この研究費が削られてるのは。五十六年は八千七百三十五万五千円だった、五十七年の法改正のときに九千万になりました。ところが六十一年度は五千六百六十八万八千円になっているんです。六十二年は幾ら見込んでいますか。

○政府委員(田中宏尚君) これは試験研究費全体の各場所の、それから各研究テーマにおける予算執行上の問題でございますので、残念ながらまだ来年度の当初予算というものは通過しておりませんので、各試験研究テーマごとの配分は現段階ではまだいたしておりません。

【理事水谷力君退席、委員長着席】

○下田京子君 研究費をこんなにけちっているというところで果たして積極的、本気になっているんだらうか。さっきの高率補助金カットによる影響額は五億六千万円ですよ。研究費の予算はちょうどその一割ですよ、五千六百万ですから。本当にこれで重視して取り組んでいるなんて言えるんだらうか、私は問題だと思います。この点は大臣、確かに財政が云々だと言ったってふえているところ

ろはふえているんですからね。本気になって、本当にこういう点での研究促進というところに取り組みでいただきたいと思います。

○国務大臣(加藤六月君) こういう研究、科学技術全般あるいはバイオ全般の研究を促進することというのはこれから我が日本の生きていく非常に重要な道であると考えておいて、そこら辺については十分配慮したいと思っております。

なお、この病害虫に対する研究そのものとまた松そのものに対する、今の松くい虫に対する抵抗の強い松を大いに奨励していこうということで、そちらの方面も一生懸命にやっています。総合的に科学的に技術的に英知を集めて頑張っていきたい。

念のために申し上げますと、バイオで新しくできております和傘松という新しい松がございますが、これはまだやや南方向きではないかというところ、それからもう一つはちょっと枝ぶりが悪いというところで、我が日本では今五メートルぐらいまでにしかまだないようございましてけれども、これも長野県におきまして年間十萬本ぐらい、まだ数としては少のうございましてけれどもさらにこれをふやし、あるいはまた、やや寒い地域に適するものも大いに研究しましてこういうバイオの成果というものを活用していきたい、両方の面で大いに頑張っていきたいと考えております。

○下田京子君 最後に一言。問題ははっきりしたのは、特別防除中心ではなくて総合的な防除方法を確立していくこと、それに対してやはり必要な予算なり人なりというものは手当てしていくんだと。そういう中で積極的な樹種転換あるいは被害材の利用なども行っていたらいいというところを最後に申し述べて、質問を終わります。

○三治重信君 私は、松くい虫のこういう問題については本当に素人であり、また別にそう研究しているわけではないので、本当の初歩的な見解あるいは質問になるかとも思うわけなんです。

私は愛知県の出身なんです、沿道を車で知多半島や東海道沿線を回って歩いているときに、松がほとんど枯れていく。そのうち、見ていると、ほとんど伐採されたか一生懸命に防除をやられているか、そんなことを言うと愛知県に怒られるかもしれないけれども、僕は愛知県に怒られるかもしれないけれども、どうも松くい虫で枯れた松をそんなに防除されているような感じは受けていない。実際、道路の両側の松の木が枯れていく状態はずっと見ています。それから東海道新幹線を通ると、安倍川の付近まではずっと来て、あれを越すと若干ずつ残っていて、ああこの辺、静岡の半分ぐらいでとまったのかなと思って見ていたんです。これを見ると、どうも枯れた松の木にマツノマダラカミキリの幼虫がみんなそこへ種つられておる、それから春になってそれが成虫になって飛び回る、こういうふうになっているんだが、そうすると松の枯れたやつを早くとりぬくにはこれはほとんどどこどこはびこっていくという理屈になるんだらうと思うんです。そうすると枯れたところや松くい虫が出たところではほとんど繁殖するんだけれども、ところが一方、おたくの資料なんかを見ると、全国どこにも全部あるんだ、この松くい虫の被害状況というのは、多い少ないはあるけれども、だから広がっているところからやっているにしても、それは非常に急に愛知県みたいに広がるところもあれば北陸みたいにとんと広がらぬようなところもある。実際に見ておられて、同じように松くい虫はおるにもかかわらずこのように被害が急激に広がるところと、関東が一番ひどいみたいなんだけれども、そうでもないところとの差というのはどういうところから出てきているんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 松くい虫そのものの生態にもかかわるわけございましてけれども、従来のあれで言いますと、やはり温暖なところでのばつこというものが生態的にも強いわけございまして、日本の松くい虫被害の歴史を振り返りまして、やはり西の方から東の方へ、南の方から北の方へ進んでおるという形になっているわけございまして。そういう中で特に現在目につきますのは、平場地帯でございますが、海岸線でございますとかあるいは国道沿いでございまして、そういう平場地帯で多発しております、それでこれが山の方、奥地へ上っていくと、今令懸命になりまして防いでいるわけございまして。そして同じ地域の中でも平場と山間部という差がございますし、それから国全体で見ますと、東北地帯というものが今まで未被害地域だったわけございましてけれどもこのところ岩手県の南部、それから秋田県の南部、ここまでは被害が発生してきている。ただ、こういう寒冷地帯におきましては被害の発現状況というものが南の方と若干異なった様相を示しておりますけれども、松くい虫による被害であることにおいては変わりがないという状況になっているわけございまして。

○三治重信君 そういふふうで、どうも聞いていても、特別防除をやっているも広がるところはほとんど広がらぬところ、広がらぬところは、法律の施行をやったのは若干抑えるのには役立ったかもしれないけれどもそれは松くい虫の蔓延防止には役立っていないというふうな素人考えに立つわけなんです。

そうすると高度公益機能松林というのは、松くい虫の広がりを防除するよりか林そのものを保存しようということなんでしょう。それから被害拡大防止松林というのは被害が広がらぬやつのをあらかじめ特別防除して拡大を防ぐ、そこから外へ出ないようにしよう、こういうことだらうと思うんだけれども、しかしその被害拡大防止松林や高度公益機能松林のその内側のところで枯れた木を切つてそして松くい虫がおらぬようにするのがもっと基本的な対策じゃないかというふうな感じを持つんです。特別こういうふうな二つの規定をして、防除に対してどういう機能があるのか。一つは、高度公益機能松林というのはほかのところは松くい虫が繁殖しても、何が何でもその林だけは防衛して残しておきたい。それからもう

一つは、被害拡大防止松林というの一般的なに拡大するやつを一つの防火壁みたいに壁をつくって防止をする、そういう解釈でいいんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 高度公益機能松林といふのは、今先生からお話しありましたように、松林というものを何とか維持したいということと、例えば保安林でございまして、それから保安林以外でございまして保安林と同程度に近しい公益的機能があつてしかもその松林以外では代替できないという松林を考えているわけでございます。そういうものとしたしましては、例えば海岸防風林でございましてかあるいは景勝林、それから瘠悪地の土砂防備林というようなものを高度公益機能松林と位置づけまして、ここで何とか松林を守りたいということで基本的には考えているわけでございます。

それからもう一つの被害拡大防止松林といふのは、そういう高度公益機能松林でございまして、とかに近接しているとかあるいは被害の最先端地区に所在しているという松林でございまして、そこを初めの段階において集中的に例えば伐倒するとかいうようなことで深度の深い防除をするということによりまして、そこからさらに被害が広がっていくことを何とかそこで食い止めたという線でございます。

○三治重信君 そうするとこの二つを特別決めて、大体割合からいくとこの二つはどんな割合で考えておられるのか。全国的に、また地域によってその重点が違うのかどうか。

○政府委員(田中宏尚君) 全体で松くい虫被害対策を行いたいと思つて面積はほぼ六十万ヘクタールでございます。このうちで国と都道府県がみづからやるというんです、都道府県の実施計画に基づきましてこの法律で特別に特別防除でございましてかあるいは伐倒駆除というものをやる、こういう面積が全体の約半分の三十万ヘクタール、これがこの法律に基づいて特別に行う地区の面積でございます。その中で、高度公益機能松林と称しますものは約十七万ヘクタール、それから被害拡大防止松林と考へられますのが十三万ヘクタールというふうな内訳にそれぞれ相なつております。

○三治重信君 そうすると割合に狭い範囲で、松くい虫のあるところはどこでも防除をやるという発想ではないというふうに理解をしていいわけですね。六十万ヘクタールというのは松くい虫の被害を受けたやつのはんの一部じゃないですか。

○政府委員(田中宏尚君) ちょっと全体的な姿でございまして、松林の全体の状況といたしましては面積として二百五十万ヘクタールほど国全体であるわけでございます。このうち六十万ヘクタール程度が被害対策として頭の中で描いておるわけでございます。しかし、これもその六十万ヘクタールが全部軒並みやられていくということじゃございまして、松林の中で一本二本ごく早い段階でやられていく、そしてそれを伐採いたしましてはほかに波及しないというふうなものもあるわけでございます。そういう点からどのぐらいの松の量、材積が松くい虫に侵されていくかというところでございまして、これは現段階では大体百万立方メートルをちょっと超える量が松くい虫被害木として推計されているわけでございます。それで、一方、国全体では実は三億立方メートルを越える材積があるわけでございますので、国全体で見ますと三億を越える材積のうちで百万立方メートルが何らかの形で松くい虫にかかっている。これを集中的に防除いたしまして今後これ以上広がるのを防止すると同時に、これができるだけ終息型の被害状況まで減ずることを願ひまして防除に全力を挙げてまいりたいというところでございます。

○三治重信君 そうすると大体の輪郭がわかつてきたわけなんです、どうなんです、見通しとしては。前からの質問にもあるわけなんです、五年ごとに延ばしていても本当に今年が最後かというふうな質問もさんざんあったようなんですけれども、この見通しもさることながら、松だけどうしてこんなふうにやられるかということですね。松くい虫だけの虫害、森林の被害というものが松だけ特別。ほかの木も相当松と同じようにあるんだつたらこの法律に出てくるはずなんだが、杉とかヒノキとかいうものが松くい虫と同じように食い荒らされていくんだつたらその防除が出てくるわけなんだが、松だけ出てきているわけでしょう。そうすると、何か、今の気候と昆虫との自然状態の変化によって松だけが特別攻撃されるような自然環境の変化というものは、これは今のところ、先ほどから昆虫の研究やいろいろいるやうな原因がわからぬというように、自然の変化でなぜこの松くい虫がこんなに繁殖して松だけやられるのか、杉を食う虫やほかの林を食う虫は松くい虫と同じようにどうして繁殖しないのだろうかというふうなことにについては考えないんですか。松だけどうして食われるのか。

これに対して一つの考え方としては、全体の林として寿命が来るんじゃないか、ほかの非常に繁殖する木とそれから木の中でも何百年という長い間にその一つの木が衰滅する時期が来るのではないか。過去でもいろいろ大きな動物が衰滅したり大きな自然現象の変化によって松というものが何か劣性的な立場に急激に立つてきたような感じというものはないのか。もしもそうだったら、いつまでもこんなことをやっても、松くい虫に食われて枯れた松の後はほかの樹木でその時代に合った繁殖する木を植えていった方がいいんじゃないか、この方が経済的で効率的だと。松じやなきやどうしても耐えられないという海岸とかのいわゆる高度公益機能松林だと思ふんだけれども、高度公益機能松林でも松じやなきやどうしてもだめだとか、松じやなきやそこは育たぬ海岸の砂地とか、そういう砂地でも生える、育つ木を林野庁としては荒蕪地や特別なところに適する新しい木を随分研究しておられると思うし、殊に最近はいオオテクノロジというのがある、新しい木をつくつていこうということになってくると一つの目標を立ててそういうことをやっているだろうと思ふんです。

僕が、去年の夏イスラエルに行ったときに、砂漠に育つ木を一生懸命になって研究しているんですよ。砂漠だからそこは結局水が出てきても塩気が多く、そうすると砂漠で育つ木というのは塩分を持っていても育つ木でないとかぬ。したがって死海では魚も育たぬ、その死海の水を引いて木を育てて実験をしているんですよ、何という木か忘れちゃったけれども、そういうことを恐らく林野庁もやっておられるんだろうと思うんだけれども、こういう松というものに對して防除も必要なんだけれども、松林にかわつて自然の変化に對して適合する樹種を育てていこうと。これはこれでいいんです。これはこれでいいんだけれども、もしもこれがどうしても防除できなくなつてきたときにはそれにかわる木を早くつくり、そうして松林にかわつてそういう木を育てるといふような計画も早急につくる必要があるのじゃないかと思ふんですけれども、そういうことはどうなんでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 松に限つてこれだけ繁殖しているわけでございますけれども、マツノザイセンチュウというのには名前前からもうそうなように松にのみ被害を与える病気でございまして、そのほかの杉でございましてとかほかの樹種につきましてもそれぞれ害虫はいるわけでございますけれども、マツノザイセンチュウの場合のように繁殖はしていないという形になっているわけでございます。

歴史的にあらしてみますと、日本で明治三十八年、九年というものが文献上現在と同じような病気の文献というものが残っているわけでございますけれども、これは学者の研究等によりまして外国から侵入してきた病気というふうに理解されておるわけでございます。世界的に見ましても、例えばアメリカにも松はもろんたさんあるわけでございますけれども、アメリカの松はマツノザイセンチュウにもう既に抵抗性というものが確立しておりましたから。それから一方、例えば中国でも地域によりましては松くい虫に抵抗性のある松がございまして、これは南方系でござ







策を持つておられるのか、お聞きしたいと思  
います。

○國務大臣(加藤六月君) 我が国の森林資源の成  
熟化に対応しまして、これに必要な林業の担い手  
を確保するということは極めて重要な課題である  
と考えております。このため、林業の生産基盤の  
整備、構造改善施策等、各種林業振興施策を通じ  
まして、林業と山村を魅力あるものにするとい  
うことが第一でございます。

その次は、地域の中核となります若年林業労働  
力の育成確保施策、林業後継者に対する教育指  
導、交流学習の促進施策等を推進する考えでござ  
います。

そして三番目には、昭和六十二年度からさらに  
新たに林業担い手の計画的な育成ということと労働  
安全の確保を図るために地域ぐるみの取り組み  
の醸成、指導活動、担い手定着条件の整備等を行  
う施策を実施することといたしております。

○喜屋武眞榮君 次にお尋ねしたいことは、  
前回五十七年の法改正の際に特別防除、特別伐倒  
駆除、樹種の転換を含めて総合的な被害対策をと  
つてこられたということですが、その成果  
についてはどのように評価しておられるか、その  
ことをまずお伺いしたい。

○政府委員(田中宏尚君) 先生からただいまお話  
がありましたように、五十七年にその前の法律を  
改正、延長いたしました際に、新しく特別伐倒駆除  
それから樹種転換等の処置に加えて被害の実  
態に応じて各種対策を総合的に推進するという体  
制をとったわけでございます。その結果、いろん  
な評価はあろうかと思えますけれども、被害とい  
う点で見ますと、昭和五十六年度に二百七十  
万立米というものに及んでおりました被害が六十  
年度には百二十六万立米というほぼ半分近い段階に  
まで減少してきておりますので、全体といたしま  
しては五十七年に加えていただきましたいような  
対策というものの成果も出まして、被害の鎮静化  
というものに相当の成果を上げてきたというふう  
に理解しておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 次にお尋ねしたいことは、  
先ほど大臣の御答弁の中にも含まれておる一面が  
ありましたが、この松くい虫の被害は数年前に比  
べると全体的には減少の傾向にあるということは  
私も認めます。ところがやっぱ現状も高い水準  
にある、こういう部分が指摘されております。例  
えば東北、北陸、東山地方におきましてはむしろ  
増加、倍加の傾向にあります。しかもまた、年越  
し枯れや部分枯れなどの従来なかった現象、異な  
った被害が発生してきておるようであります。こ  
の点を政府としましてはどのように受けとめ、そ  
して対応しようとしておられるか、その対策を具  
体的に示してもらいたいと思っております。

○政府委員(田中宏尚君) 東北地方等におきまし  
ては、絶対量という点ではまだ少ないんでござい  
ますけれども、このところ残念ながら被害が拡大  
傾向にあるわけでございます。

その原因につきましてはいろいろあろうかと思  
いますけれども、ただいま先生から御指摘あり  
ました部分枯れでございましてかあるいは年越し  
枯れというようなことで新しい病気の態様という  
ことが出てきておりました。従来の知見だけでは  
なかなか防除の徹底が期しがたいという面が一つ  
ございまして、それから新しい地域でございま  
すので被害が非常に散在しておりました。しかも早  
期、適期に見出すということがなかなか難しい  
点があるということ、それに加えて五十九年  
それから六十年と、この二カ年にわたりまして高  
温多雨ということでマツノマダラカミキリ等の生  
息が一番好都合な天候条件というのに見舞われ  
てしまったということも複合した結果、量がふえ  
てきているということになっておるかと考えてお  
ります。

こういう問題がございまして、被害の先端地  
域におきまして従来行ってきた伐倒駆除  
除、これに加えて特別伐倒駆除を行うとかあ  
るいはスポット散布を主体とした特別防  
除を行うというようなことを、新しくつくって  
いただきます法律に基づきまして総合的に実施いた

したいと思っておりますし、それから春先の枯れ  
に対しましては、伐倒駆除命令にかえて緊急  
伐倒駆除という形で都道府県が機動的に的確な時  
期にその駆除を行えるという仕組みも考案いたし  
まして、何とか被害の拡大というものを食いとめ  
たいというふうな考えでいるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 次にお聞きしたいことは、今回  
の法改正によって第九條の二に「駆除命令に代え  
て行う伐倒駆除」の規定ということが新設されて  
おる。この措置は松林所有者にとつては、国が松  
くい虫の被害を受けた松だから被害の蔓延を防止  
するために伐倒する、こういう意味を持つわけで  
すが、ところがその松林の主は木を切られること  
によって損害をこうむるわけであります。この点  
について政府は、いわば伐倒駆除規定による損害  
補償といえますか、そのままだうておくのかあ  
るいはこれに対してどういう措置をとってくださ  
るか、そのことを確かめたいと思うんですがど  
うですか。

○政府委員(田中宏尚君) 一般の伐倒駆除命令に  
基づきまして防除を行いました際には、その所有  
者に対して伐倒費でございましてかあるいは  
薬剤による防除費、こういうものを補償すること  
としたしておりますけれども、対象木の価値に対  
しましては、これが既に枯死しておりました材価  
という点ではないということにかんがみまして、  
その損失補償という点は従来もしていなかったわ  
けでございまして、そして今度の緊急伐倒駆除につ  
いてでございまして、これにつきましても  
対象木の価値という点は、既にもう枯死している  
ものに限定しておりますので、立っておりまして  
も切られましてその価値には変化がないという  
ことでございまして、切ったからといって経済的  
価値が減るといふ状況にはないわけでございま  
すし、それからその被害木といふものが利用可能  
でございすれば被害材の利用の機会を確保する  
という観点から、切りました事後に直ちに所有者  
に通知することにしたしておりますので、  
特に財産的な損失を所有者に与えるという心配も

ございませんで、格別の損失補償を行うとい  
うことの必要性はないものと考えております。

○喜屋武眞榮君 そうすると松の主からのそう  
いふ場合の損害補償に対する要請はないとおっしゃ  
るんですか、またそういうことはなかったとお  
っしゃるんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 所有者の気持ちとして  
は理解はできるわけでございましてけれども、既に  
枯死している木が立っている状態とそれから切ら  
れた後の状態で財産的に減るといふようなことは  
ございせんので、法律的な問題として損失補償  
の対象には該当しないというふうに認識している  
わけでございます。

○喜屋武眞榮君 次にもう一つお聞きしたいこ  
とは、今の質問にも関連があると思うんですが、  
国または都道府県が松くい虫による被害木の伐倒  
措置をとった場合、その松林は我が国にとつて重  
要な資源である。樹木の被害の程度あるいは利用  
できる範囲の問題、いろいろ実際に即してはあ  
ると思うんですが、その被害木を有効に利用する、  
大いに活用すべきではないかと思うのです。そう  
いった点から被害木の有効利用を図ることにつ  
いて、農水省としてはこの点をどのように考えてお  
られるのか、あるいはまた実際に活用されたこと  
もあるのかないのか、その点お伺いしたいと思  
います。

○政府委員(田中宏尚君) 被害木の利用が活発に  
なるということは防除の面にとりましても非常に  
大きな効果があるわけでございまして、それから  
せっかくある資源といふものを有効的に利用する  
ということからいいますと国全体として積極的  
に推進する必要があるというふうに考えているわ  
けでございまして。

そのために従来からいろいろ手段を講じてきて  
おりますけれども、一つは、各県なり市町村段階  
で松くい虫被害対策推進連絡協議会というのを開  
きまして、ここに関係業界でございましてとかに  
たくさん御参集いただきまして、その場でいろん  
な対策なりそれから被害木の活用の仕方というもの

を御検討いただいておりますのでございますけれども、この場で関係業界に對しまして被害材の利用促進というものの協力要請なり知恵出し要請というものを積極的に従来から行つてきていたわけでございます。それと同時に、国の補助事業で松くい虫被害対策促進事業というのがございまして、これもこの事業の中の一つのメニューといつたしまして、例えば移動式のチップパーというものを助成いたしまして、山の中、現地で被害材をチップにいたしまして製紙業者等に提供するというようなこともしておりますし、それから被害材を利用いたしまして、何となくいまして搬出のための道路というものも必要になってきますので、山全体を育てるということも兼ね合わせまして搬出作業道の作設というふうなものも若干助成いたしまして被害材の利用の促進に努めているところでございます。

それから六十二年におきましては、新しく松くい虫被害材の利用開発というものにつきましての手法についての試験研究というふうなものにも取り組ましまして、何とか被害材が積極的に活用されまして松くい虫対策の一助になるよう努めているところでございます。

○喜屋武眞榮君 今申し上げた点ですね、大いに利用・活用、また権力の行使という点で愛情を持って指導、親身になって激励をしていただくというところ、このことが私は特に述べたいことであります。

次に、これは林野庁長官のお答えになると思いますが、松の枯損防止については林業試験場が研究しておられるわけですが、いろいろと例えば天敵微生物の検索とかあるのは天敵野鳥、昆虫の利用とかあるのは誘導物質による防除とか、薬剤の樹幹注入とか、抵抗性品種の馬尾松の開発とかこういうことが挙げられておるようですが、その研究の成果と応用の現状を承りたいのですが。

○政府委員(田中宏尚君) 松くい虫の被害対策にかかわる試験研究につきましては、国の林業試験場を初めといたしまして公立のいろんな試験研究

機関、こういうものとも相連携いたしまして総合的な試験研究というものを推進しているわけでございます。いずれにいたしましても、さまざまな環境条件下にありますが被害地域の実情というものが即したくないような防除というものが可能になりますことが必要でございますので、防除技術の多様化というものに基本的に努めているわけでございます。

その中で一、二今御例示ありましたものに即しまして御説明いたしますと、天敵の利用なりあるいはマツノマダラカミキリの誘引物質による防除それから樹幹注入剤等の薬剤による防除というふうなものもをたまたま御例示がございましたように研究開発を進めているわけでございますけれども、この中で誘引剤でございますとかそれから樹幹注入剤、こういうものにつきましては現時点で既に実用化しているわけでございます。しかしただ、それそれにつきましてまだコストがかかるとかあるいは樹幹注入剤で申し上げますと注入に専門的な技術を要するとかいう実行上の問題もございまして、さらに現実には適した防除方法になり得るよう試験研究をこの面でも含めてまいりたいと思つております。

それから、天敵の利用につきましては、天敵としての微生物の研究につきまして試験段階ではかなりの成果というものを上げてきていますわけでございますけれども、まだ屋外で安定した効果というものを得られる状況には至っておりません。しかし、この天敵の利用といふのが将来の防除体系といたしましては非常に重要な点でございますので、こういうものを含めまして何とか有効な手法というものを開発したいということで、今後とも試験研究の充実強化というのに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○喜屋武眞榮君 この法の趣旨を十分に生かしていくという面からも、また二十一世紀に向けてという視点からも、この林業試験場の総合研究というものは非常に大事にしてみなければいけない。そのためには大いに裏づけの金とそして適当

な指導者の養成、そして技術を絶えず追求していく、このことから私はこの目的達成が生まれてくる、こう思います。

そういう点から特に林業試験場の総合研究についてははもとと金とを、そして技術を高めてもらいたいということですが、このことに對して大臣ひといかがでしようか。

○国務大臣(加藤六月君) 防除に効果のあるあらゆる方法を総合的に科学的にまた技術的に検討いたしまして、ぜひ実効のある防除策をさらに促進してきたいと考えておるところでございます。

○喜屋武眞榮君 それをひとつ期待いたします。次に、沖繩における松くい虫の状況について尋ねたいと思いますが、まず現状をどのように理解しておられるかお聞きしたい。

○政府委員(田中宏尚君) 沖繩県の民有林におきまして松くい虫の被害状況でございますけれども、四十八年度に約一万立方メートルの発生を見ていたようでございますけれども、五十七年度には約一万七立方メートルと被害のピークを迎えております。その後いふような対策を講じた結果、六十年には三千七百立方メートルとピーク時の約二割というふうになつております。

○喜屋武眞榮君 沖繩における松くい虫の問題についてこれから二、三お尋ねしたいと思ふんですが、特にと申しますか、このことについては大臣もひとつ特に念頭に置いていただきたいということとを前置きいたしまして、なぜ私が沖繩の松くい虫の現状についてお聞きしたかといふと、沖繩におきましても松くい虫はかつて随分蔓延しておつたが、現状においては終息のいい方向に進みつつあるということも私は知っております。そういう点ではありますけれども、沖繩の場合、松くい虫が基地の中、金網の中から発生して金網の外

いゆる一般の松林にそれが広がっていつておるといふことを特に私は知っていただきたい。沖繩におけるいゆる森林行政の困難さといふ点、金網の中にある松林から発生している。ところがその対策は、出入りが自由じゃありません

んから常に阻まれて、予算の面からも、いろいろと苦難の折衝の道があったわけですが。ところがタミングの面からも、常に手の打ち方が悪い。こういうふうな沖繩森林行政の困難さは基地内から発生してきておる、このことをまず念頭に置いていただきたい。

このことと、さらに私がここで強調したい沖繩の森林保護の意義は、これはもちろん、日本全国、世界的にも緑を、森林をどう守るかということが地球的な大きな課題になっておるわけですが、私がここで申し上げたいのは、沖繩の森林は東洋のガラパゴスと言われておることは大臣も御承知だと思ひます。

そこで自然保護、その保護する森林の中に世界的な鳥類、昆虫類がいゆる天然記念物、特別天然記念物という名のもとに次々と発見されておるし、また過去から現在までそのように位置づけられて特別天然記念物となつておる。こういう特別天然記念物の状況でありますので、特にひとつ沖繩の自然保護、これから自然破壊が、きょうこで申し上げる時間はありませんが、その破壊の現状も頻々と進みつつあるわけでありまして。そういう情勢の中で、ひとつこの松くい虫も含めまして自然保護の面を特に強調しておきたいと思ひますので、大臣のコメントを求めて、あるいはもし長官のお答えもあればお聞きいたしまして、最後に大臣に決意をお願いしたい。

○国務大臣(加藤六月君) 沖繩県におきまして米軍施設内の松くい虫防除につきましては、原則として米軍が実施することとしております。米軍において実施し切れないものにつきましては防衛施設庁において実施し、防除の徹底を期すこととしております。

沖繩県につきましては、米軍施設内の防除と民有林における防除とが調和して実施される必要があると考えております。今後とも、御存じのように三者連絡協議会を設置いたしておりますが、この三者連絡協議会の場を通じて緊密な連携、連帯

をとるよう沖縄県を指導してまいりたいと考えております。

また農水省といったしましても、関係省庁連絡会議の場を通じて関係省庁に対し松くい虫防除の徹底を引き続き要請してまいりたいと思ひます。

また天然記念物その他の沖縄における鳥獣保護の問題につきましても、先般沖縄大学、琉球大学の先生方並びに保護団体の皆さん方ともお会いしまして意見を十分承つておるところでございます。自然環境を十分に守り育てていくようにしたいと考えておるところでございます。

○委員長(高木正明君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高木正明君) 御異議ないと認めます。

この際、本案の修正について下田君から発言を求められておりますので、これを許します。下田君。

○下田京子君 私は、本案に対し、日本共産党を代表して修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

前回の法改正以降もなお松枯れの被害量は百一十萬立米を超え、これまで被害の少なかつた東北、北陸・東山地方においては被害がむしろ増大する状況にあります。これは、薬剤の空散に頼る従来のような特別防除中心の施策では松くい虫被害を微害化することができないことを明らかにしています。

同時に、このことは伐倒駆除、特別伐倒駆除の一層の拡大と被害先端地域の実態に見合った防除及び広葉樹を含む樹種転換の促進、被害松材利用対策の抜本的強化、さらに地域ぐるみの松林保全、あわせて林業施業技術の開発研究等総合的な対策が最も求められていることを示しています。今回の政府案は、不十分ながらも被害先端地域

に見合った防除及び我が党もかねてから主張してきた樹種転換促進対策の強化など、一定の配慮はうかがわれます。しかしながら、政府案では高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の範囲を変更することとしており、従来国及び都道府県が防除を行ってきた面積の三分の一を市町村の地区計画の範囲に移行することとし、市町村への負担を転嫁しています。あわせて、高率補助金カットというところでかつて三分の二の補助であったものを十分の五・五に引き下げ、その影響額は六十二年度予算ベースで五億六千万円にも上り、自治体負担を一層拡大しています。また、特別防除による薬剤散布被害も依然続いており、自然・生活環境として地域住民の健康に対し一層慎重に配慮をする必要があります。

さらに、今日松枯れ病を林業全体の問題として歴史的に見るなら、薬剤の空散に頼る暫定的被害対策から松林管理のあり方、林業全体のあるべき方向を明らかにした恒久的対策の確立が求められていると言えます。

林業関係者の生産意欲の低下、加えて最近の円高による外材の輸入圧力の増大など厳しい情勢の中で、政府案ではこれらの問題点の施策が明らかにされていないなど今回の政府案には重大な弱点があります。

我が党の修正案はこうした弱点を改めるとともに、日本の代表的な樹木の一つである松と緑、国土を守るために抜本的な対策を講じたものとなっています。

その概要は、第一に、松くい虫防除に関する国庫補助強化です。

松くい虫の被害対策を推進するために、松林所有者等が地区計画に基づく防除を行い、市町村がその費用を補助したとき国は当該市町村に対して政令の定めるところにより国庫補助をすることができるとすることです。

第二は、松くい虫の被害対策を総合的に進めるために、第三条の基本方針に松材の利用施策の推進と総合的研究の促進に関する基本的事項を定め

ることを明記することです。

第三は、自然・生活環境の保全対策と地域住民の意見の尊重です。

基本方針、都道府県実施計画を定め、これを変更するときは自然環境保全審議会の意見を聞かなければならないこととし、特別防除を行うに当たっては住民の意見を尊重するために住民の不服申し出を認めることとします。

また、特別防除を実施する国及び自治体は人の健康に被害を及ぼさないよう必要な措置を講ずるとともに、特別防除によって人の健康や農林漁業等に被害が発生した場合は直ちに防除を中止し、その原因を究明しなければならぬこととし、また、その被害については無過失責任による損害賠償規定を設けています。

以上が修正案の概要でございます。委員各位の御賛同をお願いしまして提案理由の説明を終ります。

○委員長(高木正明君) ただいまの下田君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(高木正明君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、下田君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高木正明君) 少数と認めます。よつて、下田君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高木正明君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

稲村君から発言を求められておりますので、これを許します。稲村君。

○稲村稔夫君 私は、ただいま可決されました松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派及び各派に属しない議員山田耕三郎君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、森林の機能向上に対する国民の要請が増大している現状にかんがみ、本法の施行に当たり、各般にわたる松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進することにより、松くい虫被害を早急に終息せしめるとともに、松林の有する機能を確保するため、次の事項の実現に努めるべきである。

一 松くい虫による異常な被害を早急に終息させるため、総合的被害対策について地域の被害状況を充分踏まえ、適切かつ効果的な防除対策が実施されるよう国、都道府県、市町村、森林組合等を通じて実施体制をさらに充実かつ強化するとともに必要な予算の確保に努めること。

二 被害対策について地域の自主的な取り組みの促進を図るため、地域住民の自主的な防除意欲を醸成するよう普及啓蒙に努めるとともに、地区実施計画の策定に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする協議会の開催により、地元関係者の意向が反映されるよう努めること。

三 被害対策の実施に当たっては、除・間伐等

適切な森林施業の実施、松材の需要開発とその有効利用促進、被害松林の樹種転換等各種施業の総合的な推進を図るとともに、特に特別伐倒駆除の実施に当たっては、必要な労働力の確保、必要な施設の整備等に努めること。

四 緊急伐倒駆除については、森林所有者の理解と協力を得て円滑に実施できるよう、その手続き等に遺漏のないよう努めること。

五 特別防除の計画・実施に当たっては、関係地域住民の意見を十分尊重し、事前の周知徹底に努め、適正かつ安全を図る等慎重に実施し、被害が発生した場合に直ちに特別防除を中止し、原因の究明及び円滑な損害補償を行うこと。さらに、薬剤の飛散等生活環境及び自然環境に及ぼす影響について引き続き必要な調査・検討を行うこと。

六 松くい虫の被害防除に当たっては、特に、病院、学校、水源等の環境保全を図るため、その周辺の松林について原則として特別防除は行わないようにすること。

七 松の枯損メカニズムについて、その徹底究明に努めるとともに、天敵、誘引剤の利用等新たな防除技術の早期実用化に努めること。また、選抜育種、交雑育種の一層の推進と併せ、バイオテクノロジー等の導入による抵抗性品種の育成及びその供給体制の整備等育種事業の充実を図ること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(高木正明君) ただいま稲村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(高木正明君) 全会一致と認めます。よって、稲村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、加藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしまして十分検討の上善処してまいりたいと存じます。

○委員長(高木正明君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと称する者あり】

○委員長(高木正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高木正明君) 次に、森林法の一部を改正する等の法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) 森林法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林の保安施設事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策であります。また、漁港修築事業は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄与するため、漁業の生産基盤及び水産物の流通拠点である漁港の整備を行う事業であります。

これら保安施設事業及び漁港修築事業につきましては、最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政状況を踏まえ、事業費を確保し事業の一層の推進を図ることが重要となっております。このため、昭和六十二年及び昭和六十三年における特別措置として、二分の一を超える国の負担または補助の割合の引き下げを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、森林法の保安施設事業における都道府

県の負担の割合を三分の一以内から十分の四・五以内とすること等であります。

第二に、漁港法の漁港修築事業における国の負担割合を百分の七十から百分の五十七・五とすること等であります。

第三に、この引き下げ措置の対象となる事業に係る地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとするのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(高木正明君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

【参照】

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える」に改め、同改正規定に次の二号を加える。

五 松くい虫の被害を受けた松の樹木の利用対策の推進に関する基本的な事項

六 松くい虫の被害を早期に終息させるために必要な総合的研究の促進に関する基本的な事項

第三條第一項の改正規定の次に次の三改正規定を加える。

第三條第四項中「中央森林審議会」の下に「自然環境保全審議会」を加える。

第四條第一項中「民有林をいう」の下に「。第四

条の二において同じ」を加え、同条第三項中「都道府県森林審議会」の下に「都道府県自然環境保全審議会」を加える。

第四條の二の次に次の一条を加える。

(条例の制定)

第四條の二の二 前条第一項に規定する市町村は、その区域内にある民有林である松林について、条例で、松くい虫の被害対策の円滑かつ効果的な推進を図るため必要な事項を定めることができる。

2 前項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策に関する基本的な方針に関する事項

二 松くい虫の被害対策の広報に関する事項

三 松くい虫の防除に必要な技術上の指導及び助言並びに援助に関する事項

四 松くい虫の被害対策として必要な松林の管理に関する事項

五 その他松くい虫の被害対策に関し必要な事項

第四條の四第一項の改正規定の次に次の二改正規定を加える。

第五條第三項中「所有する者」の下に「及び農林水産省令で定める当該区域の周辺の区域に住所又は事業所を有する者」を加える。

第八條中「とともに」の下に「人の健康及び」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(特別防除により被害が生じた場合の措置)

第八條の二 松林群において特別防除を行う者は、特別防除の実施により、人の健康又は農業、漁業その他の事業に被害を及ぼしたときは、直ちに、特別防除を中止し、その原因を究明しなければならない。

2 前項の場合においては、松林群において特別防除を行う者は、その原因が究明され、かつ、被害を及ぼさないようにするため必要な措置が講ぜられた後でなければ、特別防除を行つてはならない。

(無過失責任)

第八條の三 松林群において特別防除を行う者は、前条第一項の被害を受けた者に対し、その損害を賠償する責めに任ずる。

第十一條の改正規定中「加える」を「加え、同条の次に次の一条を加える」に改め、同改正規定に次の一条を加える。

第十一條の二 市町村が、第四條の二の二第一項の条例で定めるところにより、松林を所有し、又は管理する者に対し、これらの者が地区実施計画に即して行う特定措置の実施に要する費用について補助する場合に、国は、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、その補助に要する費用の一部を補助することができる。

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約三億円の見込みである。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請願(第三二二号)

第三二二号 昭和六十二年二月十二日受理  
米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中原六五

二 水田伸三

紹介議員 浦田 勝君

近年、我が国の農業は、農産物の消費の伸び悩み、価格の低迷等厳しい情勢にある。加えて、アメリカの全米精米業者協会は、アメリカ政府に対し、日本向け米の貿易自由化を要求しており、予断を許さない状況にある。また、今回発表された水田利用再編対策の次期対策においては、減反面積の拡大及び転作奨励補助金の単価の引下げが打ち出されるとともに、国の農業予算においては、大

きく削減が予想されるなど、日本農業の将来及び国民食糧の安定供給に重大な影響が懸念されることである。ついては、次の措置を講ぜられたい。

一、我が国の米は、食糧管理法に基づくガットでも認められた国家貿易品目である。しかも、国内では減反政策によつて需給の均衡が図られていた。したがつて、米の自由化はもろろん、米の輸入は絶対に行わないこと。

二、食糧管理制度は、国民の主食である米等を安定的に供給するため、必要欠くべからざる制度である。特に、米は我が国農業の基幹作物であることから、安定生産が期されるよう、その根幹を堅持すること。

三、水田農業確立対策として七十七万ヘクタールの減反が決定されたが、転作作物の生産性の向上を図るため、水田農業構造の改善が急務であり、これら関連施策の強化拡充を早急に図ること。

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

一、農林漁業信用基金法案  
一、森林法の一部を改正する等の法律案

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「その他の公益的機能が低い松林」を「及びその他の公益的機能が低い松林であつて他の樹種からなる森林によつては当該機能を確保することが困難なもの」に改め、同条第五項中「被害が」の下に「次に掲げる松林に」を加え、同項

に次の二号を加える。

一 高度公益機能松林

二 松くい虫が運ぶ線虫類により松林に被害が発生していない地域に存する松林

第三條第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十二年度」に改める。

第四條の三第一項中「次に掲げる要件に該当する松林を」高度公益機能松林又は被害拡大防止松林に改め、同項各号を削る。

第四條の四第一項中「前条第一項各号に掲げる要件に該当する松林を」高度公益機能松林又は被害拡大防止松林に改める。

第九條の二を第九條の四とし、第九條の次に次の二条を加える。

(駆除命令に代えて行う伐倒駆除)

第九條の二 都道府県知事は、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、松くい虫が羽化する時期及び松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の状況から見て、森林病虫害等防除法第五條第一項の規定による命令(同法第三條第一項第一号に掲げるもの)に限る。及び当該命令に係る同法第五條第二項において準用する同法第四條第一項の規定による措置に当該松林において的確に伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除をいう。以下この項において同じ。)を行うことが困難であると見込まれる場合であつて、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該命令に代えて、伐倒駆除(枯死している松の樹木に係る場合に限る。以下「緊急伐倒駆除」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による緊急伐倒駆除は、松くい虫が羽化する時期を勘案して都道府県実施計画において定める期間内で行つてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により緊急伐

倒駆除を行おうとするときは、その二十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。

一 区域及び期間

二 緊急伐倒駆除を行う理由

三 その他必要な事項

4 第五條第三項及び第四項の規定は前項の規定による公表について、第七條の規定は第一項の規定による緊急伐倒駆除について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により緊急伐倒駆除を行つたときは、当該緊急伐倒駆除に係る松林を所有する者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けるべき者の所在が知れないときその他当該通知をその者にすることができないときは、農林水産省令で定める手続に従い、当該通知の内容を公告してその通知に代えることができる。

(他の樹種等からなる森林への転換)  
第九條の三 都道府県知事は、都道府県実施計画の達成上必要があるときは、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、第三條第二項第四号に規定する措置を実施することを特に促進すべき松林を選定し、これを公表することができる。この場合において、都道府県知事は、当該松林を所有し、又は管理する者に対し、施業その他必要な事項に關し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

第十一條中「及び第五條第一項を、第五條第一項に改め、「特別防除に要する費用」の下に「及び第九條の二第一項の規定により都道府県知事が行う緊急伐倒駆除に要する費用」を加える。

第十二條中「又は第五條第一項を、第五條第一項に改め、「よる特別防除」の下に「又は第九條の二第一項の規定による緊急伐倒駆除」を加え、「又は同法第六條第一項を、同法第六條第一項に改め、「特別防除を行う場合」の下に「又は同法第九條の二第一項の規定により緊急伐倒駆除を行う場合」を加え、「又は同法第五條第一項を、同



法第五條第一項に改め、「行方特別防除」の下に「又は同法第九條の二第一項の規定により都道府県知事が行方緊急伐倒駆除」を加える。

第十三條中「及び第五條第一項」を、「第五條第一項に改め、「特別防除に関する事務」の下に「及び第九條の二第一項の規定による緊急伐倒駆除に関する事務」を加える。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林漁業信用基金法案  
農林漁業信用基金法

目次

- 第一章 総則(第一條―第九條)
  - 第二章 設立(第十條―第十四條)
  - 第三章 管理(第十五條―第二十六條)
  - 第四章 業務(第二十七條―第三十條)
  - 第五章 財務及び會計(第三十一條―第四十三條)
  - 第六章 監督(第四十四條―第四十五條)
  - 第七章 雑則(第四十六條―第四十九條)
  - 第八章 罰則(第五十條―第五十二條)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一條 農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、これらの保証につき必要な資金を融通すること及び林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

2 農林漁業信用基金は、前項に規定するもののほか、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に關して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第二條 農林漁業信用基金(以下「信用基金」という)は、法人とする。

第三條 信用基金は、一を限り、設立されるものとする。

第四條 信用基金の資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額の合計額とする。

2 信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により信用基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、信用基金に出資することができ

4 都道府県は、信用基金に出資しようとする場合は、自治大臣の承認を受け、第三十一條第二号の林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。ただし、当該林業信用保証業務に係る出資が自治大臣の定める基準に該当する場合は、承認を要しない。

5 農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、農業信用保証保険法(昭和三十一年法律第二十四号)第八條、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第四條及び農林中央金庫法(大正三十二年法律第四十二号)第十六條の規定にかかわらず、信用基金に出資することができる。

6 政府及び政府以外の者は、信用基金の設立に際し、又は第二項の認可があつた場合において

て、信用基金に出資しようとするときは、第三十一條各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第五條 信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 信用基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡し等)

第六條 政府以外の出資者は、定款で定めるところにより、その持分を譲り渡すことができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて信用基金その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七條 信用基金は、その名称中に「農林漁業信用基金」という文字を用いなければならない。

2 信用基金でない者は、その名称中に「農林漁業信用基金」という文字を用いてはならない。

(登記)

第八條 信用基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、信用基金について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十條 信用基金を設立するには、農業、林業(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下「林業」)、水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し信用基金に対する出資を募集

しなければならない。

3 前項の出資の募集は、第三十一條各号に掲げる業務ごとにしなければならない。

4 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(設立の認可等)

第十一條 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二條 主務大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、農業、林業及び中小漁業の発展に寄与することが確保であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、信用基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、信用基金の成立の時ににおいて、それぞれ第十八條第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十三條 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 信用基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

### 第三章 管理

#### (定款記載事項)

第十五条 信用基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

#### 一 目的

#### 二 名称

#### 三 事務所の所在地

#### 四 資本金、出資及び資産に関する事項

#### 五 役員に関する事項

#### 六 運営審議会に関する事項

#### 七 業務及びその執行に関する事項

#### 八 財務及び会計に関する事項

#### 九 定款の変更に関する事項

#### 十 公告の方法

2 信用基金の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

#### (役員)

第十六条 信用基金に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事六人以内及び監事一人を置く。

2 信用基金に、役員として、前項の理事及び監事のほか、非常勤の理事十五人以内及び監事三人以内を置くことができる。

#### (役員の仕事及び権限)

第十七条 理事長は、信用基金を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、信用基金を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して信用基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して信用基金の業務を掌理

し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、信用基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

#### (役員の仕事)

第十八条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

#### (役員の仕事)

第十九条 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

#### (役員の仕事)

第二十条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができる。

#### (役員の仕事)

第二十一条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

#### 二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

#### (役員の仕事)

第二十一条 役員（非常勤の理事及び監事を除く）は、営利を目的とする団体の役員となり、

又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (代表権の制限)

第二十三条 信用基金と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が信用基金を代表する。

#### (運営審議会)

第二十四条 信用基金に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、信用基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員五十人以内で組織する。

5 委員は、政府以外の出資者（法人の場合は、その代表者）及び信用基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第十九条第一項ただし書及び第二項並びに第二十一条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

#### (職員の仕事)

第二十五条 信用基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十六条 信用基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第四章 業務

(業務)

第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二條第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

四 次条の規定による債務の保証を行うこと。

五 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

六 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

七 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二條第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 信用基金は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、漁業災害補償法で定める。

第二十八条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者たる林業者等（第一号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。）が融資機関から借り入れること（当該政令で定める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一 出資者たる林業者等（その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

二 出資者たる森林組合等がその直接の構成員となつてゐる林業者等に対しその林業の経営

に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

三 出資者たる森林組合等がその直接又は間接の構成員となつてゐる林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金

2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 林業を営む者（会社にあつては、資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人で政令で定めるもの

3 第一項の「森林組合等」とは、前項第二号に掲げる者をいう。

4 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 商工組合中央金庫

三 森林組合法（昭和五十二年法律第三十六号）

第九條第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

四 森林組合法（昭和五十二年法律第三十六号）

第九條第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合連合会

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の二第二項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

六 中小企業等協同組合法第九條の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会

七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（業務の委託）

第二十九條 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七條第一項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を農林中央金庫に委託することができる。

2 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七條第一項第四号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。以下同じ。）に委託することができる。

3 農林中央金庫及び融資機関は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務方法書）

第三十條 信用基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第五章 財務及び会計

（区分経理）

第三十一條 信用基金は、次の各号に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十七條第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「農業信用保険業務」という。）

二 第二十七條第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「林業信用保証業務」という。）

三 第二十七條第一項第五号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保証業務」という。）

（事業年度）

第三十二條 信用基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。（予算等の認可）

第三十三條 信用基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第三十四條 信用基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 信用基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（書類の送付）

第三十五條 信用基金は、第三十三條の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

（農業保険資金等）

第三十六條 信用基金は、農業信用保険業務に係る勘定に、第二十七條第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關して、農業保険資金を設け、政府及び政府以外の者が農業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該農業保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 信用基金は、農業信用保険業務に係る勘定に、第二十七條第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、農業融資資金を設け、政府が農業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうちに当該農業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

てなければならない。

3 第一項の農業保険資金及び前項の農業融資資金並びにこれらの資金が充てられる業務の経理に關しては、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

（漁業保証保険資金等）

第三十七條 信用基金は、漁業信用保険業務に係る勘定に、第二十七條第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、漁業保証保険資金を設け、政府が漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業保証保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 信用基金は、漁業信用保険業務に係る勘定に、第二十七條第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、漁業融資資金を設け、政府及び政府以外の者が漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

3 信用基金は、漁業信用保険業務に係る勘定に、第二十七條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、漁業融資資金を設け、政府及び政府以外の者が漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

4 第一項の漁業保証保険資金、第二項の漁業融資資金及び前項の漁業融資資金並びにこれらの資金が充てられる業務の経理に關しては、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

（責任準備金）

第三十八條 信用基金は、農業信用保険業務に係る勘定及び漁業信用保険業務に係る勘定にお

ては、それぞれ、主務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

### （利益及び損失の処理）

第三十九条 信用基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 信用基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

### （借入金）

第四十条 信用基金は、主務大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

### （余剰金の運用）

第四十一条 信用基金は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十二条 信用基金は、役員及び職員に対する

給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### （主務省令への委任）

第四十三条 この法律に規定するもののほか、信用基金の財務及び会計に必要事項は、主務省令で定める。

### 第六章 監督

第四十四条 信用基金は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

### （報告及び検査）

第四十五条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、信用基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し

てはならない。

### 第七章 雜則

（出資者に対する通知又は催告）

第四十六条 信用基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者原簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を信用基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

### （書類の備付け及び閲覧）

第四十七条 信用基金は、定款、業務方法書、出資者原簿及び財務諸表を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第三十一条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 又は出資者の持分の移転の年月日

出資額（第三十六条第一項の農業保険資金、同条第二項の農業融資資金、第三十七条第一項の漁業保証保険資金、同条第二項の漁業融資保証資金又は同条第三項の漁業融資資金に充てたるべきものとして示して行われている出資にあつては、当該資金ごとの出資額）

3 政府以外の出資者及び信用基金の債権者（信用基金が保証契約を結んでいる融資機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

### （解散）

第四十八条 信用基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第三十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することが

できる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、信用基金の解散については、別に法律で定める。

### （主務大臣等）

第四十九条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び大蔵大臣（漁業災害補償関係業務に關する事項並びに当該業務に係る財務及び会計に關する事項（給与及び退職手当の支給の基準に關するものを除く。）については、農林水産大臣）とする。

2 第四十五条第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が農林水産大臣及び大蔵大臣である場合においては、農林水産大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

### 第八章 罰則

第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定に違反する経理を行ったとき。

五 第三十八条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

八 第四十七条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資原簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十二条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十四条から第四十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の業務の特例等)

第二条 信用基金は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、林業等振興資金通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第六条に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、林業等振興資金通暫定措置法で定める。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第四十九条第一項中「漁業災害補償関係業務に関する事項並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項(給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）」とあるのは、「漁業災害補償関係業務及び林業等振興資金通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第六条第一号の業務(これに附帯する業務を含む。以下「林業等振興資金暫定業務」という。))に関する事項、これらの業務に係る財務及び会計に関する事項(給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）」並びに林業等振興資金暫定業務に係る資本金の増加に関する事項」とする。

(林業信用基金の解散等)  
第三条 林業信用基金は、信用基金の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において信用基金が承継する。

2 林業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 林業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により信用基金が林業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における林業信用基金に対する政府、都道府県並びに政府及び都道府県以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、信用基金の設立に際し、同表の下欄に掲げる業務に必要な資金に充てられべきものとして示して出資されたものとする。

政府の出資金(附政府  
則第二十七条の規  
定による改正前の  
林業等振興資金通  
暫定措置法(以下  
「旧暫定措置法」  
という。))第六條第  
一號の業務(これに  
附帯する業務を含  
む。以下同じ。))に  
必要と認められる  
金額に充てられ  
て示して出資され  
る金額(以下「出  
資金」という。))に  
相当する金額

林業信用保証業  
務(以下「林業信  
用保証業務」とい  
う。))に相当する  
金額

都道府県の出資金(附  
該都道府県に  
相当する金額)

政府及び都道府県当該政府及  
以外の者の出資金(附該政府及  
以外の者の出資金)

政府及び都道府県当該政府及  
以外の者の出資金(附該政府及  
以外の者の出資金)

附則第二十七條  
の規定による改  
正後の林業等振  
興資金通暫定  
措置法(以下「新  
暫定措置法」と  
いう。))第六條第  
一號の業務(これ  
に附帯する業務  
を含む。以下同  
じ。))に相当する  
金額

5 林業信用基金の解散については、附則第十五  
条の規定による廃止前の林業信用基金法(昭和  
三十八年法律第五十五号。以下「旧林業信用基  
金法」という。))第四十四条第一項の規定による  
残余財産の分配は、行わない。

6 第一項の規定により林業信用基金が解散した  
場合における解散の登記については、政令で定  
める。

(農業信用保証協会の承継等)  
第四条 農業信用保証協会(以下「保証協会」と  
いう。))は、この法律の施行の日から起算して一  
年を経過する日までの間において、総会の議決  
を経て、信用基金の発起人に対し、信用基金に  
おいてその一切の権利及び義務を承継すべき旨  
を申し出ることができる。

2 前項の議決については、附則第十八条の規定  
による改正前の農業信用保証保険法(以下「旧農  
業信用保証保険法」という。))第七十七条第五項  
において準用する旧農業信用保証保険法第四十  
七条の規定を準用する。

3 信用基金の発起人は、第一項の規定による申  
出があつたときは、遅滞なく、主務大臣に、信  
用基金において保証協会の一切の権利及び義務  
を承継することについて認可を申請しなければ  
ならない。

4 前項の認可があつたときは、保証協会の一切  
の権利及び義務は、信用基金の成立の時に  
信用基金に承継されるものとし、保証協会は、  
その時において解散するものとする。この

場合においては、旧農業信用保証保険法及び他  
の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、  
適用しない。

5 前項の規定により保証協会が解散する場合に  
は、保証協会の解散の日の前日を含む事業年度  
は、その日に終わるものとする。

6 第四項の規定により保証協会が解散する場合  
には、保証協会の解散の日の前日を含む事業年  
度に係る決算並びに事業報告書、財産目録、貸  
借対照表、損益計算書及び利益又は損失の処理  
案(以下この条において「決算関係書類」とい  
う。))については、なお従前の例による。この場  
合において、信用基金は、決算関係書類につ  
き、保証協会の総会の議決に代えて、当該事業  
年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出し  
て、その承認を受けるものとする。

7 信用基金は、前項の規定により決算関係書類  
を主務大臣に提出するときは、これに決算関係  
書類に関する監事の意見書を添付しなければな  
らない。

8 信用基金は、第六項の承認を受けたときは、  
当該承認に係る決算関係書類を保証協会の解散  
の時においてその会員であつた者に送付しなけ  
ればならない。

9 第四項の規定により信用基金が保証協会の権  
利及び義務を承継したときは、その承継の際に  
おける保証協会に対する農業信用基金協会及び  
農林中央金庫の出資金に相当する金額は、それ  
ぞれ、信用基金の設立に際し当該農業信用基金  
協会及び農林中央金庫から信用基金に第三十六  
条第一項の農業保険資金に充てられべきものとし  
て示して出資されたものとする。

10 第四項の規定により信用基金が保証協会の権  
利及び義務を承継したときは、その承継の時ま  
でに保証協会に対して政府から旧農業信用保証  
保険法第六十四条第一号の保証の事業における  
保険金の支払の財源に充てられべきものとして示  
して交付された交付金の額に相当する金額及び  
同条第二号の貸付けの事業における貸付けの財



出資額の払戻しを請求することができる。

この角清に因つて規定、附則第二十四条の規定による改正前の漁業災害補償法第九十六條の

ある出資金に相当する金額

い、当該長期借入金に係る貴務について詳

い、当該長期借入金に係る貴務について詳

前の条件により存続するものとする。

第十条 附則第三項第一項、第四項第四項又は第七項第三項の規定により信用基金が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第三項第一項、第四項第四項又は第七項第三項の規定により信用基金が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(信用基金の設立についての特例)

第十一条 信用基金の設立に際し、附則第四項第三項及び第七項第二項の認可があつたときは、当該設立については、第十条第二項中「定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し信用基金に対する出資を募集しなければならぬ」とあるのは「定款及び事業計画書を作成しなければならぬ」と、第十一条中「前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して」とあるのは「定款及び事業計画書を主務大臣に提出して」と、第十四条第一項中「前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは」とあるのは「前条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは」として、これらの規定を適用し、第十条第三項及び第十三条第二項の規定は、適用しない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に農林漁業信用基金という名称を使用している者については、第七項第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十三条 信用基金の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十四条 信用基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「信用基金の成立後遅滞なく」とする。

(林業信用基金法の廃止)  
第十五条 林業信用基金法は、廃止する。

(林業信用基金法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 旧林業信用基金法第七項第三項の規定によつてした承認又は旧林業信用基金法第三十六條第一項若しくは第二項ただし書の規定によつてした認可は、それぞれ、第四項第四項の規定によつてした承認又は第四項第一項若しくは第二項ただし書の規定によつてした認可とみなす。

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び同条の規定の施行後附則第三十三条第一項の規定によりなお効力を有する旧林業信用基金法の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業信用保証保険法の一部改正)  
第十八条 農業信用保証保険法の一部を次のように改正する。

目次 第一節 農業信用保証協会 第五十九条  
第二節 保証保険 第七十一条  
第三節 融資保険 第八十五条  
第九條 第七十七條

「第一節 農業信用保証協会 第五十九条」を「第二節 保証保険 第七十一条」に改め、同条第二項中「第八十条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条を第六十四条とする。

「第二節 保証保険 第七十一条」を「第三節 融資保険 第八十五条」に改め、同条を第六十五条とする。

「第三節 融資保険 第八十五条」を「第九條 第七十七條」に改め、同条を第六十七條とする。

「第九條 第七十七條」を「第一節 農業信用保証協会 第五十九条」に改め、同条を第六十九條とする。

「第一節 農業信用保証協会 第五十九条」を「第二節 保証保険 第七十一条」に改め、同条を第七十一条とする。

「第八十四条」を「第六十五条」に、「第七十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

第三章第一節を削る。

第七十八条第一項及び第二項中「保証協会」を「信用基金」に改め、「会員たる」を削り、第三章第二節中同条を第五十九条とする。

第七十九条を第六十条とする。

第八十条第一項中「保証協会が第七十八条第一項」を「信用基金が第五十九条第一項」に改め、同条第二項中「第七十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第八十一条を第六十二条とする。

第八十二条中「第七十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第八十三条第一項中「第八十条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十一条第二項中「第八十条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条を第六十四条とする。

「第八十四条中「保証協会」を「信用基金」に改め、同条を第六十五条とする。

「第七十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十五条とする。

第三章第二節を第一節とする。

第八十五条第一項中「保証協会」を「信用基金」に改め、「会員たる」を削り、第三章第三節中同条を第六十六条とする。

第八十六条を第六十七条とする。

第八十七条中「保証協会が第八十五条第一項」を「信用基金が第六十六条第一項」に改め、同条を第六十八条とする。

第八十八条中「第八十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第八十九条中「第八十七条」を「第六十八条」に改め、「保証協会」を「信用基金」に改め、同条を第七十条とする。

第九十条中「第八十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

「第八十四条」を「第六十五条」に、「第七十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

第三章第三節を第二節とする。

第九十一条第一項中「これらの規定を第七十七条第七項において準用する場合を含む。」を削り、第四章中同条を第七十二条とする。

第九十二条第一項中「第七十七条第七項において準用する場合を含む。」を削り、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「協会(基金協会及び保証協会をいう。以下同じ。)」を「基金協会」に改め、「協会から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「又は協会」を「又は基金協会」に改め、第五章中同条を第七十三条とする。

第九十三条中「協会」を「基金協会」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第七十七条第一項において準用する場合を含む。」を削り、同条第三号中「行なう」を「行なつた」に改め、同条第五号中「(第七十七條第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第七号中「(第七十七條第五項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第八号及び第九号中「これらの規定を第七十七條第五項において準用する場合を含む。」を削り、同条第十号中「(これらの規定を第七十七條第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第十一号中「(第七十七條第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第十二号中「(第七十七條第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、同条第十五号及び第十六号を削り、同条を第七十四条とする。

第九十四条中「又は第六十三條第二項」を削り、「二万円」を「十万円」に改め、同条を第七十五条とする。

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第四項第四項の規定により信用基

金が保険協会の権利及び義務を承継したとき  
は、保険協会の解散の際現に成立している旧農  
業信用保証保険法第三章第二節又は第三節の規  
定による保険の保険関係は、それぞれ、前条の  
規定による改正後の農業信用保証保険法（以下  
「新農業信用保証保険法」という。）第三章第一節  
又は第二節の規定により成立した保険関係とみ  
なす。

2 前項の規定により新農業信用保証保険法第三  
章第一節の規定により成立した保険関係とみな  
された保険関係のうち農業近代化資金助成法及  
び農業信用保証保険法の一部を改正する法律  
（昭和四十八年法律第五十号）附則第二項に規定  
する保険関係に該当する保険関係については、新  
農業信用保証保険法第五十九条第三項及び第六  
十一条（第六十四条第二項において準用する場  
合を含む。）の規定の適用については、新農業信  
用保証保険法第五十九条第三項中「借入金等」と  
あるのは「借入金」と、新農業信用保証保険法第  
六十一条第一項中「借入金等」とあるのは「借入  
金」と、同条第二項中「借入金等」とあるのは「借  
入金」と、「第五十九条第一項の政令で定める利  
息以外の利息」とあるのは「利息」とする。

第二十条 附則第十八条の規定の施行前（附則第  
三十三条第二項に規定する保険協会について  
は、同項の規定によりなお効力を有する旧農業  
信用保証保険法の失効前）にした行為に対する  
罰則の適用については、なお従前の例による。

（中小漁業融資保証法の一部改正）  
第二十一条 中小漁業融資保証法の一部を次のよ  
うに改正する。

目次中「第七十八條」を「第六十八條」に、  
「第三章 中央漁業信用基金」

第一節 通則（第七十九條―第八十七條）  
第二節 設立（第八十八條―第九十三條）  
第三節 管理（第九十四條―第九十五条）  
第四節 業務

第一款 通則（第九十六條―第九十八條）  
第二款 保証保險（第九十九條―第一百零一  
條）  
第三款 融資保險（第一百零二條―第一百零四  
條）  
第四款 監督及び會計（第一百零五條―第一百  
零七條）  
第五款 補則（第一百零六條―第一百零七條）

「第三章 漁業信用保險」  
第二節 保証保險（第六十九條―  
第七十八條）  
「第十條」  
「第十三條」  
「第十三條」

第七十七條に、「第二百二十八條」を「第八十四  
第八十三條」に、

「第二百二十九條―第三百三十一條」を「第八  
十五條―第八十七條」に改める。

「第一条中「中央漁業信用基金」を「農林漁業信  
用基金に改め、」とともにその保証につき必要  
な資金の融通を行う」を削る。

「第二十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第  
七号中「申込」を「申込み」に改め、同条第十号中  
「第七十六條第一号に規定する」を「第三章第一節  
の規定による」に改める。

「第四十三條中「中央漁業信用基金から」を「農  
林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から」  
に、「第九十八條の七」を「第七十四條」に、「中央  
漁業信用基金へ」を「信用基金へ」に改める。

「第四十三條の二の見出し中「中央漁業信用基  
金」を「信用基金」に改め、同条第一項中「第六  
十六條第三号」を「農林漁業信用基金法（昭和六十  
二年法律第 号）第二十七條第一項第七号」  
に、「中央漁業信用基金」を「信用基金」に改め  
る。

「第六十五條中「この条及び次条第二項におい  
てを削る。  
第六十九條から第七十八條までを削る。  
第三章の章名を次のように改める。  
第三章 漁業信用保險

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 保証保險

第七十九條から第八十七條までを削る。

第三章第二節及び第三節を削る。

第三章第四節の節名、同節第一款、同節第二  
款の款名及び同節第三款の款名を削る。

「第二百八條の二第二項及び第二項中「中央基金」  
を「信用基金」に改め、同条第三項中「この款を  
「この節」に改め、第三章第一節中同条を第六十  
九條とする。

「第二百八條の三を第七十條とする。  
「第二百八條の四第一項中「中央基金が第六十八條  
の二第一項」を「信用基金が第六十九條第一項」  
に、「第二百八條の二第三項」を「第六十九條第三  
項」に改め、同条第二項中「第二百八條の二第一  
項」を「第六十九條第一項」に改め、同条を第七  
十一條とする。

「第二百八條の五第三項中「中央基金」を「信用基  
金」に改め、同条を第七十二條とする。  
「第二百八條の六中「第二百八條の二第一項」を「第  
六十九條第一項」に改め、同条を第七十三條と  
する。

「第二百八條の七中「第二百八條の二第一項」を「第  
六十九條第一項」に、「第二百八條の四第一項」を  
「第七十一條第一項」に、「中央基金」を「信用基  
金」に改め、同条を第七十四條とする。

「第二百八條の八中「中央基金」を「信用基金」に  
改め、同条を第七十五條とする。  
「第二百八條の九中「第二百八條の二第一項」を「第  
六十九條第一項」に、「第二百八條の二第三項」を  
「第六十九條第三項」に改め、同条を第七十六條  
とする。

「第二百八條の十中「第二百八條の二第一項」を「第  
六十九條第一項」に、「第二百八條の二第三項」を  
「第六十九條第三項」に改め、同条を第七十七條  
とする。

「第二百八條の十一中「中央基金」を「信用基金」に  
改め、同条を第七十八條とし、同条の前に次の

節名を付ける。

第二節 融資保險

「第二百十條を第七十九條とする。

「第二百十一條中「中央基金が第六十九條第一項を  
「信用基金が第七十八條第一項」に、「第二百八條  
の十」を「第七十七條」に改め、同条を第八十條  
とする。

「第二百十二條中「第二百九條第一項」を「第七十八  
條第一項」に改め、同条を第八十一條とする。  
「第二百十三條中「第二百十一條」を「第八十條」に、  
「中央基金」を「信用基金」に改め、同条を第八十  
二條とする。

「第二百十四條中「第二百八條の五」を「第七十二條」  
に、「第二百八條の八」を「第七十五條」に、「第二百  
九條第一項」を「第七十八條第一項」に、「第二百八  
條の二第一項」を「第六十九條第一項」に改め、  
同条を第八十三條とする。

「第三章第五節から第七節までを削る。  
「第二百二十八條第一項ただし書中「第六十六  
條及び第六十七條第一項」を「及び第六十六  
條」に改め、第四節中同条を第八十四條とする。  
「第二百二十九條第一項中「若しくは第二百二十五  
條第一項」を削り、「十萬円」を「二十萬円」に改  
め、同条第二項中「若しくは中央基金」及び「協  
会又は中央基金から業務の委託を受けた者をい  
う。以下同じ。」を削り、第五章中同条を第八  
十五條とする。

「第二百三十條中「若しくは清算人又は中央基金  
の役員を三萬円」を「又は清算人を十萬円」に改  
め、同条第一号中又は承認」を削り、同条第二  
号中又は第八十六條第一項を削り、同条第三  
号中又は中央基金」を削り、同条第九号中、第  
四十四條の二、第二百九條又は第二百二十一  
條」を「又は第四十四條の二」に改め、同条第十  
六号及び第十七号を削り、同条を第八十六條と  
する。

「第二百三十一條中「又は第八十五條第二項を削  
り、「二萬円」を「十萬円」に改め、同条を第八十  
七條とする。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第七條第三項の規定により信用基金が中央基金の権利及び義務を承継したときは、中央基金の解散の際現に成立している旧中小漁業融資保証法第三章第四節第一款又は第三款の規定による保険の保険関係は、それぞれ、新中小漁業融資保証法第三章第一節又は第二節の規定により成立した保険関係とみなす。

2 前項の規定により新中小漁業融資保証法第三章第一節の規定により成立した保険関係とみなされた保険関係のうち漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十八号)附則第三條に規定する保険関係に該当する保険関係についての新中小漁業融資保証法第六十九條第三項及び第四項、第七十一條並びに第七十四條の規定の適用については、新中小漁業融資保証法第六十九條第三項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第四項中「百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金(以下「公害防止資金」という。))に係る保険関係にあつては、百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十)」とあるのは「百分の五十」と、新中小漁業融資保証法第七十一條第一項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第二項及び新中小漁業融資保証法第七十四條中「借入金等」とあるのは「借入金」と、「第六十九條第一項の政令で定める利息以外の利息」とあるのは「利息」とする。

第二十三條 附則第二十一條の規定の施行前(附則第三十三條第三項に規定する中央基金については、同項の規定によりなお効力を有する旧中小漁業融資保証法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二十四條 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

第六章の二の章名を次のように改める。

第六章の二 農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務

第百九十六條の三の見出し中「中央漁業信用基金を、農林漁業信用基金に改め、同条中「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改め、同条中「中央基金」を「信用基金」に改め、「中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号。以下「保証法」という。))第百六條に規定する業務のほかに加へる。

第百九十六條の四第一項、第百九十六條の五第一項及び第百九十六條の六中「中央基金」を「信用基金」に改める。

第百九十六條の七中「中央基金」を「信用基金」に改める。

第百九十六條の八第一項、第二項及び第三項並びに第百九十六條の九第一項中「中央基金」を「信用基金」に改める。

第百九十六條の十各号を次のように改める。

一 第百九十六條の五第一項若しくは前条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしよ

うとするときは又は漁業災害補償関係業務に

関して農林漁業信用基金法(昭和六十二年

法律第 号)第三十三條の認可をしよ

うとするとき。

定をしようとするとき。

四 漁業災害補償関係業務に關して農林漁業信用基金法第三十四條第一項の承認をしよ

うとするとき。

第百九十六條の十一を次のように改める。

(農林漁業信用基金法の特例)

第百九十六條の十一 漁業災害補償関係業務に

ついては、農林漁業信用基金法第四條第六

項、第十條第三項、第四十七條第二項及び第

四十八條第一項中「第三十一條各号に掲げる

業務」とあるのは「第三十一條各号に掲げる業

務及び漁業災害補償関係業務」と、農林漁業

信用基金法第四十五條第二項中「又は中小漁

業融資保証法」とあるのは「中小漁業融資

保証法又は漁業災害補償法」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、農林漁業信用基金法第三十條及び第四十條の規定は、適用しない。

第百九十七條第一項中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

則の適用については、なお従前の例による。

(林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正)

第二十七條 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を次のように改正する。

第六條の前の見出し中「林業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改め、同条中「林業信用基金(以下「基金」という。))は、林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)第二十九條を「農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。))は、農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第

号)第二十七條に改め、同条第二号中「基金」を「信用基金」に改め、「林業信用基金法第二條第二項に規定する」を「農林漁業信用基金法第二十八條第一項の」に改め、「借り入れること」の下に「(当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。))を加へ、同号ロ中「十萬元」を「十萬元」に改める。

第七條第一項中「基金」を「信用基金」に改め、「含む」の下に第五項において同じを加へ、同条第二項から第四項までの規定中「基金」を「信用基金」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

一 第二項の認可をしよとするとき又は前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第四條第二項、第三十條第一項、第三十三條若しくは第四十條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしよとするとき。

二 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十條第二項、第四十一條第三号又は第四十三條の農林水産省令を定めようとするとき。

三 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第四十一條第一号又は第二号の規定による指定をしよとするとき。

四 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十四條第一項の承認をしよとするとき。

五 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十四條第一項の承認をしよとするとき。

六 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十四條第一項の承認をしよとするとき。

七 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十四條第一項の承認をしよとするとき。

八 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十四條第一項の承認をしよとするとき。

九 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十四條第一項の承認をしよとするとき。

第七條に次の一項を加える。  
6 この法律の規定により信用基金の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|                                                    |                                                                              |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第四條第三十一條各号に掲げる業務                                   | 第三十一條各号に掲げる業務及び林業等振興資金通定措置法(昭和三十四年法律第五十一号)以下(暫定措置法)という第六條第一号に掲げる業務を含む(以下同じ。) |
| 第十條第三十一條各号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第一号に掲げる業務                | 第三十一條各号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第一号に掲げる業務                                             |
| 第二十九條第二十七條第一項第四号及び第二十七條第二項に掲げる業務(債務の保証の決定を除く)及びこれに | 第二十七條第一項第四号及び第二十七條第二項に掲げる業務(債務の保証の決定を除く)並びにこれ                                |
| 第三十一條第二十七條第一項第四号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第一号に掲げる業務          | 第二十七條第一項第四号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第一号に掲げる業務                                         |
| 第四十四條第二項又は中小漁業融資保証法又は漁業融資暫定措置法                     | 第二十五條又は中小漁業融資保証法又は漁業融資暫定措置法                                                  |
| 第五十一條この法律又は暫定措置法                                   | 第二十七條及び暫定措置法                                                                 |
| 第五十一條第二十七條及び暫定措置法                                  | 第六條                                                                          |

第五十一條又は第三十九條又は暫定措置法第七條第一項

第八條中「基金」を「信用基金」に改める。

(林業等振興資金通定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 旧暫定措置法第七條第二項の規定によつてした認可は、新暫定措置法第七條第二項の規定によつてした認可とみなす。

第二十九條 附則第二十七條の規定の施行前にした行為及び同条の規定の施行後附則第三十三條第一項の規定によりなお効力を有する旧暫定措置法の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第三十條 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「農業信用保険協会の行なう」を「農林漁業信用基金が行う」に改め、同条第二項中(昭和三十六年法律第二百一十号)の下に「及び農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)」を加える。

第六條第二号中「行なつた」を「行つた」に、「第八十三條第一項」を「第六十四條第一項」に、「農業信用保険協会」を「農林漁業信用基金」に改める。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第三十一條 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第百八條の七」を「第七十四條」に、「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三十一條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「農業信用保険協会」を「農林漁業信用基金」に改め、「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改め、(旧林業信用基金法等の暫定的効力)

第三十三條 この法律の施行の際現に存する林業信用基金については、旧林業信用基金法及び旧暫定措置法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に存する保険協会(清算中のものを含む)については、旧農業信用保証保険法、附則第三十條の規定による改正前の農業近代化資金助成法及び前条の規定による改正前の農林中央金庫法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に存する中央基金については、旧中小漁業融資保証法、旧漁業災害補償法、附則第三十一條の規定による改正前の漁業近代化資金助成法及び前条の規定による改正前の農林中央金庫法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十四條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八條の四第三項第二号中「林業信用基金」を「農林漁業信用基金」に、「林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)第二十九條第一号」を「農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)第二十七條第一項第四号」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中央漁業信用基金の項を削り、  
農業信用基金協会  
農業信用保険協会  
を「農業信用基金協会」に改め、農林漁業金融公庫の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)

別表第一第一号の表林業信用基金の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第三十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中央漁業信用基金の項を削り、  
農業信用基金協会  
農業信用保険協会  
を「農業信用基金協会」に改め、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)

別表第二第一号の表林業信用基金の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第三十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中央漁業信用基金の項を削り、  
農業信用基金協会  
農業信用保険協会  
を「農業信用基金協会」に改め、農林漁業金融公庫の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)

(売上税法の一部改正)

別表第二林業信用基金の項を削る。

第三十八條 売上税法(昭和六十二年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中央漁業信用基金の項を削り、  
農業信用基金協会  
農業信用保険協会  
を「農業信用基金協会」に改め、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)



和六十二年法律第 号)

別表第二第一号の表林業信用基金の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第三十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「中央漁業信用基金」を削り、「農業信用保険協会」を「農林漁業信用基金」に改め、「林業信用基金」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第九十六号中「農業信用保険協会」を削り、「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第六号中「農業信用保険協会」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 農林漁業信用基金の指導監督及び助成を行うこと。

第四十六条第十二号中「林業信用基金」を削り、同条百二十九号中「及び中央漁業信用基金」を削る。

第二十九条中「第五号」の下に「第六号」を加える。

第三十八条中「第五号」の下に「第六号」を加える。

森林法の一部を改正する等の法律案

森林法の一部を改正する等の法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「次項において」を「以下」に改める。

附則第四項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削り、附則に次の一項を加える。

5 保安施設事業に要した費用についての第四十六條の規定の昭和六十一年度及び昭和六十三年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四・五」と、同条第二項中「三分の一」とあるのは「十分の五・五」とする。

(漁港法の一部改正)

第一条 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「から昭和六十三年度までの各年度」を削り、附則に次の一項を加える。

8 水産業協同組合以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用についての第二十条第二項及び第三項並びに附則第二項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十三年度における適用については、同条第二項中「百分の七十」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十五」と、同条第三項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十五」と、附則第二項中「百分の九十」とあるのは「百分の七十二・五(第四種漁港については、百分の七十五)」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第三条 国は、この法律の規定による改正後の森林法及び漁港法の規定により昭和六十一年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に對し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の森林法及び漁港法の規定は、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ)又は補助(昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度の支出に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「及び第七項」を「から第八項まで」に改める。

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国営土地改良事業負担金及び県営・団体営事業に係る農業基盤整備資金の償還期間の延長等に関する請願(第九七五号)

一、国民の主食である米の輸入に反対し、食糧管理制度の充実・強化等に関する請願(第一〇四〇号)

第九七五号 昭和六十二年二月二十五日受理  
国営土地改良事業負担金及び県営・団体営事業に係る農業基盤整備資金の償還期間の延長等に関する請願

請願者 新潟市新光町四ノ一新潟県議院内  
紹介議員 長谷川 信君

土地改良事業は、新潟県における農業の生産性向上及び農業構造の改善に大きく寄与しているところである。しかしながら、近年における土地改良事業費の増大、生産者米価の低迷、さらには、昭和六十一年度から水田農業確立助成補助金の大幅な削減等も予定されており、農家の費用負担能力は著しく低下し、土地改良事業に係る受益者負担金の償還に困難を来している状況である。よつて、農家負担の軽減と農業経営の安定を図るため、国営土地改良事業負担金及び県営・団体営土地改良事業に係る農業基盤整備資金について、償還期間の延長、利率の引下げ、借換制度の新設など貸付条件の緩和について特別の措置を講ずるよう強く要望する。

第一〇四〇号 昭和六十二年二月二十六日受理  
国民の主食である米の輸入に反対し、食糧管理制度の充実・強化等に関する請願

請願者 宮城県仙台市上杉一ノ二ノ一六宮城農協青年連盟内 佐藤静男外  
二万五千六百九十八名

紹介議員 下田 京子君

現在の農家・農民はかつてない厳しい状態に置かれている。特に、米国による米を始めとした農畜産物輸入自由化圧力の増大、さらには減反強化という中で、日々の営農と暮らしの展望さえ失いかけていく状況である。戦後、高度経済成長の原動力を支えてきた農村・国民に自然と生物の尊さを絶えず提起してきた農業が危機的な様相を呈している。このことは、国民一人一人にとつて日本民族の誇りと存亡に係る重大な事態だと考える。ついで、このような事態から農家・農村そして日本が脱却するため、速やかに次の事項について実現を図られたい。

一、農畜産物のこれ以上の市場開放は行わないこと。特に米國産米の輸入は絶対にしないこと。  
二、消費者米価の安定、生産費と所得を補償する食糧制度の根幹を堅持し、その充実・強化をすること。  
三、安全な食料の安定した確保のため、農畜産物の自給率を向上させること。  
四、輸入農畜産物の検査体制を強化し、食品添加物規制の緩和措置をやることなど、食料の安全性にかかわる国の責任を明らかにすること。  
五、国内農畜産物の生産費の半分以上を占める農業用生産資材の価格の引下げ対策を講ずること。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、食糧管理法の一部を改正する法律案  
二、大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案  
食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
第四条ノ二第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ麦ノ生産費其ノ他ノ生産条件、麦ノ需要及供給ノ動向並ニ物価其ノ他ノ経済事情ヲ參照シ麦ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ麦作ノ生産性ノ向上及麦ノ品質ノ改善ニ資スベク配慮スルモノトス

### 附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の食糧管理法第四条ノ二第二項の規定は、昭和六十三年産の大麦、はだか麦及び小麦から適用し、昭和六十二年以前

の生産に係る大麦、はだか麦及び小麦については、なお従前の例による。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案  
大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条」を「第四条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「標準販売価格」の下に「その標準販売価格が政令で定めるところにより生産者団体等的大豆又はなたねの販売価格の動向等を考慮して農林水産大臣の定める最低標準額を下回る場合にあつては、その最低標準額」を加え、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 政令で定めるところにより、販売すること主たる目的として大豆又はなたねの生産を行つてゐると認められる生産者の生産費その他の大豆又はなたねの生産条件、大豆又はなたねの需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参照し、大豆又はなたねの再生産を確保することを旨として農林水産大臣が定める金額(以下「基準価格」という。)  
第二条第三項中「次条」を「第四条」に改め、同条第五項中「基準価格」の下に「及び第二項の最低標準額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「第二項の最低標準額及び同項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、基準価格及び第二項の農林水産大臣の定める数量を定めるに当たつては、大豆生産又はなたね生産における生産性の向上及び大豆又はなたねの品質の改善に資するよう

に配慮するものとする。  
第六条を第七条とする。

第五条第一項中「相当する金額」の下に「(種類等別の基準価格が定められる場合にあつては、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を各種類等別的大豆又はなたねに係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額)を、数量」の下に「(種類等別の基準価格が定められる場合にあつては、その売渡しの委託に係る各種類等別的大豆又はなたねの数量)を加え、同条第二項中「相当する金額」の下に「(種類等別の基準価格が定められる場合にあつては、その交付を受けた金額に相当する金額を各種類等別的大豆又はなたねに係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額)」を加え、同条を第六条とする。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「前条第一項」を「第二条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 農林水産大臣は、基準価格を大豆又はなたねの種類、銘柄又は等級の別(以下「種類等別」という。)に応じて定める場合には、標準販売価格及び前条第二項の最低標準額については種類等別に定めなければならない。この場合においては、前条第二項中「第一号の基準価格」とあるのは「種類等別(次条第一項に規定する種類等別をいう。)の第一号の基準価格」と、「大豆又はなたねの数量」とあるのは「当該種類等別的大豆又はなたねの数量」と、「農林水産大臣の定める数量」とあるのは「当該種類等別の農林水産大臣の定める数量」と、「数」を乗じて得た金額」とあるのは「数」をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」とする。

2 基準価格並びに標準販売価格及び前条第二項の最低標準額が種類等別に定められる場合における同項の規定の適用については必要な技術的説

替へは、政令で定める。

### 附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の大豆なたね交付金暫定措置法の規定は、大豆については昭和六十二年産のものから、なたねについては昭和六十三年産のものから適用する。

3 昭和六十一年以前に生産に係る大豆及び昭和六十二年以前に生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和六十一年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十一年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案  
昭和六十一年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案  
昭和六十一年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

(年金の額の改定の特例)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号。第三項において「共済法」という。)による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、共済法第十九条

の三の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

(旧共済法による年金への準用)

第二条 前条第一項及び第二項の規定は、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号。次項において「昭和六十年改正法」という。)附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十年改正法附則第四十五条第一項及び第二項の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)の適用については、これらの規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

附則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

一、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

一、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十三日)

一、森林法の一部を改正する等の法律案(予備審査のための付託は二月二十三日)

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年

法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第四條第一項中「四十五年以内及び二十五五年」を「五十五年以内及び三十五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

(森林組合法の一部改正)

第一条 森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項第一号及び第二号中「林業の下に」その他の事業又はその生活を加え、同項第三号中「販売の下に」当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含む。を加え、同項第九号中「加工の下に」(食用きのこのその他の林産物の生産を含む。)を加える。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産省令で定める従たる事務について、信託契約に定める範囲内において委託する場合は、この限りでない。

第十四條中「から第二十六條まで」を「第二十五條、第二十六條第一項及び第二項前段に、及び」を並びにに改める。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(共同施業規程)

第二十五條の二 第九條第一項第二号及同条第二項第六号に掲げる事業を行う組合は、定款で定めるところにより、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林(組合の地区内にあるものに限る。以下この条において「整備森林」という。)の整備を促進するため、整備森林に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程(以下「共同施業規程」とい

う。)を定めることができる。

2 共同施業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前項の協定の基本となるべき次に掲げる事項

イ 整備森林の設定に関する事項

ロ 整備森林の区域内の森林について行う施業の共同化の基準となるべき事項

二 組合が委託を受けて行う森林の施業に関する事項

三 一の森林に係る森林所有者である組合員(組合員以外の第九條第九項に掲げる森林所有者を含む)が、当該森林について行う施業の共同化に関する事項を内容とする協定を締結し、当該協定の定めるところに従つた施業につきその委託を申し出た場合において、当該協定が共同施業規程に即していること認められるときは、組合は、正当な理由がないのに、その受託を拒んではならない。

4 前項の規定による申出があつた場合において、当該協定の対象となつていない森林以外の森林に係る組合員その他の森林所有者(国及び地方公共団体を除く)がその森林について協定に参加することが共同施業規程に即した森林施業の共同化を図るため必要であると認められるときは、組合は、その者に対し協定に参加するよう勧奨することができる。

第二十七條第一項第三号中「掲げる者」の下に「又は組合」を加える。

第四十六條第一項中「林地処分事業実施規程」の下に「共同施業規程」を加える。

第五十五條第一項中「及び林地処分事業実施規程」を、林地処分事業実施規程及び共同施業規程に改める。

第六十一條第一項第二号中「又は林地処分事業実施規程」を、林地処分事業実施規程又は共同施業規程に改める。

第六十五條第五項中「規定」の下に「(第八十三條第一項及び第二項並びに第八十四條第一項の

規定を除く。)を加え、同条第六項中「及び解散又は合併の議決」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十五條の二 総代会において組合の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、定款で定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く。)の投票に付さなければならぬ。

2 前項の規定による投票には、第三十一條第一項並びに第四十四條第四項本文、第五項及び第七項の規定を準用する。

第八十三條第六項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の下に」及び「前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、総代会において解散の決議があり、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、前二項の規定を準用する。

第八十四條第一項中「各組合の」を「各組合につき、その」に、「議決しなければならぬ」を「議決するが、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」に改める。

第百條第二項中「第六十七條まで」を「第六十五條まで、第六十六條、第六十七條」に改め、同条第四項中「第八十三條第一項から第五項まで」を「第八十三條(第四項及び第七項を除く。)」に、「第八十三條第四項」を「第八十三條第五項」に、「五人未満」を「五人未満」と、第八十四

条第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員（推組合員を除く。）の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」とあるのは「議決しなければならぬ」とに改める。

第一百一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 所屬員の委託を受けて行ふ森林の施業又は経営

第一百一条第一項第五号中「販売」の下に「（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含む。）」を加え、同項第十一号中「加工」の下に「（食用きのこの他の林産物の生産を含む。）」を加え、同条第五項中「割引をし、」の下に「國、地方公共団体若しくは」を加える。

第一百七条第一号中「信託規程」の下に「及び共同施業規程」を加える。

第二百九条第五項中「第八十三條」を「第八十三條（第四項を除く。）及び第八十四條」に、「第八十三條第四項」を「第八十三條第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二百二十条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十二条第一項第十六号中「第八十三條第五項」を「第八十三條第六項」に改める。

（森林組合合併助成法の一部改正）

第二条 森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「まで及び」を「まで、」に改め、

「昭和五十八年三月三十一日まで」の下に「及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）の施行の日から昭和六十七年三月三十一日まで」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの若しくは」に、「受けたものの合併により」を「受けたもの又は青色申告書を提出する森林組合（清算中のものを除く。）で、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号。以下「昭和六十二年法律第 号」という。）の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二條の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けたものの合併により」に改める。

附則第十八条第七項後段中「場合」の下に「及び青色申告書を提出する森林組合（清算中のものを除く。）が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併する場合」を加える。

附則第二十三条第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併する場合における当該合併後存続する森林組合若しくは当該合併により設立した森林組合が当該合併によ

り取得する不動産の権利」を加える。

第百七回国会農林水産委員会会議録第二号中正誤

ベ 段 行 誤 正  
二 三 九 必 量 要







昭和六十二年四月十一日印刷

昭和六十二年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局